中国銀行JCBカード会員規約

第1章　総則

第1条（会員）

1. 株式会社中国銀行（以下「当行」という。）および株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という。）が運営するカード取引システム（以下「JCBカード取引システム」という。）に当行およびJCB（以下「両社」という。）所定の入会申込書等において、本規約を承認のうえ、会員区分を指定して申込まれた方で両社が審査のうえ入会を承認した方を本会員といいます。
2. JCBカード取引システムに両社所定の入会申込書等において、本規約を承認のうえ、家族会員として入会を申込まれた本会員の家族で、両社が審査のうえ入会を承認した方を家族会員といいます。家族会員は、当行が、家族カードの利用内容・利用状況等を本会員に対し通知することを、あらかじめ承諾するものとします。
3. 本会員は、家族会員に対し、本会員に代わって家族カード（第2条第1項で定義される「カード」のうち家族会員に貸与されるものをいう。また当該カードのカード番号を含むものとする。以下同じ。）を使用して、本規約にもとづくカード利用（第３章（ショッピング利用、金融サービス）に定めるショッピング利用（第22条に定めるものをいう。以下同じ。）、キャッシング1回払いおよびキャッシングリボ払い（以下併せて「金融サービス」という。）ならびに第4条の2第4項に定めるWEBサービス等、第5条に定める付帯サービス等の利用の全部または一部をいう。また、モバイル端末等にカード番号を登録するなどして、当該モバイル端末等を使用したショッピング利用または金融サービスの利用等をする行為を含む。以下同じ。）をおこなう一切の権限（以下「本代理権」という。）を授与します。なお、本会員は、家族会員に対する本代理権の授与について、撤回、取消または無効等の消滅事由がある場合は、第44条第2項所定の方法により家族会員によるカード利用の中止を申出るものとします。本会員は、この申出以前に本代理権が消滅したことを、両社に対して主張することはできません。
4. 本代理権の授与にもとづき、家族会員の家族カードによるカード利用はすべて本会員の代理人としての利用となり、当該家族カード利用にもとづく一切の支払債務は本会員に帰属し、家族会員はこれを負担しないものとします。また、本会員は、自ら本規約を遵守するほか、善良なる管理者の注意をもって家族会員をして本規約を遵守させる義務を負うものとし、家族会員が本規約に違反した場合には、両社に対し、連帯して責任を負うものとします。
5. 本会員と家族会員を併せて会員といいます。
6. 会員と両社との契約は、両社が入会を承認したときに成立します。
7. 会員には、プラチナ会員、ゴールド会員、一般会員等の区分があります。会員区分により、カード（第2条第1項に定めるものをいう。）の利用可能枠、利用範囲、利用方法、家族会員の有無等が異なります。

第2条（カードの貸与およびカードの管理）

1. 当行は、会員本人に対し、両社が発行するクレジットカード（以下「カード」という。を貸与します。カードには、ICチップが組み込まれたICカード（以下「ICカード」という。）を含みます。また、会員は、カードを貸与されたとき、カードに署名欄（サインパネル）がある場合は、直ちに自己の署名をおこなわなければなりません。
2. カードの券面または会員本人のみが閲覧できる画面等には、以下の情報の全部または一部が表示されています。

   ⑴会員の氏名

   ⑵カード番号およびカードの有効期限（以下「併せて「カード番号等」という。）

   ⑶セキュリティコード（カード裏面に印字される場合には、署名欄（サインパネル）に印字される7桁の数値のうち下3桁または「SECURITY CODE」との表記で印字される3桁の数値をいう。カード番号等とセキュリティコードを併せて「カード情報」という。）非対面取引等においては、カードを提示することなくカード情報の全部または一部によりショッピング利用をすることができますので、第三者によるカード情報の悪用等を防止するため、会員は、次項にもとづき、善良なる管理者の注意をもって、カード情報を管理するものとします。
3. カードの所有権は当行にあります。会員は、善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を使用し管理しなければなりません。また、カードおよびカード情報は、会員本人以外は使用できないものです。会員は、他人に対し、カードを貸与、預託、譲渡もしくは担保提供すること、またはカード情報を預託しもしくは使用させることを一切してはなりません。また違法な取引に使用してはなりません。
4. カードおよびカード情報の使用・保管・管理に際して、会員が前3項に違反し、その違反に起因してカードおよびカード情報が不正に利用された場合、本会員は、そのカード利用代金についてすべて支払いの責を負うものとします。

第3条（カードの再発行）

1. 両社は、カードの紛失、盗難、破損、汚損等またはカード情報の消失、不正取得、改変等の理由により会員が希望した場合、両社が審査のうえ、原則としてカードを再発行します。この場合、本会員は、自己に貸与されたカードの他、家族カードの再発行についても当行所定の再発行手数料を支払うものとし、再発行手数料は当行が別途通知または公表します。なお、合理的な理由がある場合はカードを再発行しない場合があります。
2. 両社は、両社におけるカード情報の管理、保護等業務上必要と判断した場合、カード番号の変更ができるものとします。

第4条（カードの機能）

1. 会員は、本規約に定める方法、条件によりカードを使用することによって第3章（ショッピング利用、金融サービス）に定める機能を利用することができます。
2. ショッピング利用は、会員が加盟店（第22条に定めるものをいう。以下同じ。）から商品・権利を購入し、または役務の提供を受けることの代金につき、会員が当行に対して、加盟店に対する支払いを会員に代わって行うことを委託することができる機能です。当行は、会員に対して、会員からの委託にもとづき、加盟店に対して、代金を支払うサービスを提供します。
3. 金融サービスは、会員がJCB所定のCD・ATM等を利用する方法等により、当行から金銭を借り入れることができる機能であり、キャッシング1回払い、海外キャッシング1回払いおよびキャッシングリボ払い（第30条から第31条に定めるものをいう。以下同じ。）の3つのサービスからなります。

第4条の2（WEBサービス等）

1. 両社が本規約に基づき提供するサービスの一部には、両社所定のWEBサービスである「MyJCB」および両社所定のオンライン本人認証サービス（インターネット等によるオンライン取引等に際し、パスワードの入力その他両社所定の方法による本人認証を行うサービスをいう。）である「J/Secure（TM）」（以下、併せて「MyJCB等」という。）を用いたサービスが含まれ、原則として全ての会員は、MyJCB等に利用登録されるものとします。ただし、パソコンおよびスマートフォン等をいずれも保有しないなどインターネットを使用できる環境にない会員は、MyJCB等を利用する必要はありません。
2. MyJCB等の利用に関しては、両社が別途定める「MyJCB利用者規定」および「J/Secure(TM)利用者規定」が適用されるものとします。
3. 会員が「MyJCB」および「J/Secure（TM）」を利用しない場合（「MyJCB」または「J/Secure（TM）」の利用登録がなされていない場合を含む。）、会員はオンライン取引によるショッピング利用ができない場合があります。
4. 会員は、両社が認める場合、当行が別に定めるところに従い、MyJCB等以外のWEBサービス（「MyJチェック」等を含むが、それらに限らない。以下同じ。以下、MyJCB等とその他のWEBサービスとを併せて「WEBサービス等」という。）の登録を行うことによりWEBサービスを利用することができます。ただし、家族会員は、WEBサービス等のうち一部の機能を利用することができません。
5. 会員は、Eメールアドレスもしくは携帯電話番号またはそれらの両方を保有している場合には、両社所定の方法により、それら（ただし、家族会員はEメールアドレスのみに限る。）を届け出るものとし、両社、JCBまたは当行から送信される Eメールまたはショートメッセージを速やかに受信し確認することが可能な状態を維持するものとします。
6. 会員は、両社に届け出た Eメールアドレスまたは携帯電話番号を変更する場合、直ちに両社所定の届出を行うものとします。
7. 会員が前二項に違反したことにより、会員に生じた損害について、両社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、両社は一切責任を負わないものとします。

第5条（付帯サービス等）

1. 会員は、第3章に明示的に列挙される機能・サービスとは別に、当行、JCBまたは当行もしくはJCBが提携する第三者（以下「サービス提供会社」という。）が提供するカード付帯サービスおよび特典（以下「付帯サービス」という。）を利用することができます。会員が利用できる付帯サービスおよびその内容については、当行が書面その他の方法により通知または公表します。
2. 付帯サービスはカードの種類によって異なります。会員は、付帯サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれにしたがうものとし、また、会員が本規約または付帯サービスの利用等に関する規定等に違反した場合、または両社が会員のカード利用が適当でないと合理的に判断したときは、付帯サービスを利用できない場合があります。
3. 会員は、付帯サービスを利用するために、カード（第2条に定めるカードをいい、当該カードの種類やカード番号等を確認できないETCカード等またはモバイル端末等は含まない。以下、本項において同じ。）をサ

ービス提供会社または加盟店等に提示することを求められる場合または加盟店でのカードによるショッピング利用を求められる場合があります。その他、会員は、付帯サービスを利用する場合、当行、JCBまたはサービス提供会社所定の方法にもとづき、サービスを利用するものとします。

4. 当行、JCBまたはサービス提供会社が必要と認めた場合には、当行、JCBまたはサービス提供会社は付帯サービスおよびその内容を変更することがあります。

第6条（カードの有効期限）

1. カードの有効期限は、カードの券面または会員本人のみが閲覧できる画面等に表示された年月の末日までとします。（なお、各年における当該有効期限の月と同じ月のことを、以下「有効期限月」という。）。
2. 両社は、カードの有効期限までに退会の申出のない会員で、両社が審査のうえ引続き会員と認める方に対し、有効期限を更新した新たなカード（以下「更新カード」という。）を発行します。本会員は有効期限経過後のカードをただちに切断・破棄するものとします。

第7条（暗証番号）

1. 会員は、カードの暗証番号（4桁の数字）を両社に登録するものとします。ただし、会員からの申出のない場合、または当行が暗証番号として不適切と判断した場合には、あらためてお申出いただく必要があります。
2. 会員は、暗証番号を新規登録または変更する場合、生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の使用を避けるものとします。推測されやすい番号等を使用したことにより生じた損害に対し、両社は一切の責任を負わないものとします。会員は、暗証番号を他人に知られないように善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。カード利用の際、登録された暗証番号が使用されたときは、その使用はすべて当該カードを貸与されている会員本人が使用したものと推定し、その利用代金はすべて本会員の負担とします。ただし、登録された暗証番号の管理につき、会員に故意または過失が存在しない場合には、この限りではありません。
3. 会員は、当行所定の方法により申出ることにより、暗証番号を変更することができますが、この場合は、カードの再発行手続きが必要となります。

第8条（年会費）

1. 本会員は、有効期限月の3か月後の月の第33条に定める約定支払日（ただし入会後最初の年会費については、有効期限月の翌月の約定支払日）（ただし、口座振替による支払は、当行システム稼働時間内とします。以下本条において同じ。） に当行に対し、当行が通知または公表する年会費（家族会員の有無・人数によって異なります。）を毎年支払うものとします。ただし、年会費が当該約定支払日に支払われなかった場合には、翌月以降の約定支払日に請求されることがあります。なお、当行またはJCBの責に帰すべき事由によらない退会または会員資格を喪失した場合、すでにお支払い済みの年会費はお返ししません。
2. 第1項の年会費は、当行が会員に対して3か月前までに通知または公表することで、変更できるものとします。

第9条（届出事項の変更等）

1. 会員が両社に届出た氏名、住所、電話番号、Eメールアドレス、職業、勤務先、取引を行う目的、お支払い口座（第33条に定めるものをいう。）、カードの暗証番号、家族会員、 国籍、在留情報（会員が外国人である場合の在留資格、在留期間等をいう。）等（以下「届出事項」という。）について変更があった場合には、両社所定の方法により遅滞なく両社に届出なければなりません。また、両社が会員に対して、会員の届出内容（変更に関する内容を含む。）を証する資料の提出を求めた場合には、会員はこれを提出しなければなりません。
2. 前項の変更届出がなされていない場合といえども、両社は、それぞれ適法かつ適正な方法により取得した個人情報またはその他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断したときは、当該変更内容にかかる前項の変更届出があったものとして取扱うことがあります。なお、会員は、両社の当該取扱いにつき異議を述べないものとします。また、会員は、両社が届出事項の変更の有無の確認を求めた場合には、これに従うものとします。
3. 第1項の届出がないため、当行からの通知または送付書類その他のものが延着または到着しなかった場合といえども、通常到着すべきときに到着したものとみなします。ただし、第1項の変更の届出をおこなわなかったことについて、会員にやむを得ない事情がある場合はこの限りではないものとします。
4. 会員が第44条第1項第11号または第12号に該当すると具体的に疑われる場合には、当行は、会員に対し、当該事項に関する調査をおこない、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、会員は、これに応じるものとします。

第10条（会員区分の変更）

1. 本会員が申出、両社が審査のうえ承認した場合、会員区分は変更になります。また、本会員が新たに別の会員区分を指定して両社に入会を申込んだ場合は、会員区分の変更の申出があったものとして取扱われることがあります。
2. 会員区分の変更により、登録中のカードの暗証番号は無効となります。会員は、会員区分変更の申出の際は、あらためてカードの暗証番号を登録しなければなりません。
3. 会員区分が変更になった場合、変更後の会員区分に応じて両社が定めた利用可能枠、利用範囲、利用方法、家族会員の有無、手数料率、付帯サービスの内容・条件その他の条件が新たに適用されます。また、家族会員の契約、利用中の機能・サービス等が引継がれないことがあります。

第11条（取引時確認等）

1. 犯罪による収益の移転防止に関する法律にもとづく取引時確認（本人特定事項等の確認をいう。）が当行所定の期間内に完了しない場合、その他同法にもとづき必要と当行が判断した場合は、当行は入会を断ること、カード利用を制限することおよび会員資格を喪失させることがあります。
2. 両社は、会員が入会した後、会員が両社に申告または届け出た情報等やカード利用に関する具体的な取引の内容等を適切に把握するため、会員に対して各種確認や資料の提出を求める場合があります。この場合、会員は正当な理由なく、両社の求めに応じることを拒絶または遅延してはならないものとします。

第12条（業務委託）

会員は、当行が代金決済事務その他の事務等をJCBまたは当行が指定する第三者に業務委託することをあらかじめ承認するものとします。

第2章　個人情報の取扱い

第13条（個人情報の収集、保有、利用、預託）

1. 会員および入会を申込まれた方（以下あわせて「会員等」という。）は、両社が会員等の個人情報につき必要な保護措置をおこなったうえで以下のとおり取扱うことに同意します。
   ⑴本契約（本申込みを含みます。以下同じ。）を含む当行もしくはJCBまたは両社との取引に関する与信判断および与信後の管理のため、以下の①②③④⑤⑥⑦⑧⑨の個人情報を収集・保有・利用すること。
   ①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号（ショートメッセージサービスの送信先番号を兼ねる）、勤務先、職業、取引を行う目的、Eメールアドレス等、会員等が入会申込時および第9条等にもとづき入会後に届出た事項。
   ②入会申込日、入会承認日、有効期限、利用可能枠等、会員等と両社の契約内容に関する事項。
   ③会員のカードの利用内容、支払い状況、お問い合わせ内容および与信判断や債権回収その他の与信後の管理の過程において両社が知り得た事項。
   ④会員等が入会申込時および入会後に届出た資産、収入・負債・家族構成等、当行またはJCBが収集したクレジット利用・支払履歴。
   ⑤犯罪による収益の移転防止に関する法律で定める本人確認書類等の記載事項または会員等が当行に提出した収入証明書類等の記載事項。
   ⑥当行またはJCBが適正かつ適法な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項（公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等にもとづき、①②③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。）。
   ⑦電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報。
   ⑧インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、会員が加盟店における購入画面等に入力した氏名、Eメールアドレス、電話番号、商品等送付先住所および請求先住所等の取引情報（以下「オンライン取引情報」という。）。
   ⑨インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、会員が当該オンライン取引の際に使用したパソコン、スマートフォンおよびタブレット端末等の機器に関する情報（OSの種類・言語、IPアドレス、位置情報、端末識別番号等）（以下「デバイス情報」という。）。
   ⑵以下の目的のために、前号①②③④の個人情報を利用すること。ただし、会員が本号③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または本号④に定める営業案内等について当行またはJCBに中止を申出た場合、両社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。なお、中止の申出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。
   ①カードの機能、付帯サービス等の提供。
   ②当行もしくはJCBまたは両社のクレジットカード事業その他の当行もしくはJCBまたは両社の事業（当行またはJCBの定款記載の事業をいう。以下「両社事業」という場合において同じ。）における取引上の判断（会員等による加盟店申込み審査および会員等の家族または親族との取引上の判断を含みます。）

③両社事業における新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査。
④両社事業における宣伝物の送付または電話・Eメールその他の通信手段等の方法による等、当行、JCBまたは加盟店その他等の営業案内および貸付の契約に関する勧誘。
⑤刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項照会その他各種法令に基づき公的機関・公的団体等から提出を求められた場合の公的機関・公的団体等への提供。

(3)本契約にもとづく当行またはJCBの業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本項(1)①②③④⑤⑥⑦⑧⑨の個人情報を当該業務委託先に預託すること。

(4) 割賦販売法等に基づき第三者によるカード番号の不正利用の防止を図る業務を行うため、インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、オンライン取引情報とデバイス情報に含まれる本項(1)⑧⑨の個人情報を使用して本人認証を行うこと。なお、当該分析の結果、当該非対面取引が第三者によるカード番号の不正利用である可能性が相対的に高いと判断された取引については、当行は会員らの財産の保護を図るため、追加の本人確認手続きを求めたり、当該非対面取引におけるショッピング利用を拒絶したりする場合があります。両社は当該業務のために、本項(1)⑧⑨の個人情報を不正検知サービスを運営する事業者に提供し、当該事業者から当該事業者が行った分析結果を受領します。また当該事業者は、会員によるオンライン取引完了後も当該個人情報を個人が直接特定できないような形式に置き換えたうえで一定期間保管し、当該事業者内において、当該事業者が提携する両社以外の組織向けの不正検知サービスにおける分析のためにも当該情報を使用します。詳細については、JCBのホームページ内のJ/Secure(TM)サービスに関する案内にて確認できます。

2. 会員等は、当行、JCBおよびJCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社が、与信判断および与信後の管理、その他自己との取引上の判断のため、第1項(1)①②③④の個人情報（第14条により個人信用情報機関からのみ取得された個人情報を除きます。）を共同利用することに同意します。JCBカード取引システムに参加するＪＣＢの提携会社は次のホームページにて確認できます（https://www.jcb.co.jp/r/riyou/）。なお、本項にもとづく共同利用にかかる個人情報の管理について責任を有する者はJCB(https://www.global.jcb/ja/about-us/company/overview/)となります。

3. 会員等は、当行またはJCBが個人情報の提供に関する契約を締結した提携会社（以下「共同利用会社」という。）が、共同利用会社のサービス提供等のため、第1項(1)①②③の個人情報を共同利用することに同意します（共同利用会社および利用目的は次のホームページにて確認できます。https://www.jcb.co.jp/r/riyou/）。

なお、本項にもとづく共同利用にかかる個人情報の管理について責任を有する者はＪＣＢ(https://www.global.jcb/ja/about-us/company/overview/)となります。

第14条（個人信用情報機関が保有する信用情報の利用および個人信用情報機関への信用情報の提供等）

1. 本会員および本会員として入会を申込まれた方（以下併せて「本会員等」という。）は、当行またはJCBが利用・登録する個人信用情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および当該機関に加入する金融機関・貸金業者その他与信事業者・包括信用購入あっせん業者等（以下「加盟事業者」という。）に対する当該情報の提供を業とするものをいう。以下同じ。）が保有する信用情報の利用および個人信用情報機関への信用情報の提供等について以下のことに同意します。

(1)両社が本会員等の本人を特定するための情報（氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所等）を、両社がそれぞれ加盟する個人信用情報機関（以下「加盟個人信用情報機関」という。）および当該機関と提携する個人信用情報機関（以下「提携個人信用情報機関」という。）に提供し、本会員等に関する信用情報（(4)①に定める情報をいう。以下同じ。）をこれらの個人信用情報機に照会すること。

(2) (1)の照会により、これらの個人信用情報機関に本会員等および本会員等の配偶者の信用情報が登録されている場合は、当該信用情報の提供を受け、本会員等の支払能力・返済能力の調査のために利用すること。

(3)両社が本会員等の本契約に関する信用情報である個人情報（本規約末尾の「登録情報および登録期間」表（以下「登録情報・期間表」という。）に列挙する情報等をいう。）を、加盟個人信用情報機関に提供すること。なお、当該個人情報は、加盟個人信用情報機関に登録され、同表に定める期間保存されて、(4)に定めるとおり利用されます。

(4)加盟個人信用情報機関が、当該機関および提携個人信用情報機関の加盟事業者による取引上の判断のために、保有する信用情報を以下のとおり利用すること、および加盟事業者に提供すること。

①加盟個人信用情報機関は下記の信用情報（登録情報・期間表に列挙される情報を含む。）を保有します。

ア.(3)により、両社を含め、加盟事業者から提供を受けた情報

イ.加盟個人信用情報機関が収集した上記ア以外の情報
ウ.加盟個人信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、およびその関連情報

②加盟個人信用情報機関は、保有する①の信用情報を以下の目的で利用します。
ア.信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他自己の業務を適切に実施するための処理
イ.信用情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情報の算出
ウ.③に基づく信用情報の提供

③加盟個人信用情報機関は、①の信用情報を加盟事業者に提供します。また、加盟個人信用情報機関は、①の信用情報の一部を提携個人信用情報機関を通じて、その加盟事業者に提供します。加盟事業者は、自己の与信取引上の判断（顧客および顧客の配偶者の支払能力・返済能力の調査または転居先の調査をいう。ただし、割賦販売法または貸金業法に基づき加盟事業者が個人信用情報機関から提供を受ける情報については、支払能力・返済能力の調査の目的に限る。）のために利用します。

⑸前号により加盟個人信用情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟事業者に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人信用情報機関および当該機関の加盟事業者が個人情報を相互に提供し、利用すること。

2．加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関は、本規約末尾に記載の個人信用情報機関とし、各加盟個人信用情報機関に登録する情報は登録情報・期間表に定める事実とします。なお、当行またはJCBが新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、書面その他の方法により通知のうえ同意を得るものとします。

第15条（個人情報の開示、訂正、削除）

1．会員等は、当行、JCB、JCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社、共同利用会社および加盟個人信用情報機関に対して、当該会社および機関がそれぞれ保有する自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求は以下に連絡するものとします。
⑴当行に対する開示請求：本規約末尾に記載の当行相談窓口へ
⑵JCB、JCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社および共同利用会社に対する開示請求：本規約末尾に記載のJCB相談窓口へ
⑶加盟個人信用情報機関に対する開示請求：本規約末尾に記載の各加盟個人信用情報機関へ

2．万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、両社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第16条（個人情報の取扱いに関する不同意）

両社は、会員等が入会の申込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または本章に定める個人情報の取扱いについて承諾できない場合は、入会を断ることや、退会の手続きをとることがあります。ただし、第13条第1項⑵③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または同④に定める当行、JCBまたは加盟店等の営業案内等に対する中止の申出があっても、入会を断ることや退会の手続きをとることはありません（本条に関する申出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。）。

第17条（契約不成立時および退会後の個人情報の利用）

1．両社が入会を承認しない場合であっても入会申込をした事実は、承認をしない理由のいかんにかかわらず、第13条に定める目的（ただし、第13条第1項⑵③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および同④に定める当行、JCBまたは加盟店等の営業案内等を除きます。）および第14条の定めにもとづき一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

2．第43条に定める退会の申出または第44条に定める会員資格の喪失後も、第13条に定める目的（ただし、第13条第1項⑵③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および同④に定める当行、JCBまたは加盟店等の営業案内等を除きます。）および開示請求等に必要な範囲で、法令等または両社が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

第3章　ショッピング利用、金融サービス

第18条（標準期間）

本規約においては、「前月16日から当月15日まで」を標準期間といいます。

第19条（利用可能枠）

1．当行は、本会員につき、商品ごとの利用可能枠として、次の利用可能枠を審査のうえ決定します（商品ごとの利用可能枠を総称して「機能別利用可能枠」という。）。
①ショッピング1回払い利用可能枠

②ショッピングリボ払い利用可能枠
③ショッピング分割払い／ショッピングスキップ払い利用可能枠
④ショッピング2回払い利用可能枠
⑤ボーナス1回払い利用可能枠
⑥キャッシング1回払い利用可能枠
⑦海外キャッシング1回払い利用可能枠
⑧キャッシングリボ払い利用可能枠

2．前項の機能別利用可能枠は、以下のとおり、3つの商品群に分類され、商品群ごとの利用可能枠（以下「内枠」という。）が設定されます。各商品群に属する機能別利用可能枠のうち最も高い金額が、当該商品群にかかる内枠となります。
⑴前項①の機能別利用可能枠…「ショッピング枠」として分類
⑵前項②③④⑤の機能別利用可能枠…「ショッピング残高枠」として分類
⑶前項⑥⑦⑧の機能別利用可能枠…「キャッシング総枠」として分類

3．第1項①から⑧の機能別利用可能枠のうち最も高い金額が、カード全体の利用可能枠（以下「総枠」という。）となります。機能別利用可能枠、内枠および総枠を総称して、利用可能枠といいます。

4．当行は、会員のカード利用状況および本会員の信用状況等に応じて、審査のうえ利用可能枠を増額または減額することができるものとします。ただし、本会員より増額を希望しない旨の申出があった場合は増額しないものとします。

5．当行は、本会員からの申し出にもとづき、審査のうえ、会員のカード利用状況、本会員の信用状況および本会員が増額を希望する理由その他の事情を考慮して、一時的に利用可能枠を増額する場合があります。この場合、当行が設定した増額期間が経過することにより、当行からの何らの通知なく、増額前の利用可能枠に戻ります。なお、当行は本会員からの申し出の都度、利用可能枠の一時的な増額を認めるか否か審査します。

6．本会員が当行から複数枚のJCBカード（当行が発行する両社所定のクレジットカード等をいい、当該カードにかかるカード情報を含みます。以下同じ。）の貸与を受けた場合、それら複数枚のJCBカード（ただし、一部のJCBカードは除く。）全体における利用可能枠は、原則として各カードごとに定められた利用可能枠のうち最も高い金額（当該金額を「総合与信枠」という。）となり、それら複数枚のJCBカードにおける利用可能枠の合計金額にはなりません。なお、総合与信枠の金額にかかわらず、各JCBカードにおける利用可能枠は、当該JCBカードについて個別に定められた金額となります。

第20条（利用可能な金額）

1．会員は、以下の各号のうち最も低い金額の範囲内でカードを利用することができるものとします。なお、本項から第3項の定めは、ショッピング利用および金融サービス利用のすべてに適用されます。
⑴会員が利用しようとする商品の機能別利用可能枠から当該機能別利用可能枠にかかる利用残高（なお、前条第1項③の利用可能枠に係る利用残高は、ショッピング分割払いの利用残高とショッピングスキップ払いの利用残高の合計額となります。）を差引いた金額
⑵会員が利用しようとする商品の属する内枠から当該内枠にかかる利用残高を差引いた金額
⑶総枠から会員の全利用残高を差引いた金額

2．前項の利用残高とは、会員のカード利用にもとづき当行に対して支払うべき金額（約定支払日が到来しているか否かを問わない。また、キャッシング1回払い手数料、キャッシングリボ払い利息、ショッピングリボ払い手数料、ショッピング分割払い手数料、ショッピングスキップ払い手数料および遅延損害金は除く。）で、本会員が未だ当行に対して支払いを済ませていない金額をいい、本会員分と家族会員分を合算した金額をいいます。（ただし、約定支払日当日については、同日において会員が支払うべき金額をその決済の有無にかかわらず利用残高に含める扱いとする。）

3．第1項、第2項にかかわらず、本会員が当行から複数枚のJCBカードの貸与を受け前条第6項の適用を受ける場合、第1項の利用残高は、本会員が保有するすべてのJCBカードおよび当該JCBカードにかかる規約にもとづき発行された家族カードの利用残高を合算した金額となります。

4．本会員は、利用可能枠を超えるカード利用（家族会員による家族カードの利用を含みます。）についても当然に支払義務を負うものとします。

5．会員が、前条第1項②③④または⑤の機能別利用可能枠を超えてショッピングリボ払い、ショッピング分割払い、ショッピング2回払い、ボーナス1回払いによるショッピング利用をした場合、当該機能別利用可能枠を超過した利用はショッピング1回払いを指定したものと同様に取扱われます。

第21条（手数料率、利率の計算方法等）

1．手数料率、利率（遅延損害金の利率を含む。以下本条において同じ。）等の計算方法については、本規

約において別途定める場合を除き、1年を365日（うるう年は366日）とする日割方式とします。

2. 当行は金融情勢の変化等により、本規約およびその他の諸契約にもとづくカード利用にかかる手数料率および利率を変更することがあります。

第22条（ショッピングの利用を行う目的・利用方法）

1. 会員はJCB、JCBの提携会社およびJCBの関係会社の認める国内および海外のJCBカードの取扱加盟店（以下「加盟店」という。）において、本条第2項から第5項に定める方法または両社が特に認める方法により、本条その他両社所定の定めに従い、会員と加盟店との間で直接現金決済を行わずに、加盟店に対する支払いを当行に対して委託することにより、加盟店から生活費とすることを取引を行う目的として、商品もしくは権利を購入し、または役務の提供等を受けることができます（以下「ショッピング利用」という。）。会員が加盟店においてカードを利用したことにより、会員の加盟店に対する支払いにつき、会員が当行に対して弁済委託を行ったものとみなし、当行は、自らまたは第三者を介して、加盟店に対して、会員に代わって立替払いを行います。

2. 会員は加盟店の店頭（自動精算機の場合を含む。）において、JCB所定の方法によりカードを提示し、または非接触ICカード等を所定の機器にかざし、加盟店の指示に従って、原則として加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力することによりショッピング利用を行うことができます。なお、JCBが認める場合には、加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力にかえて、カードの署名と同じ署名を行うこと、またはその他の所定の手続きを行うことにより、端末機への暗証番号の入力を省略して、ショッピング利用ができることがあります。

3. インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引その他両社が特に認めた取引を行う加盟店においては、会員は、加盟店所定の方法で、カード番号等を送信もしくは通知する方法により、または当該方法に加えてセキュリティコードもしくはJ/Secure（TM）利用者規定に定めるパスワードを送信する方法その他両社が別に定める方法により、ショッピング利用を行うことができます。この場合、会員はカードの提示および暗証番号の入力を省略することができます。

4. 両社が特に認めたホテル・レンタカー等の加盟店における取引については、あらかじめ会員が加盟店との間で合意している場合には、会員は、ショッピング利用代金額の一部についてのみ、加盟店に対してカードの提示、暗証番号の入力または売上票への署名等（以下「暗証番号入力等」という。）をおこない、残額（暗証番号入力等をおこなった後、利用が判明した代金を含む。）についてはカードの提示、暗証番号入力等を省略することができます。

5. 通信料金等両社所定の継続的役務については、会員がカード番号等を事前に加盟店に登録する方法により、当該役務の提供を継続的に受けることができます。会員は、加盟店に登録したカード番号等に変更があった場合ならびに退会または会員資格喪失等に至った場合、加盟店に当該変更、退会または会員資格喪失等を申出るものとします。なお、上記の事由が生じた場合には、当行またはJCBが会員に代わって当該変更、退会または会員資格喪失等の情報を加盟店に対し通知する場合があることを会員はあらかじめ承認するものとします。また、会員に、退会または会員資格喪失等の通知がなされた後であっても、当該加盟店におけるカード利用について、本会員は第43条第1項なお書きおよび第44条第1項にしたがい、支払い義務を負うものとします。

6. 会員のショッピング利用に際して、加盟店が当該利用につき当行に対して照会をおこなうことにより当行の承認を得るものとします。ただし、利用金額、購入する商品・権利および提供を受ける役務の種類によってはこの限りではありません。

7. ショッピング利用のためにカード（カード情報を含みます。以下本項において同じ。）が加盟店に提示または通知された際、カードの第三者による不正利用を防止する目的のために、当行は以下の対応をとることができます。

(1)当行は、事前または事後に、電話等の方法により直接または加盟店を通じて会員本人の利用であることを確認する場合があります。

(2)当行、JCBまたはJCBの提携会社が当該加盟店より依頼を受けた場合、当行またはJCBにおいて会員のカード番号・氏名・住所・電話番号その他当該ショッピング利用の申込者が加盟店に届出た情報と会員が両社に届出ている個人情報を照合し、一致の有無を当該加盟店に対して回答する場合があります。

(3)カードの第三者による不正利用の可能性があると当行が判断した場合、会員への事前通知なしにカード利用を保留または断る場合があります。

(4)ショッピング利用の申込者に対して、セキュリティコードまたはJ/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードの入力その他両社が別に定める本人認証手続きを求める場合があります。申込者がセキュリティコードまたは同規定に定めるパスワードを誤って入力した場合、その他両社が別に定める本人認証手

続きに失敗した場合、会員によるカード利用を一定期間制限することがあります。

8. 家族会員が家族カードを使用して商品・権利を購入し、または役務の提供等を受けた場合、家族会員は本会員の代理人として加盟店との間でそれらにかかる契約をおこなったものとみなし、当該契約にもとづく債務は本会員が負担するものとします。

9.会員は、現金を取得することを目的として商品・権利の購入または役務の提供などにカードのショッピング枠、ショッピング残高枠（第19条第2項に定めるものをいう。）を利用すること（以下「ショッピング枠現金化」という。）はできません。なお、ショッピング枠現金化には以下の方式等がありますが、現金を取得することを目的とするショッピング利用である限り、方式のいかんにかかわらず、禁止の対象となります。

(1)商品・権利の購入、役務の提供の対価として、合理的な金額以上の対価を、カードを利用して支払い、加盟店等から現金または現金に類似するものの交付を受ける方式

(2)商品・権利等を購入し、その対価を、カードを利用して支払ったうえで、当該商品・権利等を当該商品・権利等を購入した加盟店その他の第三者に有償で譲渡する方式

(3)現行紙幣もしくは貨幣、またはこれらが含まれる商品等をカードを利用して購入する方式

10.貴金属、金券類、プリペイドカード等の前払式支払手段、現金類似物・現金等価物（疑似通貨、電子マネー、回数券等を含むが、これらに限らない。）、パソコン、射幸性のある商品等、その他当行所定の一部の商品・権利の購入および役務の提供については、第20条第1項に定める金額の範囲内であったとしても、本会員の信用状況または会員のカード利用状況その他の事情により、会員のショッピング利用が制限され、カードを利用できない場合があります。この場合、他の加盟店においてはショッピング利用できる場合であっても、上記のショッピング利用についてのみ制限を受ける場合があることについて、会員は承諾するものとします。

第23条（立替払いの委託）

1. 会員は、第22条第1項の定めのとおり、加盟店においてカードを利用したことにより、当行に対して弁済委託を行ったこととなります。会員は、当行が会員からの委託にもとづき、会員の加盟店に対する支払いを代わりに行うために、以下の方法をとることについて、あらかじめ異議なく承諾するものとします。なお、加盟店への立替払いに際しては、JCBが認めた第三者を経由する場合があります。

(1)当行が加盟店に対して立替払いすること。

(2)JCBが加盟店に対して立替払いしたうえで、当行がJCBに対して立替払いすること。

(3)JCBの提携会社が加盟店に対して立替払いしたうえで、当行が当該JCBの提携会社に対して立替払いすること。

(4)JCBの関係会社が加盟店に対して立替払いしたうえで、JCBが当該JCBの関係会社に対して立替払いし、さらに当行がJCBに対して立替払いすること。

2. 商品の所有権は、当行が加盟店、JCBまたはJCBの提携会社に対して支払いをしたときに当行に移転し、ショッピング利用代金の完済まで当行に留保されることを、会員は承認するものとします。

第24条（ショッピング利用代金の支払区分）

1. ショッピング利用代金の支払区分は、ショッピング1回払い、ショッピング2回払い、ボーナス1回払い、ショッピングリボ払い、支払回数が3回以上でかつ当行所定の支払回数のショッピング分割払い（以下「ショッピング分割払い」という。）のうちから、会員がショッピング利用の際に指定するものとします。ただし、ショッピング2回払い、ボーナス1回払い、ショッピングリボ払い、ショッピング分割払いは、当行が指定する加盟店においてのみ利用できるものとします。なお、ショッピング2回払い、ボーナス1回払い、ショッピングリボ払いおよびショッピング分割払い取扱加盟店において会員が支払区分を指定しなかった場合は、すべてショッピング1回払いを指定したものとして取扱われます。また、ショッピングリボ払い、ショッピング分割払いを指定した場合、ショッピング利用代金額に所定の手数料が加算されます。

2. 第1項にかかわらず、当行が認めた場合、会員は、以下の方式で、ショッピング利用代金の支払区分をショッピングリボ払い、ショッピング分割払いまたはショッピングスキップ払いに指定することができます。会員は、当該サービスに関する規定・特約等がある場合はそれに従うものとします。ただし、いずれの場合でも、一部の加盟店の利用、カードの付帯サービス料金その他当行が指定するものについては、以下の方式による支払区分の指定を行うことはできず、ショッピング1回払いのみの指定となります。

(1)本会員が申出、以後のショッピング利用代金の支払いをすべてショッピングリボ払いとする方式。なお、本方式を利用する場合は、本規約末尾の手数料率が適用されます。

(2)当行が別途定める期日までに会員が支払区分の変更を希望するショッピング利用を特定して申出、当行が指定した月の約定支払日から別の支払区分を指定したショッピング利用代金をショッピングリボ払い、ショッピング分割払いまたはショッピングスキップ払いに変更する方式。本方式を利用する場合は、カード利用日にショッピングリボ払い、ショッピング分割払いまたはショッピングスキップ払いの指定があ

ったものとします。なお、1回のショッピング利用の代金の一部についてのみ支払区分を変更することはできません。

第25条（ショッピング利用代金の支払い）

1. 本会員は、会員が標準期間においてショッピング利用をおこなった場合、第23条における当行、JCB、JCBの提携会社、JCBの関係会社または加盟店の各間の立替払いの有無にかかわらず、第2項、第3項の場合を除き、以下のとおり支払うものとします。
   ⑴ショッピング1回払いを指定した場合、当該ショッピング利用代金額を、標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日（ただし、口座振替による支払は、当行システム稼働時間内とします。以下、本条において同じ。）
   ⑵ショッピング2回払いを指定した場合、当該ショッピング利用代金額の半額（1円単位とし、端数が生じた場合は初回の約定支払日に算入します。）を、標準期間満了日の属する月の翌月および翌々月の約定支払日
2. 本会員は、会員がショッピング利用においてボーナス1回払いを指定した場合、原則として、以下のとおり支払うものとします。ただし、加盟店によりボーナス1回払いの取扱期間が異なることがあります。
   ⑴前年12月16日から当年6月15日までの当該ショッピング利用代金額の合計を、当年8月の約定支払日
   ⑵当年7月16日から当年11月15日までの当該ショッピング利用代金額の合計を、翌年1月の約定支払日
3. 本会員は、会員がショッピング利用においてショッピングリボ払い、ショッピング分割払いまたはショッピングスキップ払いを指定した場合、第26条、第27条または第27条の2に定めるとおり支払うものとします。

第26条（ショッピングリボ払い）

1. 本会員は、会員がショッピングリボ払いを指定した場合、以下のとおり弁済金を支払うものとします。
   ⑴標準期間におけるショッピング利用代金額に対して標準期間満了日の属する月の16日から翌月の約定支払日までの間当行所定の手数料率を乗じたショッピングリボ払い手数料を、翌月の約定支払日（ただし、口座振替による支払は、当行システム稼働時間内とします。）。ただし、（ア）当該ショッピング利用により第19条第1項②の機能別利用可能枠にかかる残高が当該機能別利用可能枠を超える場合の超過金額、および（イ）標準期間におけるショッピングリボ払いのショッピング利用代金額とショッピングリボ払い利用残高の合計金額が⑵に定めるリボ払元金以下の場合の当該ショッピング利用代金額は当該手数料の計算から除かれるものとします。
   ⑵⑴の手数料のほか、以下の金額を毎月の約定支払日（ただし、口座振替による支払は、当行システム稼働時間内とします。）。ただし、ボーナス増額払いを指定した場合、ボーナス指定月の約定支払日（ただし、口座振替による支払は、当行システム稼働時間内とします。）において会員が指定した金額を加算して支払うものとします。なお、債務の充当は当行所定の方法によりおこないます。
   （リボ払元金）前月15日のショッピングリボ払い利用残高が、会員の指定した支払方法により決定されるショッピングリボ払い元金（以下「リボ払元金」という。）以上の場合は当該リボ払元金。リボ払元金未満の場合は当該ショッピングリボ払い利用残高。
   （ショッピングリボ払い手数料）前月の約定支払日のショッピングリボ払い利用残高（同日に支払うリボ払元金、ボーナス加算額および前々月16日から前月の約定支払日までのショッピングリボ払い利用額を差引いた金額）に対して前月の約定支払日の翌日から当月の約定支払日までの間当行所定の手数料率を乗じた金額。
2. 当行が認めた場合、本会員は支払方法の変更およびボーナス増額払いの追加指定、加算額の変更をすることができます。
3. 本会員は、ショッピングリボ払いに関する債務の支払いを本規約末尾に記載の「繰上返済方法」にしたがい随時支払うことができます。

第27条（ショッピング分割払い）

1. 本会員は、会員がショッピング分割払いを指定した場合、ショッピング利用代金額に会員の指定した支払回数（ただし、ショッピング利用代金額が少額の場合、当行にて、会員が指定した支払回数より少ない回数に変更する場合があります。以下同じ。）に応じた当行所定の割賦係数を乗じたショッピング分割払い手数料を加算した金額（以下「支払総額」という。）を支払うものとします。
2. 分割支払金合計額を支払回数で除した金額を分割支払金（ただし、計算上の都合により初回および最終回の分割支払金は金額が異なります。）とし、標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日（ただし、口座振替による支払は、当行システム稼働時間内とします。以下、本条において同じ。）から支払回数回にわたり最終約定支払日まで、分割支払金を各約定支払日に支払うものとします。
3. 各分割支払金における分割支払元金と手数料の内訳の計算方法については以下のとおりとします。
   ⑴初回の分割支払金の内訳

手数料＝標準期間に利用した場合、ショッピング利用代金額に対する標準期間満了日の属する月の16日から翌月10日までの間当行所定の手数料率を乗じた金額

分割支払元金＝分割支払金から上記手数料を差引いた金額

⑵第2回の分割支払金の内訳

手数料＝ショッピング分割払い残元金（ショッピング利用代金額―⑴の分割支払元金の額）に当行所定の手数料率（月利）を乗じた金額

分割支払元金＝分割支払金から上記手数料を差引いた金額

⑶第3回の分割支払金の内訳

手数料＝ショッピング分割払い残元金（ショッピング利用代金額―⑴および⑵の分割支払元金の額）に当行所定の手数料率（月利）を乗じた金額

分割支払元金＝分割支払金から上記手数料を差引いた金額

4．ボーナス併用ショッピング分割払いを指定した場合、本会員は、ショッピング利用代金額の半額を第1項、第2項、第3項の規定にしたがい支払い、残額を当行所定の方法によりボーナス月（1月および8月）の約定支払日に支払うものとします。なお、初回から最終回までの約定支払日にボーナス月の約定支払日に該当する日がない場合、ボーナス併用ショッピング分割払いを指定しなかったものとして取扱われます。第23条に定める立替払手続きの遅延その他の事務上の都合により、ボーナス月の約定支払日に該当する日がないこととなった場合についても同様とします。

5．本会員は、ショッピング分割払い残元金および手数料については、第2項、第4項の支払いのほか、本規約末尾に記載の「繰上返済方法」にしたがい一括で支払うことができます。

第27条の2（ショッピングスキップ払い）

1．本会員は、会員が第24条第2項⑵の規定に従いショッピングスキップ払いを指定した場合、ショッピング利用代金額に、以下のショッピングスキップ払い手数料を加算した金額を、標準期間満了日の属する月の翌々月から標準期間満了日の属する月の7か月後の月までのうちから会員が指定した月（以下「スキップ指定月」という。）の約定支払日（ただし、口座振替による支払は、当行システム稼働時間内とします。）に一括（1回）で支払うものとします。なお、会員が一度指定した約定支払日を再度変更することはできません。

（ショッピングスキップ払い手数料）

標準期間におけるショッピング利用代金額に対して標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日翌日からスキップ指定月の約定支払日までの経過月数と、当行所定の手数料率（月利）を乗じた金額

2．本会員は、ショッピングスキップ払いに関する債務の支払いを本規約末尾に記載の「繰上返済方法」に従い一括で支払うことができます。

第28条（見本・カタログ等と現物の相違による売買契約の解除等）

会員は、見本・カタログ等により申込みをした場合において、引渡された商品・権利または提供された役務等が見本・カタログ等と相違している場合は、加盟店に商品、権利、役務等の交換を申出るかまたは売買契約の解除または役務提供契約の解除ができるものとします。なお、支払区分が1回払いの場合は次条第2項が、支払区分がその他の場合は、次条第3項から第7項が適用されます。

第29条（会員と加盟店との間の紛議等）

1．当行は、カードの機能として、会員が現金決済によらずに商品・権利を購入し、または役務の提供を受けることができる加盟店網を会員に対して提供するものです。会員は、加盟店において商品・権利を購入し、または役務の提供を受けるにあたっては、自己の判断と責任において、加盟店との契約を締結するものとします。

2．会員は、加盟店から購入した商品、権利または提供を受けた役務に関する紛議、その他加盟店との間で生じた紛議について、当該加盟店との間で自ら解決するものとします。

3．第2項にかかわらず、本会員は、支払区分をショッピングリボ払い、ショッピング分割払い、ショッピングスキップ払い、ショッピング2回払いまたはボーナス1回払いに指定もしくは変更して購入した商品もしくは割賦販売法に定める指定権利または提供を受けた役務（以下併せて「商品等」という。）について次の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品等について、当行への支払いを停止することができるものとします。

⑴商品の引渡し、指定権利の移転または役務の提供がないこと。

⑵商品等に破損、汚損、故障があるなど会員と加盟店との間の契約の内容に適合しないこと。

⑶その他商品等の販売・提供について加盟店に対して生じている抗弁事由があること。

4．当行は、本会員が第3項の支払いの停止をおこなう旨を当行に申出たときは、ただちに所要の手続きをとります。

5. 本会員は、第4項の申出をするときは、あらかじめ第3項の事由の解消のため、加盟店と交渉をおこなうよう努めるものとします。
6. 会員は、本会員が第4項の申出をしたときは、速やかに第3項の事由を記載した書面（資料がある場合には資料添付のこと。）を当行に提出するよう努めるものとします。また当行が第3項の事由について調査する必要があるときは、会員はその調査に協力するものとします。
7. 第3項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできないものとします。
⑴ショッピングリボ払いの場合において、1回のカード利用におけるショッピング利用代金額が3万8千円に満たないとき。ショッピング分割払い、ショッピングスキップ払い、ショッピング2回払いまたはボーナス1回払いの場合において、1回のカード利用における支払総額が4万円に満たないとき。
⑵本会員による支払いの停止が信義に反すると認められたとき。
⑶会員によるショッピング利用が営業のためにおこなうショッピング利用である場合または海外でのショッピング利用である場合等、割賦販売法第35条の3の60に定める適用除外条件に該当するとき。

第30条（キャッシング1回払いの取引を行う目的・利用方法）
1. 会員は、当行所定の現金自動支払機（以下「CD」という。）、現金自動預払機（以下「ATM」という。）等でカードおよび登録された暗証番号を使用することにより金銭を借入れることができます（以下「キャッシング1回払い」という。）。
2. 本会員は、前項のほかJCBホームページにおいて申込む方法により、キャッシング1回払いを利用することができます。
3. キャッシング1回払いおよび第31条に定めるキャッシングリボ払いにおける融資の日（以下「融資日」という。）は、CD・ATMもしくは次条第3項に定める窓口等で融資を受けた日または第33条第1項規定のお支払い口座へ融資金が振り込まれた日とします。お支払い口座へは、当行に代わり、JCBが立替えて融資金を振り込む場合があります。
4. 会員は、第20条に定める金額の範囲内で生活費資金とすることを取引を行う目的としてキャッシング1回払いを利用することができます。
5. 本会員は、会員が標準期間にキャッシング1回払いを利用した場合、標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日（ただし、口座振替による支払は、当行システム稼働時間内とします。）に、標準期間の借入金合計額およびキャッシング1回払い手数料（各借入金に対してキャッシング1回払い融資日の翌日から標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日までの間当行所定の手数料率を乗じた金額）を支払うものとします。なお、本会員は本規約末尾に記載の「繰上返済方法」にしたがい、約定支払日の前に借入金および手数料の全額または一部を随時支払うことができます。
6. 前項にかかわらず、本会員が当行所定の方法で申込み、当行が特に認めた場合に限り、本会員は借入れごとの元本全額（以下本項において「対象元本」という。）について第20条に定める金額の範囲内でキャッシングリボ払い（第31条に定めるもの）へ返済方式を変更できるものとします。この場合、本会員が支払うキャッシング1回払い手数料は、各対象元本に対してキャッシング1回払い融資日の翌日から本項にもとづく変更日までの間当行所定の手数料率を乗じた金額となり、第33条の規定にしたがい支払うものとします。また、本会員が支払う変更日後のキャッシングリボ払いの利息は、第31条第4項に従い計算されます。
7.キャッシング1回払いの利用のために、カードを使用してCD・ATMが操作された際等、カードまたはカード情報の第三者による不正利用を防止する目的のために、当行は以下の対応をとることができます。
⑴当行は、事前または事後に、電話等の方法により会員本人の利用であることを確認する場合があります。
⑵カードの第三者による不正利用の可能性があると当行が判断した場合、会員への事前通知なしにカード利用を保留または断る場合があります。

第30条の2（海外キャッシング1回払いの取引を行う目的・利用方法）
1. 会員は、前条に定めるキャッシング1回払いを日本国外においても利用することができます（以下「海外キャッシング1回払い」という。）。
2. 会員が海外キャッシング1回払いを利用する場合に適用される機能別利用可能枠は、海外キャッシング1回払い利用可能枠となり生活費資金とすることを取引を行う目的とします。
3. 会員は、前条第1項に定める方法のほか、当行所定の方法により、海外の金融機関やその他の店舗等の窓口等において海外キャッシング1回払いを利用できる場合があります。海外キャッシング1回払いの利用方法は、利用される国や地域、CD・ATMにより異なるため別途公表します。
4. 本会員は、会員が標準期間に海外キャッシング1回払いを利用した場合、標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日（ただし、口座振替による支払は、当行システム稼働時間内とします。）に、標準期間の借入金合計額およびキャッシング1回払い手数料（各借入金に対してキャッシング1回払い融資日（現地

時間）の翌日から標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日（日本時間）までの間当行所定の手数料率を乗じた金額）を支払うものとします。なお、本会員は本規約末尾に記載の「繰上返済方法」にしたがい、約定支払日の前に借入金および手数料の全額または一部を随時支払うことができます。ただし、会員が海外キャッシング1回払いを利用した海外の金融機関・CD・ATM保有会社等の事務処理の都合上、上記の約定支払日から1か月または2か月後の約定支払日となる場合があります。この場合であっても、キャッシング1回払い手数料が本項本文に定める金額から増額されることはありません。

5. 会員が海外キャッシング1回払いを利用する場合、前条第3項、第4項および第７項の定めが適用されますが、前条第2項、第5項および第6項は適用されません。

6. 海外キャッシング1回払いの利用により会員が日本円以外の通貨で現金の交付を受けた場合（会員が交付を受けた外貨のことを次項において、「出金通貨」という。）であっても、海外キャッシング1回払いの借入金元金は、JCBとJCBの提携会社が当該借入金元金の集中決済をした時点（会員がカードを利用した日とは原則として異なります。）のJCBが定める換算レートおよび換算方法にもとづき、円換算した円貨とします。なお、換算レートおよび換算方法については、第33条第7項が適用されるものとします。

7. 前項にかかわらず、会員がCD・ATMまたは第3項に定める金融機関等の窓口等において、出金通貨建の金額のほかに、出金通貨と異なる通貨建の金額の提示を受けて（この通貨のことを、以下「提示通貨」という。）、会員が提示通貨建の金額で海外キャッシング1回払いを利用する旨の操作を行い、または当該意思を示した場合には、CD・ATM保有会社または金融機関等（以下総称して「CD・ATM保有会社等」という。）と会員との間で、CD・ATM保有会社等が提示した条件（この場合に適用される換算レートは、CD・ATM保有会社等が独自に定めるレートであり、第33条第7項は適用されません。）にもとづき、出金通貨と提示通貨の両替がなされたこととなり、この場合、以下の定めが適用されるものとします。

⑴提示通貨が日本円の場合

会員が選択した円貨建の金額が海外キャッシング1回払いの借入金元金となります。

⑵提示通貨が日本円以外の場合

会員が選択した提示通貨建の金額で、会員が提示通貨建の現金の交付を受けたとみなしたうえで、前項が適用されます。なお、提示通貨から日本円への換算にあたっては、第33条第7項が適用されます。

第31条（キャッシングリボ払いの取引を行う目的・利用方法）

1. 当行が認めた場合、会員は、第20条に定める金額の範囲内で生活費資金とすることを取引目的として、繰り返し当行から融資を受けることができます（以下「キャッシングリボ払い」という。）。ただし、家族会員については、当行が承認した場合に限り、キャッシングリボ払いが利用できます。

2. 会員は、次の⑴から⑷の方法により、キャッシングリボ払いを利用することができます。ただし、家族会員は⑵、⑶、⑷の方法を選択できません。

⑴CD・ATMに暗証番号を入力して所定の操作をする方法

⑵電話により申込む方法

⑶JCBホームページにおいて申込む方法

⑷その他、当行が指定する方法

また、キャッシングリボ払いによる融資日は、第33条第1項規定のお支払い口座へ融資金が振り込まれた日またはCD・ATMで融資を受けた日とします。お支払い口座へは、当行に代わり、JCBが立替て融資金を振り込む場合があります。

3. キャッシングリボ払いの返済方式は毎月元金定額払いとします。本会員は、以下の元金を翌月の約定支払日（ただし、口座振替による支払は、当行システム稼働時間内とします。）に支払うものとします。

当月15日のキャッシングリボ払い利用残高（キャッシングリボ払いの未返済元金の合計金額をいい、第30条第6項にもとづきその日までに返済方式がキャッシングリボ払いに変更されたものの金額を含む。以下同じ。）が、当行が別途通知するキャッシングリボ払い支払元金以上の場合は当該キャッシングリボ払い支払元金、キャッシングリボ払い支払元金未満の場合は当該キャッシングリボ払い利用残高。

なお、キャッシングリボ払い支払元金は、キャッシングリボ払い利用可能枠に応じて、当行が増額できるものとします。

4. 本会員は、以下のとおり利息を支払うものとします。

⑴標準期間におけるキャッシングリボ払い利用金額に対して融資日の翌日（なお、標準期間におけるキャッシング1回払いに関して、第30条第6項に定めるキャッシング1回払いからキャッシングリボ払いへの返済方式の変更があった場合は、変更日の翌日）から標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日までの間当行所定の利率を乗じた金額を翌月の約定支払日（ただし、口座振替による支払は、当行システム稼働時間内とします。）に支払うものとします。

⑵当月の約定支払日のキャッシングリボ払い利用残高（ただし、同日に支払うキャッシングリボ払い支払

元金および⑴のキャッシングリボ払い利用金額を差引いた金額）に対して当月の約定支払日の翌日から翌月の約定支払日までの間当行所定の利率を乗じた金額を翌月の約定支払日（ただし、口座振替による支払は、当行システム稼働時間内とします。）に支払うものとします。

5．当行が認めた場合、本会員は、当行所定の方法によりキャッシングリボ払い支払元金の金額を変更し、また、返済方式を、ボーナス併用払いまたはボーナス月のみ元金定額払いに変更できるものとします。第3項にかかわらず、本会員は、ボーナス併用払いの場合、ボーナス指定月の約定支払日においては本会員が指定した金額を加算した金額をキャッシングリボ払い支払元金とし、ボーナス月のみ元金定額返済の場合、ボーナス指定月の約定支払日（ただし、口座振替による支払は、当行システム稼働時間内とします。）においてのみ本会員が指定した金額をキャッシングリボ払い支払元金として支払うものとします。

6．本会員は、キャッシングリボ払い利用残高および利息については、第3項、第4項、第5項の支払いのほか本規約末尾に記載の「繰上返済方法」にしたがい随時支払うことができます。

7．第30条第7項の規定は、キャッシングリボ払いに準用されます。

第32条（CD・ATMでの利用）

会員は、JCBと提携する金融機関等のCD・ATMで以下の取引をおこなうことができます。その場合、会員は当行に対し、⑴⑵においては当行所定の金融機関利用料（本規約末尾に記載の「キャッシングサービスのご案内」および＜繰上返済方法＞に定めるものをいう。）を、⑶においては当行所定の金融機関利用料（本規約末尾に記載の＜繰上返済方法＞に定めるものをいう。）を支払うものとします。なお、CD・ATMの機種や設置地域、店舗等により、利用できない取引があり、また、CD・ATMの設置店舗の営業時間やシステム保守等により、利用できない時間帯があります。

⑴キャッシング1回払いの利用

⑵キャッシングリボ払いの利用または随時支払い

⑶ショッピングリボ払いの随時支払い

第4章　お支払い方法その他

第33条（約定支払日と口座振替）

1．毎月10日（当日が金融機関等休業日の場合は翌営業日）を約定支払日とし、本会員はショッピング利用代金の支払区分および金融サービスごとに定められた該当する約定支払日に支払うべき金額（以下「約定支払額」という。）を、あらかじめ本会員が届出た預金口座（以下「お支払い口座」という。）からの口座振替により支払うものとします。なお、口座振替は当行システム稼働時間内に限り行われるものとし、稼働時間内に口座振替ができない場合は翌日以降の支払いとして扱うものとします。また、その他事務上の都合により当該約定支払日以降の約定支払日等の支払いとなることがあります。約定支払日に口座振替ができなかった場合または事務上の都合がある場合には、当該約定支払日以降の日に、約定支払額の全額または一部につき口座振替をすることができるものとします。

2．前項にもとづき当行がお支払い口座から口座振替をする場合、当行は普通預金規定等にかかわらず、普通預金通帳、払戻請求書なしで口座振替ができるものとします。

3．当行が本会員に明細（第34条第1項に定めるものをいう。）の通知手続きをおこなった後に、本会員が本規約末尾に記載の「繰上返済方法」にしたがい、約定支払日の前に借入金等を支払ったこと、もしくは会員がキャッシング1回払いもしくはキャッシングリボ払いを利用したこと等により、本会員が本規約にもとづき当行に支払うべき手数料もしくは利息の金額と当行が前項の方法により約定支払日に本会員から実際に支払いを受けた手数料もしくは利息の金額との間に差額が生ずる場合、本会員が本規約にもとづき当行に支払うべき金額を超えて当行に対する支払いをした場合、当行は翌月の約定支払日に本会員に当該差額を返金するなどの方法により精算することを本会員は承諾するものとします。なお、当行は本会員が翌月の約定支払日に支払うべき約定支払額から当行が本会員に返金すべき金額を差引くことができます。

4．会員が海外でカードを利用した場合等の本会員の外貨建債務については、JCBの関係会社が加盟店等に第23条にかかる代金等の支払処理を行った時点（会員がカードを利用した日とは原則として異なります。）のJCBが定める換算レートおよび換算方法にもとづき、円換算した円貨により、本会員は当行に対し支払うものとします。

5．会員が海外でカードを利用した場合において、JCBの関係会社が加盟店等に第23条にかかる代金等を支払った後に、会員と加盟店間のカード利用にかかる契約が解除された場合等、当行が本会員へ返金をおこなう場合は、原則として、前項にもとづきJCBの関係会社が加盟店等に第23条にかかる代金等の支払処理を行った時点のJCBが定める換算レートおよび換算方法により、円換算した円貨によるものとします。ただし、当行がかかる時点を特定することが不可能な場合等、やむを得ない事情がある場合には、JCBの関係会社が加盟店等との間で当該解除等にかかる手続きをおこなった時点（会員が加盟店との間

で当該解除等にかかる手続きをおこなった日とは異なることがあります。）のJCBが定める換算レートおよび換算方法による場合があります。

6. 会員が海外で付加価値税（VAT）返金制度を利用した場合において、当行が本会員へ返金をおこなう際の換算レートおよび換算方法は、JCBの関係会社が付加価値税（VAT）返金制度取扱免税会社との間で当該返金にかかる手続きをおこなった時点（会員が付加価値税（VAT）返金制度を利用した日またはカードを利用した日とは異なります。）のJCBが定める換算レートおよび換算方法により、円換算した円貨によるものとします。なお、会員が本条第8項にもとづき円貨建のショッピング利用代金額を選択した場合であっても、当行が本項にもとづき本会員へ返金を行う金額は、外貨建の返金額を本項および次項にもとづき円換算した金額となり、加盟店が会員に対して円貨建のショッピング利用代金額を提示する際に適用した換算レートは適用されません。

7. 第4項から第6項の換算レートおよび換算方法は、原則として、JCB指定金融機関等が指定した為替相場を基準に当行が指定した料率（当行が別途公表します。）を加算したものとします。なお、一部の航空会社その他の加盟店におけるカード利用の場合には、当該加盟店の都合により一旦異なる通貨に換算されたうえ、JCBが定める換算レートおよび換算方法により円換算することがあります。

8. 会員が海外でカードを利用した場合であっても、会員が加盟店において、外貨建のショッピング利用代金額のほかに、または外貨建のショッピング利用代金額に代えて、円貨建のショッピング利用代金額の提示を受けて、会員が円貨建のショッピング利用代金額を選択した場合には、会員が加盟店において提示を受けた円貨建の金額がショッピング利用代金額となります。この場合、本条第4項、第5項および第7項の適用はありません。なお、加盟店が会員に対して円貨建のショッピング利用代金額を提示する際に適用される、外貨から円貨への換算レートは、各加盟店が独自に定めるレートであり、JCBが定める換算レートとは異なります。（ただし、第6項にもとづく返金時のみ、第7項は適用されます。）

9. 本会員が本規約にもとづきCD・ATMを利用する方法によりカードの利用代金を支払う場合、本会員が利用する金融機関のサービスの種類や内容にかかわらず、会員本人名義の口座への入金が翌営業日となる場合があります。

第34条（明細）

1. 当行は、「MyJ チェック」の登録を行った本会員に対し、約定支払日に先立ち、カード利用の内容や約定支払額その他カード利用に関連する事項の明細（以下「明細」という。）を電磁的記録の提供の方法によって通知します。当行は明細の内容が確定した後速やかに（なお、第 24 条第 2 項⑵にもとづく利用内容の変更等がなされた場合には、当該変更後速やかに）、明細の内容が確定した旨の通知（以下「明細確定通知」という。）を本会員が届け出た E メールアドレス宛に送信します。ただし、標準期間にカード利用がなく、かつ約定支払額が 0 円である場合等、明細確定通知を省略することがあります。

2. 当行は本会員が標準期間満了日の当月 19 日までに「MyJ チェック」に登録していない場合には、前項に代えて、明細書（明細を書面化したものをいう。以下同じ。）を本会員の届出住所宛に送付します。また、当行は本会員が明細書の発行を希望し、当行がこれを認める場合には、前項に加えて、明細書を本会員の届出住所宛に送付します。なお、年会費のみの支払いの場合等、カードの種類によっては明細書の送付を行わない場合があります。当行が本会員に明細書を送付した場合、本会員は当行に対し明細書の発行および送付に係る明細手数料（以下「明細手数料」という。）として当行が定める額を標準期間の満了日の翌々月の約定支払日（ただし、口座振替による支払は、当行システム稼働時間内とします。）に（もっとも、当行所定の事由に該当した場合には、その翌月以降に繰り延べられる場合があります。）支払うものとします。ただし、当行が公表する事由に該当する場合には、本会員は明細手数料の支払義務を負わないものとします。なお、当行は本会員が明細手数料の支払義務を負わない事由を変更する場合がありますが、その場合には事前に公表または通知します。

3. 当行が本会員に対して第 1 項に基づき明細確定通知を送信したとき、または前項に基づき明細書を送付したときは、本会員は速やかに明細の内容が、本会員および家族会員のカード利用の内容と整合していないものがないか、また本会員および家族会員以外の第三者によるカード利用が含まれていないか、明細を閲覧するなどして確認するものとし、それらの事由があった場合には、直ちに当行に対して届け出るものとします。

4. 当行は本会員または本会員であった者（以下、本項において「再発行希望者」という。）が明細書の再発行（当行が過去に第 1 項に基づき明細を通知し、または第 2 項等に基づき明細書を送付したものについて、同一の明細にかかる明細書を再度発行することをいう。）を希望し、当行がこれを認める場合には、当行所定の方法により、再発行希望者に対して明細書を送付します。当行が再発行希望者に再発行した明細書を送付する場合、再発行希望者は当行に対し、明細書の再発行および送付に係る手数料として当行が定める額を当行が定める時期までに支払うものとします。この場合、第 2 項ただし書は準用されません。

また、本項の規定は会員が退会し、または会員資格を喪失した後も有効とします。

第35条（遅延損害金）

1．本会員が、会員のカード利用にもとづき当行に対して支払うべき約定支払額を約定支払日に支払わなかった場合（口座振替が第33条第1項記載の時間内にできなかったことにより、約定支払日の翌日以降の支払となる場合を含みます。）には、約定支払額（ただし、ショッピングリボ払い手数料、ショッピング分割払い手数料、ショッピングスキップ払い手数料、金融サービスの手数料および利息ならびに遅延損害金等は除く。）に対しその翌日から完済に至るまで、また、本規約にもとづき当行に対して負担する債務につき期限の利益を喪失した場合には、残債務全額（ただし、ショッピングリボ払い手数料、ショッピング分割払い手数料、ショッピングスキップ払い手数料、金融サービスの手数料および利息ならびに遅延損害金等は除く。）に対し期限の利益を喪失した日の翌日から完済に至るまで、それぞれ以下に定める利率を乗じた遅延損害金を支払うものとします。

・ショッピング1回払い、ショッピングリボ払い
　年14.60％

・キャッシング1回払い、キャッシングリボ払い
　年20.00％

・ショッピング2回払い、ボーナス1回払い、ショッピングスキップ払い
　法定利率

2．第1項にかかわらず、ショッピング分割払いにかかる債務については以下の遅延損害金を支払うものとします。

⑴分割支払金の支払いを遅延した場合（口座振替が第33条第1項記載の時間内にできなかったことにより、約定支払日の翌日以降の支払となる場合を含みます。）は、分割支払金のうち分割支払元金に対し約定支払日の翌日から完済に至るまで年14.60％を乗じた金額とします。ただし、当該遅延損害金はショッピング分割払い残元金に対し法定利率を乗じた額を超えない金額とします。

⑵支払総額の残額の期限の利益を喪失した場合は（⑴の場合を除きます。）、ショッピング分割払い残元金に対し期限の利益を喪失した日の翌日から完済に至るまで法定利率を乗じた金額とします。

第36条（支払金等の充当順序）

本会員の当行に対する債務の支払額が本規約およびその他の諸契約にもとづき当行に対して負担する債務の全額を消滅させるのに充たない場合には、当該支払額の債務への充当は、当行所定の順序により当行がおこなうものとします。

第37条（当行の債権譲渡）

当行は、当行が必要と認めた場合、当行が本会員に対して有するカード利用にかかる債権を信託銀行等の第三者に譲渡すること、または担保に入れることがあります。

第38条（管理・回収業務の委託）

当行は、本会員に対して有するカード利用にかかる債権の管理・回収業務を、「債権管理回収業に関する特別措置法」にもとづき法務大臣より営業許可を受けた債権回収会社に委託することができるものとします。

第39条（期限の利益の喪失）

1．本会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、本規約にもとづく一切の債務について当然に期限の利益を失い、ただちに債務の全額を支払うものとします。

⑴仮差押、差押、競売の申請、破産もしくは再生手続開始の申立等の法的な債務整理手続の申立があったとき。

⑵租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押があったとき。

⑶手形交換所（これに準ずる施設を含みます。）の取引停止処分を受けたとき、または一般の支払いを停止したとき。

⑷カード利用代金を約定支払日に支払わず、相当期間を定めた当行からの催告後に是正されないとき。ただし、ショッピングリボ払い、ショッピング分割払い、ショッピングスキップ払い、ショッピング2回払いまたはボーナス1回払いによるカードショッピング代金額にもとづく債務については、当該債務の履行を遅滞し、当行から20日以上の相当な期間が定められた書面に記載された期限までに支払わなかった場合は、当該期限後に初めて到来する約定支払日に期限の利益を喪失するものとします。

2．本会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、当行の請求により、本規約にもとづく一切の債務について期限の利益を失い、ただちに債務の全額を支払うものとします。

⑴当行に支払うべき債務（ただし、カード利用代金を除きます。）の１つでも期限に履行しなかったとき、または会員資格を喪失したとき。ただし、ショッピングリボ払い、ショッピング分割払い、ショッピングスキップ払い、ショッピング2回払いまたはボーナス1回払いによるカードショッピング利用代金額にもとづく債

務については、本項にかかわらず、当該債務の履行を遅滞し、当行から20日以上の相当な期間が定められた書面に記載された期限までに支払わなかった場合は、当該期限後に初めて到来する約定支払日に期限の利益を喪失するものとします。

⑵当行が所有権留保した商品の質入れ・譲渡・賃貸その他の処分をおこなったとき。

⑶当行に対する預金、積金を当行の承認なく他に譲渡もしくは質入れしたとき。

⑷本規約上の義務、または当行との取引約定の１つにでも違反し、その違反が重大な違反となるとき。（第44条の2第1項に違反する場合を含むが、それに限らない。）

⑸本会員の信用状態に重大な変化が生じたとき。

⑹保証委託先から当行に対し当該委託にもとづく連帯保証の取消または解約の申出（ただし、もっぱら保証会社側の事情による取消または解約の申出を除きます。）があったとき。

⑺カード改ざん、不正利用等当行がカードの利用を不適当と認めたとき。

⑻住所変更の届出を怠るなど、会員の責に帰すべき事由によって、当行において会員の所在が不明となったとき。

第39条の2（取引の制限等）

当行は、以下の各号のいずれかに該当する場合、当行が必要と判断する期間、会員のカード利用（ショッピング利用、キャッシング1回払い、海外キャッシング1回払いおよびキャッシングリボ払いの利用を含むが、それらに限らない。以下同じ。）を停止し、または制限する（一部の加盟店においてのみカード利用できない場合を含む。）場合があります。なお、⑴の理由によりカード利用を停止または制限する場合、本会員のその後の支払状況にかかわらず、当行が定める一定期間、当該停止または制限を継続する場合があります。

⑴本会員が約定支払額を約定支払日に支払わなかった場合、その他本会員の当行に対する一切の債務の全部または一部について延滞が発生している場合

⑵前号のほか、会員のカードの利用状況および本会員の信用状況等により会員のカード利用が適当でないと当行が判断した場合

⑶会員が第44条の3に違反しているか、または違反しているおそれがあると当行が判断した場合

⑷会員が第9条第1項第2文に基づく資料の提出に応じなかった場合、あるいは第11条第2項に基づく両社の求めに対して、回答を拒絶もしくは遅延し、または十分な回答を行わなかった場合

⑸会員が在留期間（出入国管理及び難民認定法に基づく在留期間をいう。以下同じ。）の定めのある外国人である場合であって、会員の届出によって当行が確認できる在留期間の満了日が経過した場合

⑹第22条第10項に該当した場合

⑺前各号のほか、会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがある場合、その他会員のカード利用が適切でないと当行が合理的に判断した場合

第40条（当行からの相殺）

１．本会員が、本規約にもとづくカード利用により当行に対して負担した債務を履行しなければならないときは、その債務と当行に対する本会員の預金その他債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、当行はいつでも相殺することができます。この場合、当行は本会員に対し、書面により通知するものとし、相殺した預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印してただちに当行に提出していただきます。

２．前項によって相殺する場合には、債権債務の利息、手数料および損害金の計算期間は相殺実行の日までとし、預金その他の債権の利率については、預金規定等の定めによるものとし、また外国為替相場については当行の相殺計算実行時の相場を適用するものとします。

第41条（本会員からの相殺）

１．本会員は、弁済期にある預金その他の債権と本規約にもとづくカード利用により当行に対して負担した債務とを、その債務の期限が未到来であっても、本会員自ら当該期限の利益を放棄することにより、相殺することができます。この場合、本会員は当行に対し書面により通知するものとし、相殺した預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印してただちに当行に提出していただきます。

２．前項によって相殺する場合には、債権債務の利息、手数料および損害金の計算期間は相殺実行の日までとし、預金等の利率については預金規定等の定めによるものとし、また外国為替相場については当行の相殺計算実行時の相場を適用するものとします。

第42条（相殺における充当の指定）

１．当行から相殺する場合に、本会員が本規約にもとづくカード利用により当行に対して負担した債務のほかに当行に対して債務を負担しているときは、当行は債権保全上の事由によりどの債務との相殺にあてるかを指定することができます。

２．本会員から返済または相殺をする場合に、本会員が本規約にもとづくカード利用により当行に対して負

担した債務のほかに当行に対して債務を負担しているときは、本会員はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。なお、本会員がどの返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは当行が指定することができます。

第43条（退会）

1. 会員は、両社所定の方法により退会を申出ることができます。この場合、当行の指示にしたがってただちにカードを返還するか、カードに切り込みを入れて破棄しなければならないものとし、当行に対する残債務全額を完済したときをもって退会となります。なお、本会員は、本規約にもとづき当行に対して負担する債務については、退会の申出後も、本規約の定めにしたがい支払い義務を負うものとします。
2. 当行が第2条、第3条または第6条にもとづき送付したカードについて、会員が相当期間内に受領しない場合には、両社は会員が退会の申出をおこなったものとして取扱うものとします。
3. 本会員が退会する場合、当然に家族会員も退会となります。
4. 家族会員のみが退会をする場合は、退会する家族会員の家族カードおよび貸与されたチケット等を添え、両社所定の届出用紙により当行に届出るものとします。

第44条（会員資格の喪失）

1. 会員（(5)または(10)のときは、それに該当する会員をいい、家族会員が(1)、(2)、(3)、(4)、(6)、(11)、(12)、(16)、(17)、(18)のいずれかに該当したときは、当該家族会員のみならず、本会員も含む。）は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(5)、(6)、(9)、(10)、(11)、(12)、(13)、(14) (19)においては当然に、(2)においては相当期間を定めた当行からの通知、催告後に是正されない場合、(3)、(4)、(7)、(8) (16)、(17)、(18)においては当行が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。また、本会員が会員資格を喪失した場合、当然に家族会員も会員資格を喪失します。なお、本会員は、本規約にもとづき当行に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めにしたがい支払義務を負うものとします。また、本会員は、会員が会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。
   (1)会員が入会時に氏名、住所、勤務先、年収、家族構成、会員の特定、信用状況の判断に係る事実等について虚偽の申告をしたことが判明したとき。
   (2)本会員が約定支払額を約定支払日に払わなかったとき、その他会員が本規約に違反したとき。
   (3)会員が本規約に違反し、当該違反が重大な違反にあたるとき。
   (4)会員の信用状態に重大な変化が生じたとき、または換金目的によるショッピング利用等会員によるカードの利用状況が不適当もしくは不審があると当行が判断したとき。
   (5)両社が更新カードを発行しないで、カードの有効期限が経過したとき。
   (6)お支払い口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またその恐れがあると当行が認め、お支払い口座における取引を停止し、または本会員に通知する事によりお支払い口座を強制解約したとき。
   (7)保証委託先から当行に対し当該委託にもとづく連帯保証の取消または解約の申出（ただし、もっぱら保証会社側の事情による取消または解約の申出を除きます。）があったとき。
   (8)カード改ざん、不正使用等当行がカードの利用を不適当と認めたとき。
   (9)住所変更の届出を怠るなど、会員の責めに帰すべき事由によって、両社において会員の所在が不明となったとき。
   (10)会員が死亡した場合または会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡があった場合。
   (11)会員が、次の①から⑥までのいずれかに該当したことが判明した場合
   ①暴力団　②暴力団員　③暴力団準構成員　④暴力団関係企業　⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等　⑥その他各号に準ずる者
   (12)会員が、自らまたは第三者を利用して、次の①から⑤までのいずれかに該当する行為をした場合
   ①暴力的な要求行為　②法的な責任を超えた不当な要求行為　③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為　④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて両社の信用を毀損し、または両社の業務を妨害する行為　⑤その他各号に準ずる行為
   (13)会員に対し第９条第４項または第11条第2項の調査等が完了しない場合や会員がこれらの調査等に対し虚偽の回答をした場合
   (14)会員が、本会員として当行から複数のカードを貸与されている場合、他のカードについて上記(1)、(5)、(6)、(9)、(10)、(11)、(12)に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じたとき
   (15)付帯サービスについて解除の申出をした時は、当該会員から退会の申出がなされたものとみなします。
   (16)会員が自らまたは第三者を利用して、当行、JCBまたは両社の委託先の役員または従業員（以下、総称して「役職員」という。）に対して、以下の①から⑤のいずれかの行為をしたとき。
   ①暴言、誹謗中傷、威迫的な言動、性的な言動、役職員の人格を攻撃する言動または役職員個人に対する攻撃的言動・要求

②長時間にわたる時間的拘束（電話によるものを含む。）、同じ趣旨の言動を繰り返す行為、執拗な問い合わせ・要求、または役職員の業務に支障が生じるような対応の要求
③上記①②のほか、役職員の心身または就業環境を害するおそれのある行為
④法的な根拠のない金品の要求、特別対応の要求
⑤上記①②③④のほか、要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当な行為

(17) 会員が第44条の3に違反したと当行が合理的に判断したとき、または会員が第9条第1項第2文に基づく資料の提出に応じなかった場合、あるいは第11条第2項に基づく両社の求めに対して応じず、もしくは十分な回答を行わなかったとき。

(18) 会員のカード利用が法令や公序良俗に反し、もしくは法令や公序良俗に反する行為に利用されたと認められるとき、またはそれらのおそれがあると認められるとき。

(19)会員が在留期間の定めのある外国人である場合であって、会員の届出によって当行が確認できる在留期間の満了日から、当行所定の期間が経過したとき。

2. 家族会員は、本会員が、両社所定の方法により家族会員による家族カードの使用の中止を申出た場合、その申出時をもって当然に、本代理権を喪失し、これにより会員資格を喪失します。

3. 第1項または第2項の場合、会員資格の喪失の通知の有無にかかわらず、当行は加盟店にカードの無効を通知することができるものとします。

4. 第1項または第2項に該当し、当行が直接または加盟店を通じてカードの返還を求めたときは、会員はただちにカードを返還するものとします。

5. 本会員は、会員資格の喪失後においても、カードを利用しまたは利用されたとき（カード番号の使用を含む）は当該使用によって生じたカード利用代金等についてすべて支払いの責を負うものとします。

第44条の2（反社会的勢力の排除）

1. 会員等は、暴力団、暴力団員および暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者（以下、上記の9者を総称して「暴力団員等」という。）、暴力団員等の共生者、その他これらに準ずる者(以下、上記のすべてを総称して「反社会的勢力」という。)のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

2. 第1項に定める「暴力団員等の共生者」とは、以下のいずれかに該当する者をいいます。

(1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有する者。

(2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者。

(3)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者。

(4)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者。

(5)役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者。

(6)その他暴力団員等の資金獲得活動に乗じ、または暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者。

3. 会員等は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。

(1)暴力的な要求行為。

(2)法的な責任を超えた不当な要求行為。

(3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。

(4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて両者または中銀カード株式会社（以下「保証会社」という。）の信用を毀損し、または両者および保証会社の業務を妨害する行為。

(5)その他前各号に準ずる行為。

4. 会員等が、反社会的勢力に該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、当行が取引の継続を不適切と判断する場合には、会員は当行から請求があり次第、当行に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、ただちに債務を弁済するものとします。

5. 会員等が、反社会的勢力に該当し、もしくは第3項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、当行または保証会社が取引の継続を不適切と判断する場合には、当行は会員に通知することにより、この約定による極度額の減額、あるいは

利用を中止し、またはこの約定を解約することができるものとし、保証会社は、第50条にもとづく会員との保証委託契約をなんらの催告なく解除することができるものとします。

6. 前2項の規定の適用により、会員等に損害が生じた場合にも、当行または保証会社になんらの請求をしないものとします。また、当行または保証会社に損害が生じたときは、会員等がその責任を負うものとします。

第44条の3（マネー・ローンダリング等の禁止）

会員は、マネー・ローンダリング、反社会的勢力（テロリストを含む。）に対して資金供与等をすること、または経済制裁関係法令その他の法令もしくは国際的な規制に抵触する行為（以下、これらを総称して「マネー・ローンダリング等」という。）を遂行する目的で、またはマネー・ローンダリング等を遂行する手段として、カードを利用してはならないものとします。

第45条（カードの紛失、盗難による責任の区分）

1. カードを紛失し、または盗難もしくは詐取等されたことにより、他人にカードまたはカード番号等を使用された場合（モバイル端末等にカード番号等を登録するなどして、当該モバイル端末等が決済手段として使用された場合等を含む。）それらのカード利用代金は本会員の負担とします。

2. 前項にかかわらず、会員が自己の意思によらずしてカードの占有を喪失した場合（紛失または盗難による場合をいう。）、会員がカードの紛失または盗難の事実またはそのおそれがあることを知ったときから直ちに（ただし、直ちに通知することが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに）、当行またはJCBに両社所定の方法によりその事実を通知するとともに所轄の警察署へ届出、かつ当行またはJCBの請求により所定の紛失・盗難届を当行またはJCBに提出したことを条件として、当行は、当該通知を受けたカードについて、当行またはJCBが通知を受けた日の60日前以降に他人によってカードまたはカード番号等が使用されたものにかかるカード利用代金を免除します。

3.会員は、カードを盗取した他人、またはカードもしくはカード番号等を使用した他人が会員と面識のある者である場合（ただし、本条に基づき本会員がカード利用代金を負担する場合を除く。）には、当該他人が当行に対して負う損害賠償債務を弁済するよう、当行の求めに応じて最大限の協力をするものとします。

4.第2項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、カード利用代金は免除されず、本会員は第1項に基づいて、カード利用代金を当行に支払うものとします。

⑴会員が第2条に違反したとき。

⑵会員の家族もしくは親族（同居の有無を問わない。）、同居人、法定代理人、留守人その他会員の依頼もしくは同意に基づき会員やその家族等の身の回りの世話をする者、またはこれらに準ずる会員の関係者（以下「会員関係者」という。）がカードまたはカード番号等を使用したとき。なお、この場合、会員のカードまたはカード番号等の管理にかかる過失の有無および会員の本規約への違反の有無を問わないものとします。

⑶会員が類似の過失を繰り返した場合もしくは紛失・盗難の被害を何度も繰り返した場合、他人が立ち入ることのできる場所である等他人がカードを盗取することが困難ではない状況下においてカードを自己の身の回りから離した場合やこれらに準じる場合等、会員または会員関係者の故意または重過失によって紛失または盗難が生じたとき。

⑷会員が当行もしくはJCBの請求する書類を提出しなかったとき、または当行もしくはJCB等のおこなう被害状況の調査（詳細な状況の確認や証拠物の提出等を含むが、それらに限らない。）に協力しなかったとき。

⑸第2項に定める通知、警察署への届出もしくは両社所定の紛失・盗難届、または本項⑷に定める書類もしくは調査に対する回答の内容等に虚偽が含まれるとき、または重要事項を告知していなかったとき。

⑹ 会員が第3項に違反したとき。

⑺カードまたはカード番号等の使用の際、登録された暗証番号またはその他の会員の認証情報（各種のパスワード等をいう。以下同じ。）が使用されたとき。（ただし、暗証番号またはその他の認証情報の管理につき、会員に故意または過失が存在しない場合を除きます。）

⑻戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失または盗難が生じたとき。

⑼その他本規約に違反している状況において紛失、盗難が生じたとき。

第45条の2（カード番号等の不正利用）

1. カード番号等を紛失し、または盗難もしくは詐取等（以下「紛失・盗難等」という。）されたことにより、他人にカード番号等を使用された場合（モバイル端末等にカード番号等を登録するなどして、当該モバイル端末等が決済手段として使用された場合を含む。）、それらのカード利用代金は本会員の負担とします。

2. 前項にかかわらず、会員がカード番号等の紛失・盗難等の事実もしくはカード番号等を他人に不正に使用された事実またはそれらのおそれがあることを知ったときから直ちに（ただし、直ちに通知することが不

可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに）、当行またはJCBに両社所定の方法によりその事実を通知するとともに、当行またはJCBの請求により両社所定の紛失・盗難等届を当行またはJCBに提出したことを条件として、当行は、当該通知を受けたカード番号等を他人が不正に使用したと認められるもののうち、次項に定める「免責対象カード利用」について、カード利用代金を免除します。

3．他人が会員のカード番号等を不正に使用したカード利用のうち、明細についての次の⑴⑵のうちいずれか早い方の日（なお、日にちを特定するに当たっては、第9条（届出事項の変更）第3項が適用されるものとする。）から60日以内に、会員が前項に基づき当行またはJCBに対して通知をした場合に、当該明細に情報が初めて記載されたカード利用を「免責対象カード利用」として、前項に基づくカード利用代金の免責対象とします。なお、カード番号等が不正に使用されたカード利用の支払区分がショッピングリボ払い、ショッピング分割払い、ショッピングスキップ払い、ショッピング2回払い、またはボーナス1回払いである場合には、これらのカード利用が初めて記載された明細を基準として、60日が経過していないか否かを判定するものとし、2度目以降の記載にかかる明細を基準とはしません。

⑴当行が明細確定通知を本会員が登録したEメールアドレス宛に送信した日

⑵当行が本会員に対して明細書を送付した場合にあっては、当該明細書が本会員の届出住所に到達した日

4．会員は、カード番号等を盗取もしくは詐取した他人、またはカード番号等を使用した他人が会員と面識のある者である場合（ただし、本条に基づき本会員がカード利用代金を負担する場合を除く。）には、当該他人が当行に対して負う損害賠償債務を弁済するよう、当行の求めに応じて最大限の協力をするものとします。

5．第2項および第3項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、カード利用代金は免除されず、本会員は第1項に基づいて、カード利用代金を当行に支払うものとします。

⑴会員が第2条に違反したとき。

⑵会員関係者がカード番号等を使用したとき。なお、この場合、会員のカード番号等の管理にかかる過失の有無および会員の本規約への違反の有無を問わないものとします。

⑶会員が類似の過失を繰り返した場合もしくは紛失・盗難等の被害を何度も繰り返した場合、他人が立ち入ることのできる場所である等他人がカード番号等を盗取することが困難ではない状況下においてカードを自己の身の回りから離した場合やこれらに準じる場合等、会員または会員関係者の故意または重過失によって紛失・盗難等が生じたとき。

⑷会員が当行もしくはJCBの請求する書類を提出しなかったとき、または当行もしくはJCB等の行う被害状況の調査（詳細な状況の確認や証拠物の提出等を含むが、それらに限らない。）に協力しなかったとき。

⑸第2項に定める通知もしくは両社所定の紛失・盗難等届、または本項⑷に定める書類もしくは調査に対する回答の内容等に虚偽が含まれるとき、または重要事項を告知していなかったとき。

⑹会員が第4項に違反したとき。

⑺カード番号等の使用の際、会員の認証情報が使用されたとき（ただし、認証情報の管理につき会員に故意または過失が存在しない場合を除く。）。

⑻戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失・盗難等が生じたとき。

⑼その他本規約に違反している状況において、紛失・盗難等が生じたとき。

6．カードを紛失し、または盗難もしくは詐取等されたことにより、他人にカード番号等を使用された場合には本条の適用はなく、前条が適用されます。

7．当行は、前条および本条に定めるカード利用代金の本会員による負担およびその免除の要件を将来に向けて変更する場合があります。当行が当該変更を行う場合には、原則として3ヵ月前までに会員に対して当該変更につき通知します。ただし、当該変更が専ら会員の利益となるものである場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。また緊急に変更を行う必要が認められる場合には、会員に対して事前に通知のうえ当該変更を行うことができます。

第46条（偽造カードが使用された場合の責任の区分）

1．偽造カード（第2条第1項にもとづき両社が発行し当行が会員本人に貸与するカード以外のカードその他これに類似するものをいう。）の使用にかかるカード利用代金については、本会員の負担となりません。この場合、会員は被害状況等の調査に協力するものとします。

2．第1項にかかわらず、偽造カードの作出または使用につき、会員に故意または過失があるときは、当該偽造カードの使用にかかるカード利用代金は、本会員の負担とします。

第47条（費用の負担）

1．本会員は、金融機関等にて振込みにより支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約にもとづく債務の支払いに際して発生する各種取扱手数料、本規約にもとづく費用・手数料等に課される消費

税その他の公租公課、および当行が債権の保全実行のために要した費用を負担するものとします。

2. 本会員が約定支払日に約定支払額を支払わなかった場合には、当行と本会員との間の精算のために当行に追加的に生じる事務に要する費用（再振替費用、事務処理費用、通信費等）の一部として、当行または JCB が公表する金額を会員は負担するものとし、本会員は当行の請求に基づき、当該金員を第 33 条に定める方法により当行に対して支払うものとします。

第48条（カード利用の一時停止等）

1. 当行は、会員が利用可能枠を超えた利用をした場合または利用しようとした場合、利用可能枠内であっても短時間に換金性商品を連続して購入する等カードの利用状況が不審な場合、もしくは延滞が発生する等の利用代金の支払状況等の事情によっては、カードショッピング、キャッシング1回払い、海外キャッシング1回払い、キャッシングリボ払いおよび海外預金引出サービスの全部またはいずれかの利用を一時的にお断りすることがあります。
2. 当行はカードおよびカード情報の第三者による不正使用の可能性があると当行が判断した場合、会員への事前通知なしに、カードショッピング、キャッシングリボ払い、キャッシング1回払いおよび海外キャッシュサービスの全部またはいずれかの利用を保留またはお断りすることがあります。
3. 当行は、会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがある場合、カードの利用状況に不審がある場合には、カードショッピング、キャッシング1回払い、海外キャッシング1回払い、キャッシングリボ払いおよび海外預金引出サービスの全部またはいずれかを一時的に停止し、もしくは、加盟店やCD・ATM等を通じてカードの回収をおこなうことができます。加盟店からカード回収の要請があったときは、会員は異議なくこれに応ずるものとします。
4. 当行は、本会員の信用状況等に応じて、審査のうえ必要と認めた場合、キャッシング1回払い、海外キャッシング1回払い、キャッシングリボ払いおよび海外預金引出サービスの利用を停止することができるものとします。
5. 当行は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」にもとづき、当行が必要と認めた場合には、会員に当行が指定する書面の提出および申告を求めることができるものとし、また同法に関する制度の整備が十分におこなわれていないと認められる国または地域において、また、同施行令において厳格な取引時確認の対象とされている外国PEPs（外国の元首その他、外国の重要な公的地位に当たる者およびその家族等として、同施行令において定められている者をいう。以下同じ。）に対して、カード利用を制限することができるものとします。また、当行は会員が特定国等へ居住する場合または外国PEPsであると認める場合、キャッシング総枠を消滅させることによりキャッシングサービス等の利用を停止できるものとします。

第49条（成年後見人等の届出）

1. 会員は、会員について家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合および任意後見監督人の選任がなされた場合には、ただちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面により当行に届出るものとします。また、会員の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときおよび任意後見人について任意後見が開始されたときも、同様に届出るものとします。
2. 会員は、会員がすでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前項と同様に届出るものとします。
3. 会員は、第1項および第2項の届出事項に取消または変更があった場合にも、同様に届出るものとします。
4. 当行が相当の注意をもって意思能力を確認し、会員が行為能力者であると認めて取引したときは、第1項、第2項、第3項に定める届出の前に生じた損害は、会員の負担とします。

第50条（保証委託）

1. 会員は本規定に定める当行に対する一切の債務について保証会社に保証を委託することとします。
2. 会員が本規定に違反したため、保証会社が当行から保証債務（情報誌購読料を含みます。）の履行を求められたときには、会員に対し何らの通知・催告なくして弁済されても異議なく、会員は保証会社に対し、その代位弁済額全額とそれに対する代位弁済日の翌日から完済まで年14.60%の損害金を支払います。ただし、分割払元金（本規約にもとづき会員が分割払いを指定したショッピング利用代金をいいます。）にかかる代位弁済金に対する損害金については、分割払元金に対し法定利率を乗じた額を超えない金額とします。
3. 本会員は、保証会社が加盟する個人信用情報機関および当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、本会員の個人情報（同機関の加盟事業者によって登録される情報、貸金業協会から登録を依頼された情報、官報情報など同機関が独自に収集・登録する情報を含みます。）が登録されている場合には、銀行法施行規則、割賦販売法および貸金業法等により本会員の支払能力の調査の目的（与信判断のほか与信後の管理を含みます。）に限りそれを利用することに同意します。

4. 保証会社が加盟する個人信用情報機関および当該機関と提携する個人信用情報機関は、本規約末尾に記載の個人信用情報機関とします。各機関の加盟資格、加盟事業者名等は各機関のホームページに記載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関でおこないます（保証会社ではできません。）。また、保証会社が新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途書面により通知し、同意を得るものとします。

第51条（合意管轄裁判所）

会員は、会員と当行またはJCBとの間で争訟が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず会員の住所地、当行（会員と当行との間の訴訟の場合）の本店もしくはお支払い口座のある店舗、またはJCB（会員とJCBとの間の訴訟の場合）の本社、支社、営業所の所在地を所轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第52条（準拠法）

会員と両社との本規約およびその他の諸契約に関する準拠法はすべて日本法とします。

第53条（外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等の適用）

会員は、海外でカードを利用するに際しては、外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等にしたがい、許可証、証明書その他の書類を提出し、またはカードの利用の制限あるいは停止に応じていただくことがあります。

第54条（会員規約およびその改定）

本規約は、会員と両社との一切の契約関係に適用されます。両社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本規約を改定し（本規約と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを含む。）、または本規約に付随する規定もしくは特約等を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定めたうえで、原則として会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。なお、本規約と明示的に相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。

附則

第 4 条の 2 第 1 項に基づき、会員が 2025 年 2 月 28 日までに、自ら「MyJCB」または「J/Secure（TM）」の利用登録を行っていない場合、両社は、同日以降、当該会員につき、順次 MyJCB 等の登録を行います。

2026年3月31日現在

※本規約または本規定に付随する規定もしくは特約等の各条項に記載の法令は、当該条項の適用時点における最新の法令を指すものとします（改正により法令の名称、条文番号等に変更があった場合には、合理的に読み替えるものとします。）。

日本クレジット協会が定める自主規制規則における標準用語との読み替えについて

日本クレジット協会が定める自主規制規則における標準用語は、カード発行のご案内、会員規約、明細等において次のとおり読み替えます。

日本クレジット協会が定める自主規制規則における標準用語	読み替え後の用語
現金販売価格、現金提供価格	ショッピング利用代金、ショッピング利用代金額
支払総額	分割支払金合計額
包括信用購入あっせんの手数料	ショッピングリボ払い、分割払い、スキップ払い手数料、手数料
分割支払額	毎月の支払額、お支払金額、今回のお支払明細、お支払い予定情報
支払回数	支払区分

＜ご相談窓口＞

1. 本規約についてのお申出、お問い合わせ、ご相談、個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関する各種お問い合わせ（ただし個人情報の共同利用に関するお問い合わせについては項番4に従うものとします。）および支払停止の抗弁に関する書面については下記相談窓口にご連絡ください。なお、当

行、JCBおよび中銀カードでは、個人情報保護の徹底を推進する管理責任者を設置しております。
株式会社中国銀行 クレジットカードデスク（責任者：お客さまサービスセンター長）
086-801-2044または050-3355-1965
〒700-8628 岡山市北区丸の内1-15-20
株式会社ジェーシービー
WEBサイトに記載の当社の個人情報に関する相談窓口にご連絡ください。
（個人情報に関する相談窓口）
https://www.jcb.co.jp/merchant/privacy/#teikei
中銀カード株式会社 お客さま相談室（責任者：お客さま相談室長） 086-231-2271
〒700-0904 岡山市北区柳町2-11-23

2. 宣伝印刷物送付等の営業案内中止のお申出については下記にご連絡ください。
株式会社中国銀行 クレジットカードデスク 086-801-2044または050-3355-1965
〒700-8628 岡山市北区丸の内1-15-20
株式会社ジェーシービー JCBインフォメーションセンター
東京 0422-76-1700 大阪 06-6941-1700
福岡 092-712-4450 札幌 011-271-1411

3. 商品等についてのお問い合わせ、ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。

4. JCBおよびJCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社が共同利用する個人情報に関する各種お問い合わせについては下記にご連絡ください。
株式会社ジェーシービー
お客様相談室
〒107-8686 東京都港区南青山5-1-22 青山ライズスクエア
0120-668-500

＜共同利用会社＞
本規約に定める共同利用会社は以下のとおりです。
〇株式会社JCBトラベル
〒171-0033 東京都豊島区高田3-13-2 高田馬場TSビル
利用目的：旅行サービス、航空券・ゴルフ場等リザベーションサービス、株式会社JCBトラベルが運営する「J-Basketサービス」等の提供
〇株式会社ジェーシービー・サービス
〒107-0062 東京都港区南青山5-1-20 青山ライズフォート
利用目的：保険サービス等の提供

＜加盟個人信用情報機関＞
本規約に定める加盟個人信用情報機関は以下のとおりです。
●株式会社シー・アイ・シー（CIC）
（割賦販売法にもとづく指定信用情報機関）
電話番号 0570-666-414
https://www.cic.co.jp/
●全国銀行個人信用情報センター
電話番号 03-3214-5020
https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/
※保証会社が加盟する個人信用情報機関は、株式会社シー・アイ・シー（CIC）です。
※各個人信用情報機関の加盟資格、加盟事業者企業名等の詳細は上記の各社開設のホームページをご覧ください。

登録情報および登録期間

	CIC	全国銀行個人信用情報センター
①本人を特定するための情報（氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、本人確認書類の記号番号等）	左記②③④⑤⑥のいずれかの情報が登録されている期間	
②本契約の申し込みに係る事実（加盟個人信用情報機関への照会日 、契約の種類等）	当該照会日より6か月間	当該照会日から1年を超えない期間
③本契約に係る事実（入会年月日、利用可能枠、貸付残高、割賦残高、年間請求予定額等の本契約の内容、支払い状況、債務の支払いを延滞した事実等）	契約期間中および契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年以内	契約期間中および契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
④官報において公開されている情報	―	破産手続開始決定等を受けた日から7年を超えない期間
⑤登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間	
⑥本人確認資料の紛失・盗難、貸付自粛等の本人申告情報	登録日より5年以内	本人申告のあった日から5年を超えない期間

※上記のうち、個人信用情報機関が独自に収集し、登録するものは、④⑤⑥となります。
※上表の他、CICについては支払い停止の抗弁の申出が行われていることが、その抗弁に関する調査期間中登録されます。

＜提携個人信用情報機関＞

本規約に定める提携個人信用情報機関は以下のとおりです。

●株式会社日本信用情報機構（JICC）
電話番号 0570-055-955
https://www.jicc.co.jp/

※株式会社日本信用情報機構の加盟資格、加盟会員事業者企業名等の詳細は、上記の同社開設のホームページをご覧ください。
※加盟個人信用情報機関と提携個人信用情報機関の関係は以下のとおりです。

加盟個人信用情報機関	提携個人信用情報機関
CIC	JICC、 全国銀行個人信用情報センター
JICC	CIC、 全国銀行個人信用情報センター
全国銀行個人信用情報センター	CIC、JICC

＜ショッピングリボ払いのご案内＞

1．毎月のお支払い元金

			締切日（毎月15日）のご利用残高			
			10万円以下	10万円超 50万円以下	50万円超 100万円以下	100万円超
お支払いコース	全額コース		締切日（毎月15日）のご利用残高全額			
	定額コース		ご指定の金額（5千円以上1千円単位）*			
	残高スライドコース	ゆとりコース	5千円	1万円	1万5千円	2万円
		標準コース	1万円	10万円超10万円ごとに1万円加算		
		短期コース	2万円	10万円超10万円ごとに2万円加算		

※スマリボに新規登録する場合は、残高スライドゆとりコースまたは標準コースのみ選択可能です。
＊2026年4月3日より、ご指定の金額は1千円以上1千円単位に変更します。なお、プラチナカード、ゴールドカードをお持ちの会員の方は、2026年4月2日までは1万円以上1千円単位となります。
※新カードへお切り替えの場合に、指定する欄がない、もしくは指定いただいていない場合はお切り替え前の設定元金が引き継がれます。
※お客さまに適用されるコースおよび元金額は、カードお届け時の「カード発行のご案内」（以下、「カード発行台紙」と言います。）に記載されます。

2．手数料率

2026 年 9 月 30 日ご利用分まで	実質年率15.00%
2026 年 10 月 1 日ご利用分から（※1）	実質年率18.00%

（※1）利率改定は 2026 年 10 月 1 日を目途としておりますが、その日よりも後の日となる可能性があります。
詳細の日付は別途ホームページ（https://www.jcb.co.jp/release/oshirase_payment.html）で公表します。

［初回のご請求］実質年率×日数（締切日の翌日より翌月の約定支払日まで）÷365日
［2回目以降のご請求］実質年率×日数（約定支払日の翌日より翌月の約定支払日まで）÷365日
※お客さまに適用される手数料率は「カード発行台紙」に記載されます。

3．お支払い例
【実質年率15.00%の場合】
・定額コース1万円の方が6月30日に7万円をご利用の場合
(1)8月10日のお支払い
①お支払い元金10,000円
②手数料747円（7万円×15.00%×26日÷365日）
③8月10日の弁済金10,747円（①＋②）
(2)9月10日のお支払い
①お支払い元金10,000円
②手数料764円(6万円×15.00%×31日÷365日）
③9月10日の弁済金10,764円（①＋②）
【実質年率18.00%の場合】
・定額コース1万円の方が6月30日に7万円をご利用の場合
(1)8月10日のお支払い
①お支払い元金10,000円
②手数料897円（7万円×18.00%×26日÷365日）
③8月10日の弁済金10,897円（①＋②）
(2)9月10日のお支払い
①お支払い元金10,000円
②手数料917円(6万円×18.00%×31日÷365日）
③9月10日の弁済金10,917円（①＋②）

＜ショッピング分割払いのご案内＞
1．手数料率

2026 年 9 月 30 日ご利用分まで	実質年率 15.00%[月利 1.25%]
2026 年 10 月 1 日ご利用分から（※1）	実質年率 18.00%[月利 1.50%]

（※1）利率改定は 2026 年 10 月 1 日を目途としておりますが、その日よりも後の日となる可能性があります。
詳細の日付は別途ホームページ（https://www.jcb.co.jp/release/oshirase_payment.html）で公表します。

※お客さまに適用される手数料率は、「カード発行台紙」に記載されます。

２ 支払回数表・お支払い例

【実質年率15.00%の場合】

（1）支払回数表

支払回数	3回	5回	6回	10回	12回	15回	18回	20回	24回
支払期間	3か月	5か月	6か月	10か月	12か月	15か月	18か月	20か月	24か月
割賦係数	2.51%	3.78%	4.42%	7.00%	8.31%	10.29%	12.29%	13.64%	16.37%
（ショッピング利用代金10,000円あたりの分割払手数料の額）	251円	378円	442円	700円	831円	1,029円	1,229円	1,364円	1,637円

※加盟店により、上記以外の支払回数がご指定いただける場合があります。

.（2）お支払い例

実質年率15.00%の方が、6月30日に現金販売価格10万円の商品を10回払いでご購入の場合

A. 上表にもとづく手数料総額

100,000円×7.00%＝7,000円

B. 上表にもとづく支払総額

100,000円＋7,000円＝107,000円※1

C. 毎月の支払額

107,000円÷10回＝10,700円※2

（ただし、初回10,518円※3、最終回10,699円※4）

D. 支払総額

10,518円（初回）＋10,700円×8（第2回～第9回）＋10,699円（最終回）＝106,817円

※1 「D. 支払総額」は、「B. 上表にもとづく支払総額」を超えない範囲とします（計算の過程で端数金額が生じた場合は調整されます。）。

※2 毎月の支払金額を均等にするため、いったん割賦計数を用いて「C. 毎月の支払額」を算出しています。

※3 初回支払額は上記「C. 毎月の支払額」から月利で求めた手数料を引いた金額を支払元金とし、それに日割計算で求めた手数料を加えた金額となります。

月利計算の手数料　100,000円×1.25%＝1,250円

初回支払元金　10,700円－1,250円＝9,450円

日割計算の手数料　100,000円×15.00%×26日÷365日＝1,068円

（ご利用金額×実質年率×日数（締切日の翌日より翌月10日まで）÷365日）

初回支払額9,450円＋1,068円＝10,518円

※4 最終回の支払額は、最終回の分割支払元金（現金販売価格からお支払済分割支払元金（初回から第9回まで）の合計を差引いた金額）と手数料の合計となります。

第2回から第9回までの分割払元金は、「C. 毎月の支払額」から月利で求めた手数料を引いた金額となります。

＜例、第2回＞

初回支払後残高　100,000円－9,450円＝90,550円

月利計算の手数料　90,550円×1.25%＝1,131円

第2回支払元金　10,700円－1,131円＝9,569円

【実質年率18.00%の場合】

（1）支払回数および支払期間

3回（3カ月）～60回（60カ月）の各回（各月数）

<ショッピング利用代金10,000円当たりの分割手数料の額の例>

支払回数	3回	10回	12回	18回	24回	30回	36回	48回	60回
支払期間	3か月	10か月	12か月	18か月	24か月	30か月	36か月	48か月	60か月
割賦係数	3.01%	8.43%	10.02%	14.85%	19.82%	24.92%	30.15%	41.00%	52.36%
（ショッピング利用代金10,000円あたり	301円	843円	1,002円	1,485円	1,982円	2,492円	3,015円	4,100円	5,236円

の分割払手数料の額）									

※加盟店により、上記以外の支払回数がご指定いただける場合があります。

（2）お支払い例

実質年率18.00%の方が、6月30日に現金販売価格10万円の商品を10回払いでご購入の場合

A. 上表にもとづく手数料総額

100,000円×8.43%＝8,430円

B. 上表にもとづく支払総額

100,000円＋8,430円＝108,430円※1

C. 毎月の支払額

108,430円÷10回＝10,843円※2

（ただし、初回10,625円※3、最終回10,842円※4）

D. 支払総額

10,625円（初回）＋10,843円×8（第2回～第9回）＋10,842円（最終回）＝108,211円

※1 「D. 支払総額」は、「B. 上表にもとづく支払総額」を超えない範囲とします（計算の過程で端数金額が生じた場合は調整されます。）。

※2 毎月の支払金額を均等にするため、いったん割賦計数を用いて「C. 毎月の支払額」を算出しています。

※3 初回支払額は上記「C. 毎月の支払額」から月利で求めた手数料を引いた金額を支払元金とし、それに日割計算で求めた手数料を加えた金額となります。

月利計算の手数料　100,000円×1.50%＝1,500円

初回支払元金　10,843円－1,500円＝9,343円

日割計算の手数料　100,000円×18.00%×26日÷365日＝1,282円

（ご利用金額×実質年率×日数（締切日の翌日より翌月10日まで）÷365日）

初回支払額9,343円＋1,282円＝10,625円

※4 最終回の支払額は、最終回の分割支払元金（現金販売価格からお支払済分割支払元金（初回から第9回まで）の合計を差引いた金額）と手数料の合計となります。

第2回から第9回までの分割払元金は、「C. 毎月の支払額」から月利で求めた手数料を引いた金額となります。

＜例、第2回＞

初回支払後残高　100,000円－9,343円＝90,657円

月利計算の手数料　90,657円×1.50%＝1,359円

第2回支払元金　10,843円－1,359円＝9,484円

＜ショッピングスキップ払いのご案内＞

ご利用金額にショッピングスキップ払い手数料を加えた金額を、ご指定のお支払い月の10日（ただし、当日が金融機関等休業日の場合は翌営業日）に一括（1回）でのお支払いとなります。

手数料：ご利用金額×手数料率（月利）×繰延月数（変更前お支払い月からご指定のお支払い月までの月数をいいます。）

支払期間：54～239日

1. 手数料率

2026 年 9 月 30 日ご利用分まで	実質年率 12.00～15.00%[月利 1.00～1.25%]（※1）]
2026 年 10 月 1 日ご利用分から（※2）	実質年率 18.00%[月利 1.50%]

（※1）上記利率の範囲内で、カード発行会社ごとに設定となります。

ただし、カード発行会社と会員の間に別途約定がある場合は上記以外の利率となる場合もあります。

（※2）利率改定は 2026 年 10 月 1 日を目途としておりますが、その日よりも後の日となる可能性があります。

詳細の日付は別途ホームページ（https://www.jcb.co.jp/release/oshirase_payment.html）で公表します。

※お客さまに適用される手数料率は、「カード発行台紙」に記載されます。

2. お支払い例

【実質年率15.00%の場合】

実質年率15.00%の方が6月30日にショッピング1回払いにて1万円を利用し(8月10日お支払い分にて利用)、お支払い月を11月10日へ変更した場合

<11月10日のお支払い>

①お支払い元金　10,000円

②手数料　375円(1万円×3か月×(15.00%÷12か月))

③11月10日の支払額(支払総額)　10,375円(①+②)

【実質年率18.00%の場合】

実質年率18.00%の方が6月30日にショッピング1回払いにて1万円を利用し(8月10日お支払い分にて利用)、お支払い月を11月10日へ変更した場合

<11月10日のお支払い>

①お支払い元金　10,000円

②手数料　450円(1万円×3か月×(18.00%÷12か月))

③11月10日の支払額(支払総額)　10,450円(①+②)

<キャッシングサービスのご案内>

(資金使途/自由(ただし、事業資金は除く))

名 称	融資利率(年利*1)	返済方式	返済期間/返済回数	担保・保証人
キャッシング1回払い(国内・海外)	年利15.00%	元利一括払い	23～56日(ただし暦による。)1回	不要
JCBキャッシングリボ払い	年利15.00%	毎月元金定額払い ボーナス併用払い ボーナス月のみ元金定額払い	利用残高および返済方式に応じ、ご返済元金と利息を完済するまでの期間、回数。なお、ご利用可能枠の範囲内で繰り返し借入れる場合には、利用残高が変動するため、返済期間、返済回数も変更となる。 <返済例>貸付金額10万円で返済元金1万円の毎月元金定額払いの場合、10か月/10回。	不要

(学生会員の方は、キャッシングサービスはご利用いただけません。)

※CD・ATMでのキャッシング1回払い(国内)・キャッシングリボ払いの利用手数料(1回のご利用金額が1万円以下の場合は110円(税込み)、1万円を超える場合は220円(税込み)は会員負担となります。(カード発行会社により、手数料をご負担いただくCD・ATMの対象が異なる場合があります。)

※海外キャッシング1回払いをご利用の場合、海外の金融機関等の事務処理の都合上、ご利用データのJCBへの到着が遅れ、お支払日が標準期間満了日の属する月の2か月後または3か月後の約定支払日となる場合がございます。(最大返済期間は101日、ただし暦による。)。この場合であっても、手数料は融資日の翌日から標準期間満了日の属する月の翌月10日までの期間に手数料を乗じた金額となります。

*1　1年365日(うるう年は366日)による日割り計算。

●遅延損害金年20.00%

<繰上返済方法>

	ショッピングリボ払い	ショッピング分割払い*	キャッシング1回払い(国内・海外)	キャッシングリボ払い	
1.CD・ATMによるご返済	○	×	×	○	当行のCD・ATMおよび提携金融機関のCD・ATM等から入金して返済する方法

2.口座振替によるご返済	○	○	×	○	事前に当行に申出ることにより、約定支払日（当行システム稼働時間内とします。）に口座振替により返済する方法
3.口座振込でのご返済	○	○	○	○	事前に当行に申出のうえ、当行指定口座への振込みにより返済する方法
4.持参によるご返済	○	○	○	○	当行に現金を持参して返済する方法

※2026年4月15日繰上返済分よりATM手数料が発生します。上記「1.CD・ATMによるご返済」の場合、ATM手数料(1回のご利用金額が1万円以下の場合は110円(税込)、1万円を超える場合は220円(税込))は会員負担となります。(カード発行会社により、手数料をご負担いただくCD・ATMの対象が異なる場合があります。)

＊全額繰上返済のみとなります。なお、ショッピングスキップ払いの繰上返済方法はショッピング分割払いの繰上返済方法と同様です。

※　全額繰上返済の場合、日割計算にて返済日までの手数料または利息を併せて支払うものとします。

※　一部繰上返済の場合、原則として返済金の全額を元本の返済に充当するものとし、次回以降の約定支払日（ただし、口座振替による支払は、当行システム稼働時間内とします。）に、日割計算にて元本額に応じた手数料または利息を支払うものとします。

※　金融機関・ATM保有会社等や加盟店等からJCBに対してカードのご利用に関する売上票・売上データが到着するまでの間は、各種の繰上返済を行うことはできません（キャッシング振込サービスの場合を含みます。）。特に海外キャッシング1回払いの場合や一部の加盟店でのショッピング利用の場合、ご利用日から売上票・売上データの到着日まで日数がかかる場合があります。

※　持参によるご返済は受付できる営業所・時間等の制限がございますので、事前にご相談窓口にお問い合わせください。

【ご利用代金明細に関する特約】

https://www.jcb.co.jp/kiyaku/pdf/meisaitokuyaku.pdf

【J-POINTプログラム利用規定】

以下の規定については、J-POINTプログラムの対象となる方に適用されます。
・J-POINTプログラム利用規定
https://www.jcb.co.jp/terms-and-conditions/

【海外預金引出サービス規定】

※本規定は「DREAMe-W JCBカード」の場合に適用となります。

第1条（サービス内容）

1. 海外預金引出サービス（以下「本サービス」という。）とは、JCBが日本国外で提携するCD・ATMネットワークに加盟している金融機関または、提携するクレジット会社が設置している支払機で、会員がカードを使用して現地通貨によりお支払い口座から預金の払戻しを受けることができるサービスです。なお、支払機の利用方法は、それぞれの支払機設置先の定めによります。
2. 本会員は、家族会員に対し、家族会員が家族カードを使用して本会員に代わって本サービスを利用する一切の権限を授与するものとし、家族会員による本サービスの利用にもとづく一切の支払債務は本会員

が負担するものとします。
3. 本サービスを利用する場合、第5条に定める場合を除いては日本国外におけるキャッシング1回払いは利用できないものとします。

第2条（支払い）

1. 本サービスによる日本国外での払戻しにかかるお支払い口座からの引落しは、原則としてJCBでの処理日の2営業日後を支払日とし、本会員は当行に対し、通帳および払戻請求書なしでお支払い口座から自動引落しの方法により支払うものとします。ただし、通信障害その他の事由により当行およびJCBへの本サービスの利用内容にかかる情報の伝達が遅れた場合には、本項にもとづくお支払い口座からの引落し日が相当期間遅れる場合があります。
2. 前項の支払については、外貨額をJCBまたは提携金融機関、提携クレジット会社が定める時期ならびに為替相場により円貨に換算した金額（以下「サービス利用額」という。）を前項により引落すものとします。
3. 本サービスにかかる引落しと支払日の到来しているショッピングサービス、キャッシング1回払いおよびキャッシングリボ払いによる債務がお支払い口座の預金の不足により同時に引落すことができない場合における引落しの選択は当行の任意とします。

第3条（利用可能枠）

本サービスの利用可能枠は、当行が定める金額（以下「サービス利用可能枠」という。）とし、所定の方法により本会員に通知するものとします。会員はサービス利用可能枠からサービス利用額の残高を差引いた金額の範囲内で、本サービスを利用することができます。また、各支払機における1回あたりの利用可能金額は、JCBまたは提携金融機関、提携クレジット会社が定める金額までとします。

第4条（手数料）

本サービスの利用にあたっては、当行は、本会員より当行所定の手数料（以下「サービス手数料」という。）を申し受けます。また支払機利用手数料については、当該支払機を設置している金融機関、提携クレジット会社の定めによります。なお、サービス手数料は、第2条の引落しと同時に引落します。

第5条（海外キャッシング1回払いへの振替）

サービス利用額およびサービス手数料の額の合計額がお支払い口座の預金の不足等により引落しできなかった場合には、日本国外での払戻しにかかるお支払い口座からの引落しの取扱いはなかったものとし、かわりにサービス利用額全額について中国銀行JCBカード会員規約（以下「会員規約」という。）第30条の2に定める日本国外におけるキャッシング1回払いをおこなったものとみなします。なお、この場合、前条のサービス手数料は発生せず、その代わりに当行は、本会員より会員規約第30条の2第4項に定める手数料を申し受けます。

第6条（解約）

1. 会員は、両社所定の方法により本サービスを解約することができます。
2. 両社は、会員が次のいずれかに該当する場合、本サービスを解除することができるものとします。
   ⑴会員が会員規約にもとづく会員資格を喪失した場合。
   ⑵会員が本規定もしくは会員規約に違反し、またはカードの使用状況が適当でないと当行が判断した場合。

第7条（規定の改定）

本規定は、法令の変更、監督官庁の指示またはサービス内容の変更その他必要が生じたときに改定されることがあります。当行が規定等を変更する場合、変更する対象の規定等を特定のうえ、規定等を変更する旨、変更後の規定等の内容、効力発生時期および変更理由を当行ホームページに掲載する方法その他適宜の方法により周知します。この場合、変更日以降は、変更後の規定等にしたがい取り扱うものとします。

第8条（適用関係等）

1. 会員が本カードを利用する場合、会員規約のほか、本規定が適用されます。
2. 本規定に定めのある事項については本規定が優先して適用され、本規定に定めのない事項については、本会員のカード利用については本会員に関する会員規約の規定が、家族会員のカード利用については家族会員に関する会員規約の規定が、それぞれ適用されます。
3. 本規定で特に定めるほか、本規定における用語は、会員規約におけるのと同様の意味を有するものとします。

【DREAMe-W JCBカード特約】

※本特約は「DREAMe-W JCBカード」の場合に適用となります。

第1条（本特約の目的）

本特約は、株式会社中国銀行（以下「当行」という。）および株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という。）

が発行するDREAMe-W JCBカード（以下「本カード」という。）の発行条件および本カードの機能・使用方法等について定めるものです。

第2条（本カードの発行・貸与）

1. 本カードは、当行が別に定める中国銀行JCBカード会員規約（以下「クレジットカード規約」という。）および中銀キャッシュカード規定・中銀ICキャッシュカード特約（以下併せて「キャッシュカード規定」という。）ならびに本特約を承認のうえ、クレジットカード規約第1条に定義する本会員（以下「本会員」という。）となる旨の申込みをするとともに本カードの発行の申込みをし、これに対し当行およびJCB（以下「両社」という。）が承認した場合に発行されるものとします。
2. 前項にもとづいて発行される本カードの所有権は当行に帰属するものとし、当行は前項による承認を受けた者に対し、本カードを貸与するものとします（以下、本項にもとづいて本カードの貸与を受けた者を「カード会員」といいます。）。なお、本カード上には、会員氏名・JCBカード会員番号・JCBカードの有効期限・預金口座番号等が表示されています。
3. 第1項の申込みに際しては、本カードのキャッシュカードとしての機能（「キャッシュカード規定」に定められた機能をいい、以下「キャッシュカード機能」という。）が対応する普通預金口座を、本カードのカード利用代金、手数料等のお支払い口座として届出るものとします。

第3条（本カード発行にともなう既存カードの取扱い）

カード会員が本カードの発行前に保有していたお支払い口座のキャッシュカード機能または当行が発行するクレジットカードの機能は、それぞれ以下の時点で失効するものとします。

(1)キャッシュカード機能の失効：カード会員が本カードを利用した時点または両社が本カードを発行することを認めた日以降の当行が指定し通知または公表した日

(2)クレジットカード機能の失効：両社が本カードを発行することを認めた日以降の当行が指定し通知または公表した日

第4条（有効期限）

1. 本カードの有効期限は、カード上に表示した月の末日までとします。
2. 両社は、カード有効期限までに、退会の申出のない会員で、かつ、両社が審査のうえ引続き会員として認める場合、有効期限を更新した新たなカード（以下「更新カード」という。）を発行します。
3. 前項にもとづいて更新カードが発行された場合においても、カード会員が更新カードの発行前に保有していた本カードのキャッシュカード機能については、カード会員が更新カードを利用した時点または両社が更新カードを発行することを認めた日以降の当行が指定し通知または公表した日に失効するものとします。

第5条（本カードの機能）

1. カード会員は本カードにより、キャッシュカード機能および両社が発行するクレジットカードとしての機能（クレジットカード規約に定められた機能をいい、以下「クレジットカード機能」という。）を、各々の規定・規約および本特約にしたがって利用することができます。
2. カード会員は、現金自動支払機（以下「CD」という。）または現金自動預払機（以下「CD・ATM」という。）において本カードを利用する場合においては、本カード表面に記載されているキャッシュカード機能とクレジットカード機能それぞれについての本カード挿入方向の指示にしたがって、キャッシュカード機能とクレジットカード機能との使い分けをするものとします。
3. 前項の規定にしたがわず、カード会員が本カードの挿入方向を間違えることにより希望取引以外の取引が発生した場合においても、カード会員は、当該希望外取引にもとづく債務についての支払義務を免れないものとします。
4. 本カードのキャッシュカード機能にデビットカード機能が付加された場合において、カード会員が、本カードのデビットカード機能およびクレジットカード機能の両機能を使用できる加盟店において本カードを利用してショッピングをおこなう場合には、本カード提示の際に、いずれの機能を利用するかについて、当該加盟店に申告するものとします。

第6条（本カードの機能停止等）

1. 両社は、カード会員と両社との間のクレジットカード契約、およびカード会員と当行との間のキャッシュカード利用契約が有効である場合であっても、以下のいずれかの事由が生じた場合は、本カードの機能またはサービスを停止することがあります。これにともなう不利益・損害等については、両社の故意または過失による場合を除き、両社はいずれも責任を負わないものとします。

(1)本カードの再発行のため、カード会員が、当行またはJCBに本カードを返還した場合。

(2)本カードに関する諸変更手続きのため、カード会員が、当行またはJCBに本カードを送付し、または預けた場合。

(3)CDまたはATMでの利用時に、暗証番号相違、CD・ATMの故障等の理由により本カードが回収された

場合。
⑷カード会員から当行またはJCBに対して、その貸与された本カードを紛失または盗難に遭った旨の届出があった場合。
2. カード会員が本特約またはクレジットカード規約に違反し、または違反するおそれがあると合理的な理由にもとづき判断した場合には、当行またはJCBはクレジットカード機能を一時停止することができるものとします。

第7条（お支払い口座の変更）
本カードの申込みの際に届出たお支払い口座は、原則として変更できないものとします。ただし、変更に合理的な理由があると判断される場合には、この限りではありません。

第8条（届出事項の変更）
1. カード会員が両社に届出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があった場合には、当行所定の方法により遅滞なく当行に届出なければなりません。当行への届出前に生じた損害については、当行の故意または重過失によるものでない限り、当行は責任を負いません。なお、キャッシュカード機能およびクレジットカード機能に関する暗証番号の変更を希望する場合には、当行所定の方法により遅滞なく当行に届出るものとします。
2. 前項のうち氏名の変更があった場合においては、カード会員は本カードを当行に返還するものとします。なお、この場合には、第10条所定の再発行手続きがとられるものとします。

第9条（紛失・盗難の届出）
カード会員は、本カードを紛失した場合および盗難された場合には、クレジットカード規約およびキャッシュカード規定の定めるところにしたがって当該紛失または盗難の事実を両社に届出るものとします。

第10条（カードの再発行）
本カードの紛失・盗難・破損・汚損・氏名の変更を理由に、カード会員が両社に対し本カードの再発行を求めた場合は、両社が審査のうえ原則として本カードを再発行するものとします。この場合、当該カード会員は、当行所定の再発行手数料を支払うものとし、再発行手数料は当行が別途通知または公表いたします（ただし、破損・汚損・氏名の変更による再発行の場合を除きます。）。なお、合理的な理由がある場合はカードを再発行しないことがあります。また、カード会員が紛失・盗難以外の理由により本カードの再発行を求める場合には、当該カード会員が所持する本カードを当行に返還する必要があるものとします。

第11条（カードの返還）
カード会員は、下記のいずれかの事由が生じた場合には、当行またはJCBの請求により本カードを返還するものとし、これにともなう不利益・損害等については、両社の故意または過失による場合を除き、両社は責任を負わないものとします。
⑴クレジットカード規約所定の事由により当行およびJCBが運営するクレジットカード取引システムの会員たる資格を喪失した場合（カード会員が任意に退会した場合も含みます。）。
⑵カード会員による本カードのキャッシュカード機能に対応する普通預金口座の利用が、同口座の解約等の事由により不能となった場合。
⑶カード会員が当行に対し、本カードの利用を取り止める旨の申出をおこない、これを両社が認めた場合。

第12条（カードの回収）
前条⑴の場合において、当行またはJCBは各々の判断で、利用者に事前の通知・催告等をすることなく、CDまたはATMやJCBの加盟店等を通じて、本カードを回収できるものとします。この場合、当行から新たにキャッシュカードが交付されるまでの期間において、キャッシュカード機能が利用できないことにともなう不利益・損害等については、両社の故意または過失による場合を除き、両社はいずれも責任を負わないものとします。

第13条（情報共有）
1. カード会員は、次の各号に定める情報について、本カードの発行、管理等業務遂行上必要な範囲において必要な保護措置をおこなったうえで、両社の間で共有することに、会員はあらかじめ同意するものとします。
⑴会員が、両社に対して届出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があり、第8条第1項にもとづいて両社に対して変更の届出があった場合には、当該届出情報。
⑵第6条第1項各号、同条第2項、第11条、第12条記載の事項。
⑶キャッシュカード規定またはクレジットカード規約に違反した事実。
⑷その他本カードの機能の全部または一部の利用の可否判断にかかわる当該カード会員の情報。
2. 両社は、第1項により知り得たカード会員の情報について、カード会員のプライバシーの保護に十分注意を払うものとします。

3．当行は、本カードの発行業務をJCBおよび第三者に委託するにあたり、委託業務遂行上必要な範囲で、JCBおよび第三者に対し、またはJCBが再委託する第三者に対し、本カードに表示ないし記録される当該カード会員に関する情報を預託します。

第14条（本特約の優先適用）

1．本特約とクレジットカード規約またはキャッシュカード規定の内容が両立しない場合は、本特約が優先的に適用されるものとします。

2．本特約に定めのない事項は、クレジットカード機能についてはクレジットカード規約、キャッシュカード機能についてはキャッシュカード規定が適用になるものとします。

第15条（本特約の改定）

本特約は、法令の変更、監督官庁の指示またはサービス内容の変更その他必要が生じたときに改定されることがあります。当行が特約等を変更する場合、変更する対象の特約等を特定のうえ、特約等を変更する旨、変更後の特約等の内容、効力発生時期および変更理由を当行ホームページに掲載する方法その他適宜の方法により周知します。この場合、変更日以降は、変更後の特約等にしたがい取り扱うものとします。

【スマリボ特約】

第1条（総則）

1．本特約は、中国銀行JCBカード会員規約（以下「会員規約」という。）第24条（ショッピング利用代金の支払区分）第2項⑴号にもとづき、会員がショッピング利用代金の支払区分をショッピングリボ払いとする場合のサービス内容および利用条件等を定めるものです。なお、本特約において特に定義のない用語については、会員規約におけるものと同様の意味を有します。

2．本特約と会員規約その他の付随規定（以下「会員規定等」という。）との間に内容の相違がある場合、本特約が優先して適用されます。本特約に定めのない事項については、会員規定等が適用されます。

第2条（定義）

1．「スマリボ」（以下「本サービス」という。）とは、会員規約第24条第2項⑴号にもとづき、原則として全てのショッピング利用代金の支払区分をショッピングリボ払いとするサービスをいいます。

2．「利用者」とは、本特約第3条にもとづき、本サービスの利用登録が完了した会員をいいます。

第3条（利用登録）

1．本サービスの利用を希望する会員は、本特約を承認の上、両社所定の方法により、両社に本サービスの利用を申し込むものとします。両社は、会員の申し込みを承諾した場合に、当該会員の利用登録を行います。

2．前項の利用登録の申し込みができる会員は、会員規約の適用を受ける会員です。ただし、一部の会員は、前項の利用登録の申し込みを行うことができません。

第4条（本サービスの内容）

1．本サービスの内容は、以下のとおりとします。ただし、利用者により提供を受けることができるサービスに制限のある場合があります。

⑴利用者が会員規約第22条（ショッピングの利用を行う目的・利用方法）および第24条第1項にもとづきショッピング利用をするに当たり、ショッピング1回払いを指定した場合、当該ショッピング利用の支払区分は、原則として全てショッピングリボ払いとなります。ただし、一部の加盟店の利用、カードの付帯サービス料金その他両社が指定するもの（JCBのホームページ等で公表します。）の支払区分はショッピング1回払いとなります。なお、利用者がショッピング利用をするに当たり、ショッピング1回払い以外の支払区分を指定した場合、本サービスの適用は受けません。

⑵本サービスの利用登録がなされている間、会員規約第20条（利用可能な金額）第1項から第3項にもとづき会員がショッピング利用できる金額を算定するに当たり、適用される機能別利用可能枠は会員規約第19条（利用可能枠）第1項②に定める「ショッピングリボ払い利用可能枠」となります。

⑶⑴号および⑵号にかかわらず、利用者がショッピングリボ払い利用可能枠を超えてショッピング利用をした場合、当該利用可能枠を超過した利用分については、会員規約第25条（ショッピング利用代金の支払い）第1項⑴号にもとづき、ショッピング1回払いとしてお支払いいただくものとします。

⑷ショッピングリボ払いの支払方法は会員規約第26条（ショッピングリボ払い）第1項に定めるとおりです。また、支払いコースは、会員規約末尾の「ショッピングリボ払いのご案内」に記載するコースのうち「残高スライドゆとりコース」または「残高スライド標準コース」となります。各支払いコースの詳細および手数料率は、「ショッピングリボ払いのご案内」に記載のとおりです。

⑸利用者は、本サービスの利用登録が有効になされている間、別途両社が公表する条件を充たした場合

には、両社が公表する内容の優遇サービスを受けることができます。

2. 両社は、営業上その他の理由により、本サービスの内容を変更することができるものとします。この場合、両社は、利用者に対して、3ヶ月前まで（ただし、重要な変更については6ヶ月前まで）に公表または通知します。ただし、緊急を要する場合には、この限りではありません。

第5条（本サービスの利用方法）

利用者は、ショッピング利用をするに当たって、ショッピング1回払いをご指定ください。

第6条（利用登録の抹消）

1. 利用者は、両社が定める方法で本サービスの解除を申し出ることにより、利用登録を抹消することができます。
2. 両社は、⑴利用者が約定支払額を約定支払日に支払わなかったとき、⑵利用者が会員規定等または本特約に違反したとき、⑶利用者のショッピングリボ払い利用可能枠が0円となったとき、⑷その他利用者のカード利用状況または信用状況等に照らして、本サービスの利用が適当でないと判断した場合には、当該利用者の利用登録を抹消することができます。
3. 前二項に基づき利用登録が抹消された場合、会員は以後、利用者ではなくなり、本サービスを利用することはできません。この場合、会員がその後に利用したショッピング利用については、本特約は適用されず、会員規定等のみが適用されます。
4. 第1項または第2項にもとづき利用登録が抹消された場合であっても、それまでのショッピング利用については、本特約第4条第1項⑴号から⑷号が適用されます。ただし、利用者が会員規約第39条（期限の利益の喪失）第1項または第2項にもとづき期限の利益を喪失した場合には、この限りではありません。

第7条（本サービスの終了）

両社は営業上その他の理由により、本サービスを終了することができます。この場合、両社は本サービス終了の6ヶ月前までに利用者に通知します。本サービスが終了した場合、前条第3項および第4項が準用されます。

第8条（本特約の改定）

本特約の改定は、会員規約第５４条（会員規約およびその改定）が適用されます。

第9条（「支払い名人」からの移行）

1. 「支払い名人」（両社が会員規約第２４条第２項(1)号にもとづき２０１９年４月１５日利用分、２０１９年５月１０日支払日まで会員に提供していたサービスをいう。以下同じ。）から本サービスに移行した利用者については、本特約第４条第１項(4)号にかかわらず、ショッピングリボ払いの支払コースは、会員規約末尾の「ショッピングリボ払いのご案内」に記載するコースのうち、「支払い名人」から本サービスへの移行時点で当該会員に対して適用されていた支払コース（以下「既存コース」という。）または残高スライド標準コースとなります。
2. 利用者は、両社所定の方法により申し出、両社が認めた場合、既存コースから、本特約第４条第１項(4)号に定める支払コースに変更することができます。但し、当該変更後は、利用者は既存コースに再度変更することはできません。

カード発行会社が株式会社ジェーシービーの場合、本特約は条文中の「両社」を「JCB」と読み替えます。

（20250228）

【JCB LINDA会員特約】

<u>※下記の特約は「DREAMe-S LINDA」会員の方に適用されます。</u>

第1条（カード）

本カードは「JCB LINDA」（以下「本カード」という。）といいます。

第2条（年会費等）

1. 会員は、当行が通知するまで本カードの年会費を免除されるものとします。
2. 前項にかかわらず、会員は月ごとに当行が通知または公表するデータ維持料を支払うものとします。ただし、会員が次の①②のいずれかの条件を充たす場合、または当行が特に認める場合には、会員は該当する月のデータ維持料の支払いを免除されるものとします。また、学生会員は入会時に書面そのほかの方法により当行へ届出た卒業予定年月まで、データ維持料を免除されるものとします。

①月づきの携帯電話・PHSのご利用料金をJCB LINDAでお支払いの場合

②各月の本カードの約定支払額（本会員が約定支払日にお支払いいただく金額をいい、会員が約定支払日より前に繰上返済した金額は除外されます。）が1万円以上の場合

【カーレスキュー365会員特約】

※下記の特約・規定は「カーレスキュー365」会員の方に適用されます。

第1条（名称）

本カードは、株式会社中国銀行（以下「当行」という。）および株式会社ジェーシービー（以下両社を「JCB」という。）が発行するもので、「カーレスキュー365」（以下「カード」という。）と称します。

第2条（会員）

本特約、および別途JCBの定める「カーレスキュー365サービス利用規定」および「JCB会員規約」を承認のうえ入会を申込み、JCBが認めた方を会員（以下「会員」という。）とし、カードを貸与します。

第3条（ロードサービスの利用）

会員は、JCBがタイムズコミュニケーション株式会社（以下「運営者」という。）と提携したロードサービスの提供を受ける場合、別途定めるカーレスキュー365サービス利用規定にもとづく方法により、その提供を受けるものとします。

第4条（会員情報の取扱いおよび保護）

1. 運営者は、ロードサービスの実施に必要な本人の連絡先等の情報を収集できるものとし、当該サービスの実施に必要最小限の範囲で運営者提携のロードサービス実施者（以下「実施者」という。）に預託できるものとします。
2. 運営者および実施者は、会員情報の保護のため必要な保護措置をとって厳正に管理するとともに、ロードサービスの提供の目的以外に利用しないものとします。

【カーレスキュー365サービス利用規定】

第1条（規定の目的等）

1. 本規定は株式会社中国銀行（以下「当行」という。）および株式会社ジェーシービー（以下両社を「JCB」という。）が発行するクレジットカード（以下「カード」という。）を保有する会員（以下「会員」という。）に対して提供するロードサービスに関する事項を定めたものです。
2. 会員はカード会員規約にもとづき、本規定を承認の上、ロードサービスの提供を受けることができます。
3. JCBが必要と認めた場合には、JCBは本規定を変更することがあります。その際JCBは、その改定内容を書面その他の方法により、通知するものとします。

第2条（ロードサービスの機能）

1. ロードサービスとは、JCBがタイムズコミュニケーション株式会社（以下「運営者」という。）と提携し、日本国内の対象地域でのJCBが認めた会員の運転する車両の事故・故障時の対応サービスおよび付帯サービス等をいいます。
2. ロードサービスの内容は別記「サービス附則」に記載しているとおりとします。
3. 会員は、カード入会申込書の記載項目およびロードサービスの提供に必要とされる情報が運営者に登録されることに同意するものとします。

第3条（ロードサービスの利用方法）

1. 会員は、カーレスキュー365デスクに連絡することによりロードサービスの提供を受けることができます。
2. 会員はロードサービスの提供を受ける場合、カード（カードの種類や会員番号等を確認できないETCカード等またはモバイル端末等は含まない。以下、本項において同じ。）を提示するものとします。カードの提示のない場合は、前項にかかわらず、会員としてロードサービスの提供を受けられないものとします。
3. カードに表示されている会員以外はご利用できません。

第4条（会員の義務）

会員は以下の事項を遵守するものとします。

1. 会員はカードおよびロードサービスの権利を他人に譲渡・貸与・相続または担保提供してはなりません。
2. 会員は常に交通規則を守り、他人に迷惑を及ぼすような行為をしてはなりません。
3. 会員はロードサービス等の提供を受けるとき、運営者提携のサービス実施者（以下「実施者」という。）の指示または注意にしたがうものとします。

第5条（ロードサービス時の責任）

ロードサービスは、実施者の責任においておこなわれ、当該サービス提供に起因する車両の損傷、人身事故、損害等については、JCBの故意または過失による場合を除き、JCBは一切その責めを負わないものとします。

第6条（ロードサービスを提供できない場合）

以下の①から④に該当する場合には、ロードサービスが提供できない場合があります。

①無資格・飲酒運転等で正常な運転ができない場合

②通常の自動車走行に不適切な場所
③ロードサービスの提供が合理的に不可能と判断される場所
④危険をともなう気象状態の場合

第7条（権利の喪失）

本規定におけるすべての権利はカード発行時からカードの有効期限までとします。ただし、以下に該当する場合には、カード有効期限到来前といえども、会員としての一切の権利は消滅するものとします。

（1）会員がカードを退会する等会員資格を喪失した場合。
（2）会員がカード会員規約および本規定上の義務に違反し、その違反が重要な違反になる場合。
（3）その他会員の使用が不適当とJCBが合理的に判断した場合

第8条（終了、中止、変更等）

1. JCBが必要と認めた場合には、JCBはロードサービス内容の変更もしくは中止、または終了することがあります。その際JCBは、その改定内容を書面その他の方法により、通知するものとします。
2. ロードサービスは、日本国の法律の下に規制されることがあります。

第9条（合意管轄裁判所）

会員は、会員とJCBまたは運営者との間で争訟が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず会員の住所地、またはJCB（会員とJCBとの間の訴訟の場合）もしくは運営者（会員と運営者との間の訴訟の場合）の本社、支店、営業所の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

【サービス附則】

第1章 サービス内容

第1条（対象車両）

会員が運転中に事故・故障等にあった車両でかつ車両重量3,000kg未満の自家用四輪車。

第2条（無料サービスの内容）

1. 自力走行不能時の現場軽作業サービス

日本国内現場にて30分以内で実施可能な次の軽作業サービス（ただし、いくつかの作業を合わせておこなった場合は合計所要時間が30分を限度とします。）

⑴キー閉じ込み時の開錠サービス
⑵バッテリー上がり時のジャンピングサービス
⑶パンク時のスペアタイヤ交換による応急措置サービス
⑷ガス欠時の給油サービス（作業のみ）
⑸落差1m以内でタイヤ1本落輪している場合の落輪車両の引上げサービス
⑹その他、エアー抜き、ヒューズ交換、プラグ交換、燃料フィルターの交換等、現場対応が可能な軽作業等

※「自力走行不能」とは、物理的に走行不能な場合（例えば、車が大破して動かない場合）かまたは道路交通法上走行が禁止されている場合（例えば、夜間でライトが作動しない場合）をいい、スタッドレスタイヤやチェーン等の装備が無いため雪道等で単にスリップする状態で走行できない場合等は含まないものとします。

2. レッカーサービス

事故または故障で自力走行不能となった車両の、現場から移動距離10㎞までを限度とした、レッカーによるけん引または積載車による運搬。

＊現場軽作業サービスにより自力走行可能となる場合およびキーを紛失した場合は対象外です。
＊移動先は、原則として、運営者が指定する最寄りの修理工場とします。

3. 付帯サービス

会員の自宅から直線距離100㎞以上遠方における事故または故障で自力走行不能となった車両が修理工場に入庫となった場合、次の各号のいずれか一つの緊急サポートをおこないます。ただし、送迎サービスを除き、重複利用はできません。

⑴レンタカーサービス（1,800ccクラスを6時間まで／基本料のみ、ガソリン代は自己負担）
⑵緊急宿泊費用サービス（上限15,000円／税込）
⑶帰宅交通費サービス（上限20,000円／税込）
⑷送迎サービス（緊急宿泊費用サービス利用にともなう宿泊施設までの交通費、帰宅交通費サービス利用にともなう最寄の電車駅・バス停までの交通費負担）

※交通機関について会員が指定することはできません。
前項について、料金は会員が立替払いをし、運営者が送付した所定請求書用紙等が会員に到達した日または通常到達し得べき日から1か月以内に、会員が所定請求書および日付・領収印のある領収書を運営者に提出することを条件に月末締め切り・翌月末振込となります。

第3条（別料金）

次の各号に定める費用は会員の負担となります。

⑴電子ロック等特殊構造の鍵や盗難防止装置等が付いているなどにより開錠が困難な車両の運搬・開錠等にかかる費用実費。
⑵バッテリーの充電費用。
⑶タイヤ補修剤等によりパンクの応急処置をおこなう場合の補修費用およびタイヤ補修剤等代金実費。
⑷給油ガソリン代金実費。
⑸その他、交換・備付等をおこなった部品の代金、および補充・交換等をおこなった消耗品の代金実費。
⑹ドーリーの使用等特殊作業を要する場合の特殊作業費用実費。
⑺実施者が現場往復に要した有料道路・高速道路等利用料金およびカーフェリー乗船料金等、ならびにサービスの実施に必要となった有料駐車場利用料金実費。
⑻タイヤが2本以上落輪している車両の引上サービス費用実費。
⑼車両が建物等に追衝突等した場合の車両引出し作業費用実費。
⑽実施者が出動したにもかかわらずサービス適用外であった場合（出動後にキャンセルされた場合も含みます。）の出動費用実費。

第4条（有償サービス）

1．会員が無料サービス以外のサービスを求めた場合は、すべて有償にて、実施者が対応可能な範囲で実施されます。
2．有償サービスについては、会員と実施者との間の別途有償契約によるものとします。
3．有償サービスの料金は、特に運営者が認めた場合を除き、現場にて会員に現金またはカードにて実費精算していただきます。

第2章　無料サービスで対応できないケース

第5条（キーの閉じ込み）

⑴ヘルパー工具を使用して開錠できない場合（特殊構造の鍵・セキュリティ装置付車両等）
⑵車両が他人名義の場合（ただし、当該名義人その他当該車両のすべての権利者が開錠に承諾した場合を除きます。）
⑶会員または実施者がスペアキーを取ってくる方が便宜であると運営者および実施者が判断した場合。

第6条（落輪・落車等）

⑴タイヤが2本以上落輪している場合、または落輪本数を問わず落差が1mを超える場合の落輪車両引上。
⑵車両が横転している場合。

第7条（天候等）

台風・大雨・暴風・豪雪等の異常気象、地震・津波・噴火等の天災地変、もしくは戦争・暴動、または公権力の行使等により、作業が困難または危険な場合。

第8条（対応できない路面状況・地域等）

道路以外（砂浜等）の場所、レース・ラリーを目的とするなど通常の自動車走行に不適な場所、通行禁止道路・季節的閉鎖道路・一般車両が通行できない道路、出動車両の運行が極めて困難な地域、主務大臣等が通行禁止を指定した地域、離島についてのロードサービスはお断りするケースがあります。

第9条（その他）

⑴故意によるかまたは車両メーカー所定の範囲を超えた使用・改造等による事故・故障等。
⑵無資格、酒酔い運転、薬物使用等法令上禁止されている状態で運転中の事故・故障等、またはサービス実施後に違法運転がなされるおそれのある車両。
⑶航空機・船舶・鉄道・自動車等による輸送期間中の事故・故障等。
⑷違法な改造がなされている車両・車検登録のない車両・特殊工作装置等を装備した車両。
⑸短期間内に同一または類似内容の出動依頼が複数回ある場合。
⑹第三者の所有物の破損、第三者の権利・利益の制限・侵害等をともなう可能性がある場合に、当該第三者の承諾が得られない場合。

第3章　その他

第10条（サービス提供の条件）

次の各号の条件を満たすことが、サービス実施の条件となります。

(1)カーレスキュー365デスクにサービスの依頼をし、会員番号・氏名・住所等を告知すること。
(2)会員がサービス実施前に本カードならびに自動車運転免許証を実施者に提示し、サービスを受けた後に運営者所定作業報告書を確認しこれに署名すること。
(3)サービスの実施にともない当該車両に損傷などが生じ得る可能性が予測される場合に、この損傷などにつき実施者等を免責する旨の念書に会員が署名すること。
(4)会員が立会うこと。ただし、次号の場合を除きレッカー車によるけん引および積載車による運搬に同行する必要はなく、また会員が負傷等により立会うことができない場合は会員から委任された者による立会いでもこの条件を満たすものとします。
(5)危険物運搬車両については、危険物取扱者免許の保持者がサービスに同行すること。
(6)警察への届出を要する事故については、会員が警察への届出を済ませておりかつサービスの実施につき警察の許可を受けていること。
(7)サービスの実施に必要な実施者の指示にしたがうこと。

第11条(サービスの実施)

サービスは、運営者の取次ぎにより実施者の責任で実施されます。

第12条(サービスの併用)

会員は、同一の事故・故障等につき、本サービスと第三者が提供または手配するサービスとを併用できないものとします。

以上

MyJCB利用者規定

本規定は、株式会社ジェーシービー(以下「JCB」という)またはJCBの提携するカード発行会社(以下「カード発行会社」といい、JCBとカード発行会社を併せて「両社」という)から、JCBブランドのカードまたはJCB所定のカード(以下、総称して「カード」という)の貸与を受けた会員が、MyJCBサービスを利用する場合の、両社が会員に提供するサービスの内容、利用方法、その他JCBまたは両社と会員との間の契約関係について定めるものです。会員は、本規定に同意のうえ、本規定にかかるサービスの提供を受けるものとします。

第1条 (定義)

1. 「会員」とは、カードの貸与を受けた者(家族会員を含む)をいいます。
2. 「MyJCBサービス」(以下「本サービス」という)とは、両社が、両社所定のWebサイト(以下「本Webサイト」という)において提供する第4条の内容のサービスをいいます。
3. 「利用登録」とは、両社が、会員による本サービスの利用を承認した場合に、当該会員を利用者として登録することをいいます。
4. 「利用者」とは、利用登録が完了した会員をいいます。
5. 「登録情報」とは、利用者が両社に届け出たEメールアドレス、秘密の合い言葉(第2条第5項に定めるものをいう)その他の情報およびID・パスワードの情報をいいます。
6. 「認証情報」とは、ID・パスワード、秘密の合い言葉、ワンタイムパスワード(第5条第4項に定めるものをいう)および暗号鍵その他本サービスを利用するための本人確認に用いる情報の総称をいいます。
7. 「利用端末」とは、利用者が本サービスを利用するために用いる端末をいいます。ただし、端末の機種等によっては利用端末として用いることができない場合があります。
8. 「パスキー認証」とは、暗号鍵を用い、かつ利用者が利用端末においてモバイル端末認証(第5条第5項に定めるものをいう)を行うことによって、モバイル端末認証を行った者を利用者であると認証する認証方法をいいます。
9. 「暗号鍵」とは、利用者がパスキー認証を行う際に必要な、利用端末において使用するために、利用者ごと(カードごと)に生成される電磁的な情報をいいます。
10. 「パスキー登録」とは、利用者がパスキー認証を行うために、両社所定の方法により、パスキー認証の利用申込みを行い、両社が承認した場合に、暗号鍵が利用端末に保存されることおよび利用端末のOSにかかるアカウントのID(以下「OSアカウントID」という)に紐づくことをいいます。

第2条 (利用登録等)

1. 利用登録の対象者は、会員とします。ただし、一部の法人カード会員その他の両社所定の会員については利用登録できないものとします。
2. 会員は、両社所定の方法により、本サービスの利用者として利用登録されるものとします。
3. 本サービスの利用登録がなされた会員は、併せてJ/Secure(TM)利用者規定に基づくJ/Secure(TM)の利

用登録もなされるものとします。ただし、一部JCBの提携するカード発行会社の会員およびJCB所定のカードの貸与を受けた会員については、この限りではありません。

4. 両社は、利用登録に際して、カードごとに、同人を特定する番号（以下「ID」という）およびパスワードを発行します。
5. 利用者は、本サービスを利用するため、秘密の質問およびその答え（以下、併せて「秘密の合い言葉」という）を登録する必要があります。ただし、一部のカードについては、この限りではありません。
6. 利用登録は、カードごとに行うものとします。同一のカードについて再度利用登録を行った場合、従前のIDおよびパスワードは効力を失うものとします。
7. 利用者は、原則として、本サービスの利用を任意で中止することはできないものとします。ただし、両社が特に認めた場合には、この限りではありません。

第3条（届出情報）

1. 利用者は、利用者が日常的にメール受信を確認することが可能なEメールアドレスを、両社に対して届け出なければならず、利用登録がなされている期間、両社、JCBまたはカード発行会社から送信されるEメールを速やかに受信し確認することが可能な状態を維持しなければならないものとします。
2. 利用者は、両社に届け出たEメールアドレスを変更する場合、直ちに両社所定の届出を行うものとします。

第4条（本サービスの内容等）

1. 両社の提供する本サービスの内容は、以下のとおりとします。ただし、利用者により提供を受けることのできるサービスに制限のある場合があります。
   (1)カード発行会社が提供する、①ご利用代金明細照会、②ポイントの照会・交換、③キャッシングサービスの口座振込、④キャッシング1回払いからキャッシングリボ払いへ変更する登録、⑤利用可能枠の変更申請、⑥メール配信、⑦その他のサービス
   (2) JCBの提供する、①J/Secure(TM)、②メール配信、③MyJCB優待、④その他のサービス
   (3) 両社の提供する、①届出情報の照会・変更、②キャンペーン登録・キャンペーン情報照会、③その他のサービス
   (4) その他両社所定のサービス
2. 両社は、営業上その他の理由により、本サービスの内容を変更することができるものとします。この場合、両社は、利用者に対し、事前にJCBホームページ等で公表またはEメール等で通知します。
3. 利用者のキャッシングサービスの利用可能枠の設定有無、または貸付の契約に関する勧誘に対する意思にかかわらず、利用者がキャッシングサービスに係るメニューを自ら選択をした場合、当該サービス内容に係る表示がされます。

第5条（本サービスの利用方法）

1. 利用者は、本規定のほか、第4条第1項の各種サービスにおける「ご案内」、「ご利用上の注意」その他の注記事項および別途定める規約等（以下、本規定、注記事項および規約を総称して「本規定等」という）を遵守するものとします。
2. 利用者は、本Webサイトにおいて IDおよびパスワードを入力する方法で認証を行って本Webサイトにログインすること（以下「ログイン」という）により、本サービスを利用することができるものとします。
3. 前項にかかわらず、両社は、ログインに際して、IDおよびパスワードの入力に加えて、利用者が事前に登録した秘密の合い言葉の答えの入力を利用者に求める場合があります。この場合、利用者は、IDおよびパスワードに加えて、さらに当該答えを入力するか、または次項に基づき発行されるワンタイムパスワードを入力することで、ログインすることができるものとします。
4. 前項において、利用者がワンタイムパスワードの入力を選択する場合は、両社は利用者が事前に登録したメールアドレスに、臨時のパスワード（以下「ワンタイムパスワード」という）を送信します。なお、当行の規定回数を超えて、繰り返しワンタイムパスワードの発行が求められた場合、当該IDの利用は一時的に停止され、利用者が本サービスの利用を再開するためには改めて利用登録をする必要があります。
5. 利用者は、両社所定の方法によりパスキー登録がなされ、当該パスキー登録が有効である場合、前三項に基づく認証に代えて、利用端末のモバイル端末認証（以下の各号のいずれかの方法による認証をいう）が行われることにより、両社所定の方法で暗号鍵を用いることによってパスキー認証を行い、ログインすることができるものとします。なお、最終ログイン日から両社所定の日数が経過した場合は、利用者に対する特段の通知なくパスキー登録は解除されるものとします。
   (1) 利用端末を利用するために必要な暗証番号（以下「パスコード」という）を当該利用端末に入力することにより、当該利用端末の正当な保有者であることを認証する方法
   (2) 利用端末を利用するための認証手続として生体認証機能が当該利用端末に設定されている場合において、生体認証がなされることにより、当該利用端末の正当な保有者であることを認証する方法

(3) 前二号のほか、利用端末のOS を提供する事業者が定める認証方法

6. 利用者がMyJCBアプリにログインしようとする場合であって、MyJCBアプリ利用者規定第4条第2項に基づきログイン方法を選択している場合には、利用者がパスキー登録を行っている場合であっても、MyJCBアプリ利用者規定第4条第2項に基づくログイン方法が適用されることとなります。
7. 両社は、入力されたIDとパスワードの一致を確認することにより、その入力者を利用者本人と推定します。ただし、パスキー認証を行う場合は、モバイル端末認証がなされたことにより、暗号鍵が用いられた場合には、当該端末の占有者が利用者本人であると推定します（なお、パスキー認証は利用者がパスキー登録を行った利用端末以外の端末（以下「他端末」という）においても利用することができるため、他端末において当該他端末のモバイル端末認証がなされた場合であっても、その結果暗号鍵が用いられた場合には、当該他端末の占有者が利用者本人であると推定します。）。なお、第5条の2に基づきおまとめログイン設定がなされている場合は、両社は、おまとめ対象IDのいずれか1つにおいて本条に基づく認証がなされることにより、すべてのおまとめ対象IDに係るカードに関して、当該認証手続を行った者を利用者本人と推定します。

第5条の2（おまとめログイン設定）

1. 同一の利用者がJCB、カード発行会社、または両社から複数のカードの貸与を受け、当該カードごとにIDの発行を受けている場合に、JCB所定の方法でそれら複数のIDを相互に紐付ける設定（以下「おまとめログイン設定」という）をすることができます（おまとめログイン設定によって相互に紐付けられたIDを「おまとめ対象ID」という）。おまとめログイン設定後は、以下の機能が適用されます。

   (1) おまとめ対象IDのいずれか1つでログインすることにより、他のすべてのおまとめ対象IDに係るカードについてはログインすることなく、本サービスを利用することができるものとします。ただし、両社がセキュリティ上必要と判断した場合はこの限りではありません。

   (2) 利用者がおまとめ対象IDのいずれか1つに係るカードについて、次の情報（自宅住所・自宅電話番号・携帯電話番号・勤務先住所・勤務先電話番号・通学先・本会員の収入・生計を同一とする方の人数・住宅ローンの有無・家賃支払いの有無等）の変更を本サービスを利用して届け出た場合、すべてのおまとめ対象IDに係るカードについて当該属性情報が一括して変更されます。（これらの情報の一括変更機能の対象外となるカードがあります。対象外となるカードについては、【https://www.jcb.co.jp/myjcb/pop/omatome-login.html】に公表します。）

   (3) 利用者がおまとめ対象IDのいずれか1つに係るカードについて、Eメールアドレスおよびメール配信の希望有無に関する情報の変更を届け出た場合、利用者は、他のおまとめ対象IDに係るカードについて当該変更の適用有無を選択することができます。
2. おまとめログイン設定できるカードの範囲は、カードによって異なります。各カードでおまとめログイン設定できるカードの範囲は、【https://www.jcb.co.jp/myjcb/pop/omatome-login.html】に公表します。なお、家族カードはおまとめログイン設定することができません。
3. 会員区分の変更（一般カードからゴールドカードへの変更またはその逆の変更等をいう）があった場合、当該変更前のカードの本サービスの利用登録により発行されていたIDは、自動的に変更後のカードのIDとして引き継がれ、変更前のカードには自動的に新規のIDとパスワードが発行されます。このとき、変更後のカードに引き継がれたIDと変更前のカードに自動的に新規発行されたIDは、自動的におまとめログイン設定されます。
4. おまとめログイン設定の解除を希望する場合は、JCB所定の方法で解除をするものとします。

第6条（特定加盟店への情報提供サービス）

1. JCBブランドの一部の加盟店（以下「特定加盟店」という）において、本サービスのIDおよびパスワードを入力することにより、その入力者が本サービスの利用者であると推定できる情報、またはそれに加えて当該IDの対象となる利用者の氏名・会員番号・カードの有効期限等がJCBより当該特定加盟店に提供されることに、同意するものとします。
2. 両社は特定加盟店サービスに第1項で定める情報を提供するのみであり、利用者は、特定加盟店のWebサイト等において、自ら特定加盟店サービスの内容等を確認し、特定加盟店との間で直接契約を締結するものとします。両社は、特定加盟店サービスの内容について一切責任を負わないものとします。

第7条（利用者の管理責任）

1. 利用者は、自己の認証情報（利用者がパスキー登録を行っている場合には、パスコードならびにOSアカウントIDおよびそのパスワードを含むものとする。以下同じ。）が本サービスまたは特定加盟店への情報提供サービスにおいて使用されるものであることを認識し、厳重にその管理を行うものとします。
2. 利用者は、自己の認証情報を、他人に知られないように善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。

3. 自己の認証情報が第三者に使用されたことによる損害は、両社の故意または過失による場合を除き、両社は一切責任を負わないものとします。ただし、利用者が認証情報、端末および第5項に定めるクラウドサービス等に利用するための認証情報等の管理に関して、本条に定める管理責任等に違反していない場合には、両社は利用者の責任を求めません。
4. 利用者は、自己の認証情報が使用されて両社または第三者に対して損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならないものとします。
5. 利用者はパスキー登録を行った場合、第5条第7項に定める内容も考慮の上、暗号鍵を複製（クラウドサービス上に保存する行為を含む）するか否か、自己の責任において慎重に判断するものとし、暗号鍵を複製した場合には、その結果複製された暗号鍵が第三者によって使用された場合であっても、本条に基づく責任を負うものとします。また、利用者が暗号鍵を第三者が提供するクラウドサービスまたはその他のアプリサービス等（以下「クラウドサービス等」という）において保存している場合には、クラウドサービス等を利用するための認証情報等（ID・パスワードを含むが、それに限られない。）を厳重に管理するものとします。
6. 利用者は暗号鍵を保存している端末を厳重に管理する義務を負い、当該端末の使用について一切の責任を負うものとします。また、当該端末を紛失し、または盗難被害にあった場合には、直ちに両社に連絡し、両社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。

第8条（利用者の禁止事項）

利用者は、本サービスの利用にあたって、以下の行為を行ってはならないものとします。

(1) 自己の認証情報を第三者に譲渡または使用させる行為
(2) 他人の認証情報を使用する行為
(3) 本サービスに基づく権利または義務を第三者に譲渡または承継させる行為
(4) コンピュータウィルス等の有害なプログラムを、本Webサイトを通じて、または本サービスに関連して使用または提供する行為
(5)JCBまたはカード発行会社の権利を侵害する行為、および侵害するおそれのある行為
(6) 法令または公序良俗に反する行為

第9条（知的財産権等）

本サービスの内容または本Webサイトを構成する著作物等に係る著作権、商標権その他の知的財産権等は、すべてJCB、カード発行会社その他の権利者に帰属するものであり、利用者はこれらの権利を侵害し、または侵害するおそれのある行為をしてはならないものとします。

第10条（利用登録抹消）

両社は、利用者が次のいずれかに該当する場合、何らの催告または通知を要することなく、その利用登録を抹消して利用者のIDを無効とすることができるものとし、また、当該利用者の本サービスの利用を制限することができるものとします。

(1) カードを退会した場合またはカードの会員資格を喪失した場合
(2) 本規定のいずれかに違反した場合
(3) 利用登録時に虚偽の申告をした場合
(4) 本サービスの利用に際し必要とされる債務の弁済または義務の履行を行わなかった場合
(5) 同IDで連続してログインエラーとなった場合
(6) その他両社が利用者として不適当と判断した場合

第11条（利用者に対する通知）

1. 両社は、利用者が登録したEメールアドレスを、利用者に対する通知や情報提供に利用します。ただし、利用者は、両社所定の届出をすることにより、両社が必要と判断する通知を除くEメールによる通知、情報提供の中止を依頼することができるものとします。
2. 両社が登録されたEメールアドレスに対して通知や情報提供を行ったことにより、利用者または第三者に対して損害が発生した場合にも、両社の故意または過失による場合を除き、両社は一切責任を負わないものとします。
3. 利用者は第3条に基づき届け出たEメールアドレス宛にEメールが受信していないか、適宜確認を行うものとします。また、利用者が第3条第1項および第2項に定める義務を遵守しなかったために、JCBまたはカード発行会社から利用者への通知が到着しなかった場合または延着した場合といえども、通常到着すべきときに到着したものとみなします。ただし、会員にやむを得ない事情があり、第3条第2項に基づく変更届出が遅延した場合はこの限りではないものとします。

第12条（個人情報の取扱い）

1. 利用者は、両社がEメールアドレス・電話番号などの登録情報および本サービスの利用に関する情報等の個人情報につき、必要な保護措置を行ったうえ以下の目的のために利用することに同意するものとしま

す。
（1） 本サービスを提供すること
（2） 宣伝情報の配信等両社の営業に関する案内に利用すること
（3） 業務上の必要事項の確認やご連絡に利用すること
（4） 市場調査を目的としたアンケート依頼に利用すること
（5） 統計資料などに加工して利用すること（なお、個人が識別できない情報に加工されます。）

2. 利用者のうちJCBが発行したカードの貸与を受けた会員（家族会員を含むものとし、以下「JCB発行カード利用者」という）は、JCBがEメールアドレス・電話番号などの登録情報、本サービスの利用に関する情報およびJCBが会員規約に基づき収集した利用者のカードの利用内容等の個人情報につき、必要な保護措置を行ったうえ、前項に加えて、以下の目的のために利用することに同意するものとします。
(1)JCBまたはJCBが提携する企業の商品やサービス・キャンペーン等の広告の配信（広告配信対象者（JCB発行カード利用者以外の第三者を含む。以下同じ。）に応じて効果的または効率的に広告を行うために広告配信対象者の趣味・嗜好を分析する行為を含む）に利用すること
(2)JCBの公式SNSアカウント等を用いてJCB発行カード利用者に対するJCB発行カード利用者のJCBカードの利用に関連する各種案内の配信をするために利用すること

3. JCBは、前項の目的のために、JCB発行カード利用者のEメールアドレスおよび電話番号を必要な保護措置を行ったうえで、前項(1)号の広告を配信する事業者（広告事業者、メディア運営事業者、Webサイト運営事業者等）および前項(2)号の配信事業を行うSNS事業者等（以下、併せて「提供先事業者」という）に提供して、提供先事業者にJCBが指定した配信を行わせることができるものとし、JCB発行カード利用者はこれに同意するものとします。なお、提供先事業者は、JCBから取得した個人情報と提供先事業者が適正に取得した個人情報とを突合することができるものとします。提供先事業者（外国事業者を含む）と提供する個人情報の利用目的および提供先事業者が講ずる措置等については https://www.global.jcb/ja/policy/privacy/thirdparty.htmlにあらかじめ掲載します。また、JCB発行カード利用者がhttps://www.global.jcb/ja/policy/privacy/stop.htmlに掲載する方法で、JCBが前項(1)号の目的でJCB発行カード利用者の個人情報を利用すること、および当該目的のために本項に基づく第三者提供を行うことの中止を申し出た場合、JCBは業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。

4. 両社は、両社の業務を第三者に委託する場合、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に提供します。

第13条 （免責）

1. 両社は、本サービスに使用する電子機器、ソフトウェア、暗号技術などにつき、その時点における一般の技術水準に従って合理的なシステムを採用し、保守および運用を行うものとしますが、両社はその完全性を保証するものではありません。

2. 両社は、両社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、本サービスの利用に起因して生じた利用者の損害について、責任を負わないものとします。

3. 両社は、故意または重大な過失による場合を除き、利用者に生じた逸失利益および特別な事情により生じた損害については責任を負いません。また、いかなる場合であっても、両社が予測し得ない特別な事情により生じた損害については責任を負わないものとします。

第14条 （本サービスの一時停止・中止）

1. 両社は、天災、事変、その他の非常事態が発生し、もしくは発生する恐れのあるときは、事前に公表または利用者に通知することなく、本サービスの全部、または一部の提供を停止する措置を取ることができるものとします。

2. 両社は、システムの保守等、本サービスの維持管理またはセキュリティの維持に必要な対応を行うため、必要な期間、本サービスの全部または一部の提供を停止することができるものとします。この場合、両社は、利用者に対し、事前にJCBホームページ等で公表または利用者に通知します。ただし、緊急的な保守、セキュリティの確保、システム負荷集中の回避等の緊急を要する場合においては、事前の公表および通知をすることなく、本サービスの提供を停止します。

3. 両社は、第1項または第2項に基づく本サービスの停止に起因して利用者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

第15条 （本規定の改定）

1. 両社は、民法の定めに基づき、利用者と個別に合意することなく、将来本規定を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定めたうえで、原則としてEメールを送信する方法により、利用者に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら利用者の利益となるものである場合、または利用者への影響が軽微であると認められる場合、その他利用者に不利益を与えないと認めら

れる場合には、公表のみとする場合があります。
2. 前項にかかわらず、利用者が第3条の義務を遵守していない場合、両社は、前項但書の場合に該当するか否かにかかわらず、本規定の改定を、当該改定の効力が生じる日を定めたうえで、本Webサイトに掲載する方法により周知することで足りるものとします。

第16条（準拠法）

本規定の効力、履行および解釈に関しては、すべて日本法が適用されるものとします。

第17条（合意管轄）

本サービスの利用に関する紛争について、会員とカード発行会社またはJCBとの間で訴訟が生じた場合、会員の住所地またはカード発行会社（会員とカード発行会社との間の訴訟の場合）もしくはJCB（会員とJCBとの間の訴訟の場合）の本社、支社、営業所の所在地を所轄する簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第18条（本規定の優越）

本サービスの利用に際し、両社が別に定める会員規約などのあらゆる規約と本規定の内容が一致しない場合は、本規定が優先されるものとします。

カード発行会社が株式会社ジェーシービーの場合、「カード発行会社」、「両社」、「JCBまたはカード発行会社」、「JCBまたは（もしくは）両社」をJCBと読み替えるものとします。

附則

第1条第10項に定めるパスキー登録の申込みが可能となるカードは、別途両社が公表します。

MyJ チェック利用者規定

第1条（目的）

本規定は、株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という）および株式会社ジェーシービーの指定するカード発行会社（以下「カード発行会社」といい、JCB とカード発行会社を併せて「両社」という）が提供するサービス「MyJCB」（以下「MyJCB」という）の利用登録（以下「利用登録」という）を受けた会員が第 2 条に定める「MyJ チェック」を利用する場合の条件等を定めるものです。

第2条（定義）

本規定におけるそれぞれの用語の意味は、次のとおりです。本規定において特に定めのない用語については、会員規約におけるものと同様の意味を有します。

⑴「MyJ チェック」（以下「本サービス」という）とは、本規定に定める例外事由に該当しない限り、会員が会員規約に定める明細書の送付を受けないようにするサービスをいいます。

⑵「MyJ チェック利用者」とは、両社が本サービスの利用を承認した会員をいいます。

第3条（対象会員）

1. MyJCB 利用者規定に同意のうえ、MyJCB の利用登録を受けた会員を本サービスの対象会員とします。
2. 前項のほか、本サービスを利用することができる者の条件は、両社が定めるものとします。

第4条（利用の申請）

本サービスの利用を希望する者は、本規定を承認のうえ、両社が公表している方法により両社に申請し、両社の承認を得るものとします。

第5条（本サービスの内容等）

1. カード発行会社は、MyJ チェック利用者に対して、明細書を送付しないものとし、MyJ チェック利用者は「MyJCB」での閲覧およびダウンロードにより明細を確認できるものとします。ダウンロードできるソフトウェアの種類は Adobe Reader とします。
2. 前項にかかわらず、MyJ チェック利用者の明細（カードが個人用の場合には家族会員、法人用の場合にはカード使用者の利用分を含む）の確定時において次のいずれかに該当する場合、カード発行会社は明細書を MyJ チェック利用者に送付します。
   （1） 法令等によって書面の送付が必要とされる場合
   （2） コンビニエンス払込票を使った収納代行による支払いを行っている場合
   （3） MyJ チェック利用者が明細書の送付を希望し、両社が認めた場合
   （4） その他両社が明細書の送付を必要と判断した場合
3. 第 1 項にかかわらず、キャッシング 1 回払いまたはキャッシングリボ払いの利用がある場合、MyJ チェック利用者は、カード発行会社が当面の間、貸金業法第 17 条第 1 項に基づき、利用内容を明らかにした書面（以下「貸金業法第 17 条第 1 項の書面」という）を、ご利用の都度 MyJ チェック利用者に送付するものとすることを承諾するものとします。ただし、両社が別に定める会員規約に貸金業法第 17 条第 1 項の書面を発

送する旨の記載がない場合は、送付しないものとします。

4. 両社は、通知ならびに公表のうえ、貸金業法第 17 条第 1 項の書面に代えて貸金業法第 17 条第 6 項に規定された書面、および貸金業法第 18 条第 1 項に規定された書面の交付に代えて、同第 3 項に規定された書面を交付することができるものとします。
5. MyJ チェック利用者は、「MyJCB」によって明細の内容を確認するものとします。ただし、通信上のトラブル・インターネット環境などにより、「MyJCB」による確認ができない場合、MyJ チェック利用者は両社に問い合わせすることにより確認することができます。
6. 両社は、MyJ チェック利用者の明細の内容が確定した旨の通知（以下「明細確定通知」という）を、MyJ チェック利用者が届け出た E メールアドレス宛に毎月送信するものとします。ただし、次のいずれかに該当する場合は明細確定通知を送信しないものとします。
   (1)MyJ チェック利用者が届け出た E メールアドレスに明細確定通知を送信したにもかかわらず、正しく受信されないことがあった場合
   (2) その他両社が明細確定通知を送信すべきでないと判断した場合
   (3) 標準期間にカード利用がなく、かつ約定支払額が 0 円である場合
7. 両社は、送信手続の完了をもって前項の手続の終了とします。ただし、MyJ チェック利用者は、明細確定通知の受信の有無にかかわらず、「MyJCB」による明細の確認を行うことができるものとします。
8. MyJ チェック利用者は、「MyJCB」において申請した E メールアドレスは常に受信可能な状態にすることとします。明細確定通知を受信できないことにより、MyJ チェック利用者または第三者に対して損害が発生した場合にも、両社は責任を負わないものとします。ただし、両社の責に帰すべき事由によらない場合に限ります。

第6条（本サービスの提供終了）

両社は、MyJ チェック利用者が次のいずれかに該当する場合、MyJ チェック利用者の承諾なくして本サービスの提供を終了し、明細書を送付するものとします。なお、本サービスの提供を終了した場合、MyJ チェック利用者はカード発行会社に対し明細書の発行および送付にかかる明細手数料を会員規約の定めに従い支払うものとします。

(1) 本規定のいずれかに違反した場合
(2) その他両社が MyJ チェック利用者として不適当と判断した場合
(3) MyJCB 利用者規定により利用登録を抹消された場合、ただし利用者が同一のカード番号について再度利用登録を行った場合についてはこの限りではありません

第7条（終了・中止・変更）

1. 両社は、通知ならびに公表のうえ、本サービスを終了もしくは中止し、または内容を変更することができるものとします。
2. 本サービスの内容は、日本国の法律の下に規制されることがあります。

第8条（本規定の改定）

両社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本規定を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定めたうえで、原則として会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。

第9条（本規定の優越）

本サービスの利用に際し、両社が別に定める会員規約などのあらゆる規約と本規定の内容が一致しない場合は、本規定が優先されるものとします。

カード発行会社が株式会社ジェーシービーの場合、「カード発行会社」、「カード発行会社および JCB」、「両社」、「JCB またはカード発行会社」を JCB と読み替えるものとします。

J/Secure(TM)利用者規定

第1条（目的）

本規定は、株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という。）および JCB の提携するカード発行会社（以下「カード発行会社」といい、JCB とカード発行会社を併せて「両社」という。）が両社の会員に提供する認証サービスである J/Secure(TM)の内容、利用方法、その他両社と会員との間の契約関係について定めるものです。会員は、本規定に同意のうえ、J/Secure(TM)を利用するものとします。

第2条（定義）

本規定におけるそれぞれの用語の意味は、次のとおりです。本規定において特に定めのない用語については、

会員規約または MyJCB 利用者規定におけるものと同様の意味を有します。
(1)「J/Secure(TM)」とは、両社が会員に提供する第 4 条等に定める認証サービスをいいます。
(2)「J/Secure(TM)利用登録」とは、第 3 条に定める手続きを行った会員について、両社が当該会員を J/Secure(TM)利用者として登録することをいいます。
(3)「J/Secure(TM)利用者」とは、J/Secure(TM)利用登録を完了し、両社から J/Secure(TM)の利用の承認を得た者をいいます。
(4)「J/Secure(TM)参加加盟店」とは、加盟店のうち、会員が加盟店においてインターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引その他両社が特に認めた取引によるショッピング利用を行おうとするに際して、J/Secure(TM)による本人認証に対応した加盟店をいいます。
(5)「ワンタイムパスワード」とは、J/Secure(TM)利用者が J/Secure(TM)の認証手続を行おうとする際に都度発行を受け、1 回に限って利用できるパスワードのことをいいます。
(6)「固定パスワード」とは、J/Secure(TM)利用者が J/Secure(TM)の認証手続を行おうとする際に利用する固定のパスワードをいい、MyJCB サービスのパスワードと同一のパスワードを指します。
(7)「パスワード」とは、ワンタイムパスワードと固定パスワードの総称を指します。
(8)「MyJCB アプリ」とは、J/Secure(TM)利用者が MyJCB アプリ利用者規定に基づき利用するアプリケーションをいいます。
(9)「MyJCB アプリ認証」とは、第 6 条第 2 項に基づき、MyJCB アプリを用いて行う J/Secure(TM) の認証方法をいいます。

第3条 (J/Secure(TM)利用登録)

1. 会員は、両社所定の方法により、J/Secure(TM)利用者として J/Secure(TM)利用登録されるものとします。
2. 前項にかかわらず、両社は、会員による J/Secure(TM)の利用が不適当と判断した場合には、当該会員の J/Secure(TM)利用登録を認めない場合があります。
3. J/Secure(TM)利用登録は、カードごとに行うものとします。なお、同一のカードについて再度 J/Secure(TM)の利用登録を行った場合、従前の J/Secure(TM)の利用登録は効力を失うものとします。

第4条 (J/Secure(TM)の内容等)

1. J/Secure(TM)のサービス内容は、以下のとおりとします。
   (1) 会員が J/Secure(TM)参加加盟店においてインターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引その他両社が特に認めた取引によるショッピング利用を行おうとするに際して、当該加盟店におけるショッピング利用の全部または一部について、第 5 条および第 6 条に定める方法で、会員の本人認証を行うサービス
   (2) 前号に付随するその他サービス
2. 両社による J/Secure(TM)のサービスは無料です。ただし、J/Secure(TM)を利用する際に通信会社に対して生じる通信料は、J/Secure(TM)利用者の負担となります。
3. 両社は、営業上、セキュリティー上、またはその他の理由により、J/Secure(TM)のサービスの内容を変更または中止することができます。
   この場合、両社は、E メール、WEB サイトその他の方法で、J/Secure(TM)利用者に対し、公表または通知します。

第5条 (認証方法)

1. J/Secure(TM)の認証方法は、以下のいずれかの方法とします。
   (1) ワンタイムパスワードを入力する方法
   (2) MyJCB アプリ認証を利用する方法
   (3) 固定パスワードを利用する方法
2. 前項にかかわらず、両社は J/Secure(TM)の認証方法を追加または変更する場合があります。
3. J/Secure(TM)利用者は、両社所定の方法により、第 1 項に定める認証方法のうちいずれの方法によって J/Secure(TM)の認証を行うか選択するものとします。ただし、J/Secure(TM)利用者の登録状況、カード発行会社、通信・設備の状況その他の事情により、第 1 項に定める認証方法の一部しか選択できない場合、および両社が認証方法を指定し、または J/Secure(TM)利用者の選択した認証方法を一時的にもしくは継続的に変更する場合があり、J/Secure(TM)利用者はこれらをあらかじめ了承するものとします。
4. 第 1 項にかかわらず、両社は、J/Secure(TM)利用者に対して事前に通知または公表のうえ(ただし、緊急の場合には事前の通知および公表を行うことなく)、第 1 項に定める認証方法のいずれかを廃止する場合があります。この場合、廃止される認証方法を選択している J/Secure(TM)利用者は、両社所定の方法により他の認証方法に変更するものとします。また、両社は廃止される認証方法を選択している J/Secure(TM)利用者の認証方法を他の方法に変更する場合があり、J/Secure(TM)利用者はこれをあらかじめ了承する

ものとします。

5. ワンタイムパスワードの送付方法は、J/Secure(TM)利用者が両社に登録した E メールアドレス宛に E メールを送信する方法、または J/Secure(TM)利用者が両社に登録した携帯電話番号宛にショートメッセージ（SMS）を送信する方法のいずれかとなり、J/Secure(TM)利用者はワンタイムパスワードの送付先を選択するものとします。ただし、送付先の初期設定は両社が登録情報に基づき設定するものとします。

第6条 （利用方法等）

1. 前条第 1 項(1)または(3)の方法による認証を行う場合、J/Secure(TM)利用者は、J/Secure(TM)参加加盟店におけるショッピング利用に際して、両社が要求した場合に、パスワードを入力するものとします。両社は、入力されたパスワードと、両社が発行しまたは登録されたパスワードが一致した場合は、その入力者を J/Secure(TM)利用者かつ会員と推定して扱います。
2. 前条第 1 項(2)の方法による認証を行う場合、J/Secure(TM)利用者は、J/Secure(TM)参加加盟店におけるショッピング利用に際して、両社が要求した場合に、MyJCB アプリを用いる両社所定の方法により、当該ショッピング利用を承認するものとします。両社は、MyJCB アプリにより当該ショッピング利用が承認されたことをもって、当該行為を行った者を J/Secure(TM)利用者かつ会員と推定して扱います。
3. 両社は、前二項の認証結果を J/Secure(TM)参加加盟店に通知します。
4. J/Secure(TM)利用者は、第 1 項および第 2 項の定めのほか、両社が定めるその他の規定、注意事項等および両社が公表する内容、制約および方法に基づいて、J/Secure(TM)を利用するものとします。

第7条 （J/Secure(TM)利用者の管理責任）

1. J/Secure(TM)利用者は、自己のパスワードが J/Secure(TM)において使用されるものであることを認識し、厳重にその管理を行うものとします。
2. J/Secure(TM)利用者は、自己が両社に登録した E メールアドレスまたは携帯電話番号宛に第 5 条第 5 項に基づきワンタイムパスワードが送信されることを認識し、E メールアドレスおよび携帯電話端末等を厳重に管理するものとします。
3. J/Secure(TM)利用者は、MyJCB アプリ認証において、MyJCB アプリを利用する端末が J/Secure(TM)において使用されるものであることを認識し、当該端末の悪用防止機能を適切に利用するものとし、また当該端末の保管等につき、厳重に管理するものとします。
4. J/Secure(TM)利用者が J/Secure(TM)参加加盟店以外の加盟店においてショッピング利用を行う場合には、本規定に基づく認証が行われることはなく、会員規約に基づきショッピング利用がなされます。また、J/Secure(TM)参加加盟店におけるショッピング利用の場合であっても、常に第 5 条および第 6 条に定める方法による本人認証が行われるわけではありません。したがって、会員が J/Secure(TM)利用登録をした場合であっても、J/Secure(TM)利用者は引き続き、会員規約第 2 条に基づき、カード情報を善良なる管理者の注意をもって管理する義務を負います。
5. J/Secure(TM)利用者が第 5 条第 1 項(2)の認証方法を選択している場合であっても、同条第 3 項または第 4 項に基づき、固定パスワードによる認証が求められる場合もありますので、引き続き固定パスワードを厳重に管理するものとします。
6. J/Secure(TM)利用者は、パスワードまたは認証に使用する端末等の紛失・盗難等の事実もしくは J/Secure(TM)による認証を他人に不正に利用された事実またはそれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに（ただし、直ちに通知することが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに）、両社に両社所定の方法でその事実を通知するとともに、被害状況およびパスワードや端末等の管理状況等についての両社による調査に協力するものとします。また、J/Secure(TM)利用者は、認証に使用する端末等の紛失、盗難または詐取等に遭い、それにより J/Secure(TM)による認証を他人に不正に利用された場合には、速やかに所轄の警察署に届け出を行うものとします。
7. 他人にカード番号等を使用された場合（モバイル端末等にカード番号等を登録するなどして、当該モバイル端末等が決済手段として使用された場合を含む。）であって、その際にパスワードが使用されたときには、それらのカード利用代金は本会員の負担とします。ただし、パスワードの管理につき、J/Secure(TM)利用者に故意または過失が存在しない場合には、この限りではありません。
8. 他人にカード番号等を使用された場合（モバイル端末等にカード番号等を登録するなどして、当該モバイル端末等が決済手段として使用された場合を含む。）であって、その際に MyJCB アプリ認証が行われたときには、それらのカード利用代金は原則として本会員の負担としますが、会員規約第 45 条（カードの紛失、盗難による責任の区分）第 1 項から第 4 項および第 45 条の 2（カード番号等の不正利用）第 1 項から第 7 項が適用されるものとします。ただし、それらの条項が適用されることに加えて、J/Secure(TM)利用者が本規定もしくは MyJCB アプリ利用者規定に違反した場合または以下の(1)(2)(3)のいずれかに該当した場合（(2)および(3)においては、MyJCB アプリに用いる端末の管理等に関する J/Secure(TM)利用者の故意また

は過失の有無を問わない。）には、会員規約第 45 条（カードの紛失、盗難による責任の区分）第 2 項または第 45 条の 2（カード番号等の不正利用）第 2 項にかかわらず、カード利用代金は本会員の負担とします。
（1)MyJCB アプリ利用者規定に定めるパスワードまたはパスコードが使用されたとき（ただし、パスワードまたはパスコードの管理につき、J/Secure(TM)利用者に故意または過失が存在しない場合を除く。）
（2)MyJCB アプリにおいて生体認証機能による認証が利用されたとき
（3)MyJCB アプリにおいて MyJCB アプリ利用者規定に定めるオートログイン機能を用いることが選択されていた場合

第8条 （J/Secure(TM)利用者の禁止事項）

J/Secure(TM)利用者は、J/Secure(TM)のサービスの利用にあたって、以下の行為を行ってはならないものとします。

（1） 自己のパスワードを第三者に開示し、使用させ、または譲渡する行為
（2） 他人のパスワードを使用する行為
（3） コンピュータウィルス等の有害なプログラムを J/Secure(TM)のサービスに関連して使用または提供する行為
(4)JCB またはカード発行会社の権利を侵害する行為、および侵害するおそれのある行為
（5） 法令または公序良俗に反する行為

第9条 （知的財産権等）

J/Secure(TM)の内容、情報など J/Secure(TM)に含まれる著作権、商標その他の知的財産権等は、すべて JCB、その他の権利者に帰属するものであり、J/Secure(TM)利用者はこれらの権利を侵害し、または侵害するおそれのある行為をしてはならないものとします。

第10条 （J/Secure(TM)利用登録の解除等）

1. 両社は、J/Secure(TM)利用者が次のいずれかに該当する場合、何らの催告または通知を要することなく、当該利用者の J/Secure(TM)利用登録を解除することができるものとし、また、当該利用者の J/Secure(TM)のサービスの利用を停止することができるものとします。
   （1） カードを退会した場合またはカードの会員資格を喪失した場合
   （2） MyJCB サービスの利用登録が抹消された場合
   （3） 本規定のいずれかに違反した場合
   （4） J/Secure(TM)利用登録時に虚偽の申告をした場合
   （5） その他両社が J/Secure(TM)利用者として不適当と判断した場合
   （6） 第 5 条第 4 項に基づき J/Secure(TM)利用者が選択している認証方法が廃止される場合であって、廃止日までに他の認証方法に変更がなされなかった場合
2. 前項に基づき、J/Secure(TM)利用登録が解除された場合または J/Secure(TM)のサービス利用が停止された場合、当該会員は J/Secure(TM)参加加盟店においてショッピング利用を行うことができない場合があり、会員はこれをあらかじめ認めるものとします。

第11条 （個人情報の取扱い）

1. J/Secure(TM)利用者は、両社が J/Secure(TM)の利用に関する情報等の個人情報につき、必要な保護措置を行ったうえ以下の目的のために利用することに同意します。
   （1） 宣伝情報の配信等、両社の営業に関する案内に利用すること
   （2） 業務上の必要事項の確認や連絡に利用すること
   （3） 統計資料などに加工して利用すること（なお、個人が識別できない情報に加工されます。）
2. 両社は、両社の業務を第三者に委託する場合、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託します。

第12条 （免責）

1. 両社は、J/Secure(TM)のサービスに使用する電子機器、ソフトウエア、暗号技術などにつき、その時点における一般の技術水準に従って合理的なシステムを採用し、保守および運用を行うものとしますが、両社はその完全性を保証するものではありません。
2. 両社は、両社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、J/Secure(TM)のサービスの利用に起因して生じた J/Secure(TM)利用者の損害について、責任を負わないものとします。
3. 通信障害、通信状況、J/Secure(TM)の利用する端末やソフトウエアに起因する事由、J/Secure(TM)参加加盟店に起因する事由その他両社の責めに帰すべきでない事由により、J/Secure(TM)利用者が正常に本規定に定めるサービスの提供を受けられなかったこと、またはカードを利用できなかったことにより、J/Secure(TM)利用者または第三者に損害または不利益が生じた場合でも、両社は一切その責を負わないものとします。

4. 両社は、故意または重大な過失による場合を除き、J/Secure(TM)利用者に生じた逸失利益および特別な事情により生じた損害については責任を負いません。
5. J/Secure(TM)を利用して購入した商品および提供を受けたサービスの品質、その他通常の商取引において生じた紛議に関し、J/Secure(TM)利用者は、J/Secure(TM)参加加盟店との間で処理するものとします。

第13条（J/Secure(TM)の一時停止・中止）

1. 両社は、天災、事変、その他の非常事態が発生し、もしくは発生するおそれのあるときは、事前に公表または J/Secure(TM)利用者に通知することなく、J/Secure(TM)のサービスの全部または一部の提供を停止する措置をとることができるものとします。
2. 両社は、システムの保守等、J/Secure(TM)の維持管理またはセキュリティーの維持に必要な対応を行うため、必要な期間、J/Secure(TM)の全部または一部の提供を停止することができるものとします。この場合、両社は J/Secure(TM)利用者に対し、事前に JCB ホームページ等で公表または E メール等で通知します。ただし、緊急的な保守、セキュリティーの確保、システムの負荷集中の回避等の緊急を要する場合においては、事前の公表および通知をすることなく、J/Secure(TM)のサービスの提供を停止します。
3. 両社は、第 1 項または第 2 項に基づく J/Secure(TM)のサービスの停止に起因して J/Secure(TM)利用者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

第14条（本規定の改定）

両社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本規定を改定し（本規定と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを含みます。）、または本規定に付随する規定もしくは特約等を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定めたうえで、原則として会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。

第15条（準拠法）

本規定の効力、履行および解釈に関しては、すべて日本法が適用されるものとします。

第16条（合意管轄裁判所）

J/Secure(TM)の利用に関する紛争について、J/Secure(TM)利用者と両社との間で訴訟が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず会員の住所地または両社の本社、支社、営業所の所在地を所轄する簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第17条（本規定の優越）

J/Secure(TM)の利用に際し、両社が別に定める会員規約などのあらゆる規約と本規定の内容が一致しない場合は、本規定が優先されるものとします。

（読替規定）

カード発行会社が株式会社ジェーシービーの場合、条文中の「両社」および「カード発行会社」を「JCB」と読み替えます。

（JS100000・20250228）

MyJCB アプリ利用者規定

第1条（規定の目的および適用等）

1. 本規定は、スマートフォン端末（以下「端末」という。）で使用される専用のアプリケーションであって、株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という。）または JCB の提携するカード発行会社（以下、併せて「両社」という。）が提供・運営するもの（以下「本アプリ」という。）について、会員が本アプリにログインすることにより提供を受けるサービス（以下「本サービス」という。）の利用に関する条件等を本アプリの利用者（以下「利用者」という。）と両社との間で定めるものです。
2. 本規定は、「MyJCB 利用者規定」（以下「原規定」という。）の特則です。本規定に定めがない事項については、原規定が適用されます。また、本規定に別途定めがない限り、本規定の用語は、原規定の用法に従うものとします。
3. 利用者は、原規定および本規定（以下、併せて「両規定」という。）の内容を承諾し、両規定を遵守して本アプリを利用するものとします。

第2条（利用条件等）

1. 本アプリの利用者は、原規定に基づき両社の提供する会員専用 WEB サービス（原規定においては「本サービス」と定義されているが、本規定においては「MyJCB サービス」という。）の利用登録がなされている会員であって、両社所定の方法により、本規定に同意のうえ、本アプリの利用手続きを行った方とします。
2. 利用者は自己の費用と責任において本アプリを次項の指定端末にダウンロードおよびインストールするも

のとします。本アプリのダウンロード、インストールおよび使用に伴う通信料等は利用者の負担となります。また、利用者は、本アプリをダウンロードする際、ダウンロードサイトの利用規約等を遵守するものとします。

3. 本アプリを利用できる端末は、両社所定の端末（以下「指定端末」という。）に限ります。ただし、指定端末であっても、端末の利用状態等によっては本アプリが正常に動作せず利用できない場合があります。

第3条 （本サービスの内容）

1. 両社の提供する本サービスの内容は、以下のとおりとします。ただし、利用者により提供を受けることのできるサービスに制限のある場合があります。

⑴MyJCB サービス（原規定において「本サービス」として規定されるサービスをいう。）
⑵第 8 条に定めるサービス
⑶両社が提供するサービスについての案内（サービスの勧誘にわたる場合があります。）
⑷その他両社が提供するサービス

2. 前項⑴にかかわらず、ご利用代金明細照会の項目等情報提供の範囲が異なるなど、MyJCB サービスとは一部サービス内容が異なる場合があります。各種法令に基づく電磁的方法による情報提供は、本サービスではなく、MyJCB サービスにおいて行いますので、利用者は MyJCB サービスを確認するものとします。
3. 両社は、営業上その他の理由により、本サービスの内容を変更することができるものとします。両社は、本サービスの重要な変更を行う場合は、利用者に対し、事前に JCB のホームページ等で公表または E メール等で通知します。
4. 利用者のカードにおけるキャッシングサービスの利用可能枠の設定有無、または貸付契約に関する勧誘に対する利用者の意思にかかわらず、本サービスには、キャッシングサービスに係る案内（勧誘にわたる場合があります。）が含まれます。
5. 本サービスの種類および内容に応じて、サービスごとの規定または利用者に適用される利用条件もしくは利用者の遵守事項等（以下、これらを総称して「個別規定等」という。）が存在する場合があります。個別規定等は本アプリ上に表示される方法により、利用者に告知されますので、利用者は個別規定等の内容に同意のうえ、各サービスを利用するものとします。
6. 両社は、本アプリ内で利用者が利用するサービスの提供や権利の販売等を有償で行う場合があります（以下、有償で行うサービスの提供や権利の販売等のことを「有償サービスの提供等」という。）。有償サービスの提供等にかかる価格その他の利用条件等は、別途両社が定め本アプリ上に表示しますので（以下「個別同意事項」という。）、利用者は当該内容を理解し、同意の上、有償サービスの提供等の申込みをするものとします。利用者が有償サービスの提供等の申込みを行い、両社がそれを承認した場合には、利用者はそのキャンセルおよび返金の申出を行うことができません。また、「有償サービスの提供等」も「本サービス」に含まれ、本規定上の各条文が適用されます。

第4条 （ログイン）

1. 利用者は、インターネット環境を利用し、MyJCB サービスの ID およびパスワードと同一の ID およびパスワード（以下「ID・パスワード」という。）を入力することにより本アプリにログインし、本サービスを利用できるものとします。両社は、ID・パスワードの一致を確認することにより、当該アクセス者を利用者本人と推定します。
2. 利用者は、本アプリにログインした際に、それ以降の本アプリへのログイン時に、ID・パスワードの都度の入力を省略する以下のいずれかの方法を用いるか否かを選択することができます。

⑴ MyJCB サービスのパスワードのみを都度入力する方法
⑵ 利用者が本アプリ用に両社に任意に登録したパスワード（以下「パスコード」という。）を都度入力する方法
⑶ パスコードを登録し、指定端末の生体認証機能を利用する設定をしたうえで、当該生体認証を行う方法（生体認証機能のある指定端末の場合に限る。）またはパスコードを都度入力する方法
⑷ ID・パスワード等何らの認証情報を入力しない方法（以下「オートログイン機能」という。）

3. 両社は、前項⑴においては MyJCB サービスのパスワードの一致、⑵⑶においてはパスコードの一致を確認することによりその入力者を利用者本人と推定し、⑶で生体認証を行う場合においては生体認証に成功した者を利用者本人とみなします。
4. 利用者がオートログイン機能を用いることを選択した場合、両社は、指定端末の占有者が利用者本人であるとみなします。オートログイン機能を用いることが選択された場合、指定端末の占有者は ID・パスワードの入力をせずに、会員として本サービスの提供を受けることができますので、「オートログイン機能」を用いるか否かは、利用者自身の判断と責任において行ってください。
5. 原規定に基づき MyJCB サービスに関しておまとめログイン設定をしている場合、本サービスにおいても、おまとめログイン設定の機能が適用されます。

6. 第 1 項にかかわらず、利用者が本アプリをダウンロード後初めてログインする場合（本アプリを再度ダウンロードした場合やバージョンアップされた本アプリをダウンロードした後に初めてログインする場合等を含む。）その他両社所定の場合、両社は、利用者に対して、ID・パスワードの入力に加えて、ログインするカードの有効期限およびセキュリティコード、またはワンタイムパスワード（認証手続きを行おうとする際に都度発行を受け、1 回に限って利用できるパスワードのことをいう。以下同じ。）の入力を求める場合があります。この場合、利用者は、両社の指定する方法に従って認証手続きを行うことで、本サービスを利用することができるものとします。

第5条 （指定端末、ID・パスワードおよびパスコードの管理）

1. 利用者は、本アプリの利用にあたり、本アプリをダウンロードした指定端末、ID・パスワードおよびパスコードを厳重に管理する義務を負い、当該端末の使用について一切の責任を負うものとします。ID・パスワードおよびパスコードの管理責任については原規定第 7 条が適用されます。
2. 利用者は、本アプリをダウンロードした指定端末を紛失し、または盗難被害にあった場合には、直ちに両社に連絡し、両社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。
3. 利用者は、本アプリをダウンロードした指定端末を変更、譲渡もしくは処分し、または通信事業者との契約解除等を行う場合には、事前に当該端末から本アプリを削除するものとします。
4. オートログイン機能を用いることが選択された状態で第三者が指定端末を占有したことにより利用者に発生した損害については、両社は、一切の責任を負わないものとします。

第6条 （利用者情報の取扱い）

1. 利用者は、両社が、パスコード等本アプリのログイン時に登録された情報、本サービスの利用に関する情報、指定端末の識別番号・広告識別子、両社が会員規約に基づき収集した利用者のカードの利用内容等、およびアンケート実施時の利用者の回答情報等の個人情報につき、必要な保護措置を行ったうえ以下の目的のために利用することに同意するものとします。

(1) 本サービスを提供すること
(2) 宣伝情報の配信等両社の営業に関する案内に利用すること
(3) 業務上の必要事項の確認やご連絡に利用すること
(4) 市場調査を目的としたアンケート依頼に利用すること
(5) 統計資料などに加工して利用すること（なお、個人が識別できない情報に加工されます。）
(6) 両社または両社が提携する企業の商品やサービス・キャンペーン等の広告の配信（広告配信対象者（利用者以外の第三者を含む。以下同じ。）に応じて効果的または効率的に広告を行うために広告配信対象者の趣味・嗜好を分析する行為を含む）に利用すること

2. 両者は前項の目的のために、利用者の指定端末の広告識別子を必要な保護措置を行ったうえで、前項(6)号の広告を配信する事業者（広告事業者、メディア運営事業者、WEB サイト運営事業者等）（以下「提供先事業者」という。）に提供して、提供先事業者に両社が指定した配信を行わせることができるものとし、利用者はこれに同意するものとします。なお、提供先事業者は、両社から取得した広告識別子と提供先事業者が適正に取得した個人情報とを突合することができるものとします。提供先事業者（外国事業者を含む）と提供する個人情報の利用目的および提供先事業者が講ずる措置等については https://www.global.jcb/ja/policy/privacy/thirdparty.html にあらかじめ掲載します。なお、利用者は、両社が指定端末から広告識別子を収集し、前項の目的で利用することおよび本項に基づく第三者提供を行うことを希望しない場合には、https://www.jcb.co.jp/myjcb/app/pop/shikibetsushi-mukou.html に記載の手順に従って広告識別子の提供を無効化することにより、両社による収集等を中止することができます。
3. 両社は、両社の業務を第三者に委託する場合、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に提供します。

第7条 （情報配信の同意）

利用者は、本アプリの起動の有無に関わらず、両社が別に定める会員規約、原規定および本規定により利用者の同意を得ている範囲内で、指定端末に情報を配信することについて、同意します。

第8条 （カード情報等の照会）

1. 利用者のうち、両社が認める会員（以下、本条において、単に「利用者」という。）は、本アプリ上の画面で、本条の定めに従って、カード情報（①カード名称、②カード番号、③カードの有効期限、④セキュリティコード、⑤その他両社所定のカードに関する情報をいう。以下同じ。）を閲覧することができます（以下、本アプリの画面のうちのカード情報を閲覧する画面のことを「カード情報確認画面」という。）。
2. 利用者は、前項に基づき閲覧したカード情報を使用して、以下のショッピング利用（デビットカードの場合には、デビットショッピング利用をいう。以下同じ。）を行うことができます。
   ①会員規約に定める両社所定の非対面取引等のショッピング利用

②モバイル端末を使用する方法による両社所定のショッピング利用（なお、当該ショッピング利用を行うためには、別途、両社所定の規定に同意の上、当該規定に基づく手続きを行う必要があります。）

3. 利用者は、カード情報確認画面の初回閲覧時にカード情報確認画面の閲覧の際に必要な両社所定のカード情報確認画面閲覧用パスコード（第 4 条第 1 項に定める ID・パスワードとは別の、カード情報確認画面閲覧のためのみに用いる専用パスコードをいい、以下「専用パスコード」という。）を登録するものとします。利用者は、氏名、生年月日、電話番号等の他人に推測されやすい記号・番号等を専用パスコードとして登録しないものとし、かつ、MyJCB サービスのパスワード（第 4 条第 1 項に定めるパスワード）とは異なる文字列を、専用パスコードとして登録するものとします。
4. 利用者は、専用パスコードを入力することにより、カード情報確認画面を閲覧することができるものとします。
5. 指定端末に生体認証機能がある場合、利用者は、専用パスコードの登録後、カード情報確認画面を閲覧するための本人認証方法を、専用パスコードを入力する方法に代えて、指定端末の生体認証機能により生体認証を行う方法とすることができます。
6. 両社は、第 4 項においては専用パスコードの一致を確認することによりその入力者を利用者本人と推定し、また前項で生体認証を行う場合においては生体認証に成功した者を利用者本人とみなして、指定端末にカード情報確認画面を表示します。
7. 利用者は、指定端末および専用パスコードを厳重に管理する義務を負うものとします。専用パスコードが使用されたことにより、カード情報確認画面が閲覧された場合、利用者に故意および過失が存在しない場合を除き、会員規約に定める本会員（以下「本会員」という。）が一切の結果について責任を負うものとし、また両社に対して損害を与えた場合には、本会員がその損害を賠償しなければならないものとします。
8. 利用者が生体認証機能を用いることを選択した場合、生体認証が行われた結果閲覧されたカード情報を利用して行われた取引のカード利用代金については、すべて本会員が負担するものとします。生体認証機能は利便性のある認証方法である反面、利用者本人の意思に基づかずに、第三者によって悪用されるおそれも伴う認証方法ですので、利用者はこの点も考慮の上、利用者の責任と判断の下、生体認証機能を利用するか否かを選択するものとします。
9. 両社所定の回数を超えて誤った専用パスコードの入力が繰り返された場合、両社は、本サービスの提供を一時的に停止します。
10. 第三者によるカード情報の悪用等を防止するため、利用者はカード情報確認画面に表示されるカード情報を、カード券面に記載されている情報と同じく、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
11. カード情報は、利用者本人以外は使用できないものです。利用者は他人に対し、カード情報を預託しもしくは使用させることを一切してはなりません。
12. 利用者が前二項に違反した場合、会員規約に違反したものとみなして、会員規約を適用するものとします。

第9条（免責事項）

1. 両社は以下に掲げる各損害についていかなる責任も負わないものとします。

(1) 利用者が不正に改造された指定端末を利用したことに起因する損害
(2) 通信回線や指定端末等の利用者が使用する機器、ソフトウェア・ハードウェアの動作障害に起因する損害
(3) 本サービスの利用の際に発生した電話会社または各種通信業者より請求される費用等に関連する損害

2. 本サービスの提供にあたり、前項のほか、原規定第 13 条が適用されるものとします。

第10条（禁止事項）

利用者は、本サービスの利用にあたり、以下の事項に該当する行為もしくはそのおそれのある行為、またはそれらに類似する行為を行ってはならないものとします。

(1) 法令もしくは公序良俗に違反する行為
(2) 両社もしくは第三者の著作権、知的財産権、その他の権利または利益を侵害する行為
(3) 本サービスの運営もしくは両社の営業を妨害する行為（システムその他の設備に過大な負荷を与える行為や、コンピューターウィルス、マルウェア等のプログラムを含む情報等を送信する行為を含む。）
(4) 両社の名誉もしくは信用を毀損する行為
(5) 本アプリのプログラムを改変する行為、同アプリのプログラムを逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリングし、その他同アプリのソースコード、アイデア等を解析または分析する行為
(6) 他人の ID もしくはパスワードを不正に使用する行為
(7) 他人の権利・プライバシーを侵害する行為
(8) 本規定に基づく本サービスの個人的利用を超えて、本アプリを商業目的で利用（使用、複製、複写、頒布、公衆送信、再使用許諾等することをいう。）する行為

(9) その他本規定に反する行為
(10) 第三者に対して前各号の行為を行うよう助長し、または幇助する行為
(11) その他、本サービスの利用目的に照らして両社が不適切と判断する行為

第11条（権利帰属）

本アプリ、および本サービスにおいて掲載されたすべての内容（情報、商標、デザイン等）の著作権、その他一切の知的財産権は両社または両社に権利の使用を許諾したライセンサーに帰属します。利用者は、これらについて知的財産権その他一切の権利を取得するものではありません。

第12条（本アプリの停止・変更等）

1. 両社は、本サービスの全部または一部を停止する場合があります。この場合、原規定第 14 条が適用されます。
2. 両社は、利用者への事前の通知なく、本アプリのバージョンアップその他の改変を行うことができます。ただし、両社は本アプリのバージョンアップの義務を負うものではありません。
3. 両社は、事前に利用者に通知することにより、本サービスを終了することができます。その場合、利用者は MyJCB サービスを利用するものとします。

第13条（利用停止等）

両社は、利用者が原規定第 10 条(1)から(6)のいずれかに該当する場合、何らの催告または通知を要することなく、利用者による本サービスの利用を停止または制限することができるものとします。

第14条（本規定の改定）

両社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本規定を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定めたうえで、原則として会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。

第15条（準拠法）

本規定の効力、履行および解釈に関しては、すべて日本法が適用されるものとします。

第16条（合意管轄）

本サービスの利用に関する紛争について、利用者とカード発行会社または JCB との間で訴訟が生じた場合、利用者の所在地またはカード発行会社（利用者とカード発行会社との間の訴訟の場合）もしくは JCB（利用者と JCB との間の訴訟の場合）の本社、支社、営業所の所在地を所轄する簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

※本規約または本規定に付随する規定もしくは特約等の各条項に記載の法令は、当該条項の適用時点における最新の法令を指すものとします
（改正により法令の名称、条文番号等に変更があった場合には、合理的に読み替えるものとします。）。

「モバイル即時入会サービス・クレジットスピード発番・デビットスピード発番」会員向け特則

第1条 （本特則の適用）

1. 本特則は、MyJCB アプリ利用者規定の利用者が、株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という。）または JCB の提供するカード発行会社（以下、JCB と併せて「両社」という。）が提供するサービスである「モバイル即時入会サービス」、「クレジットスピード発番」または「デビットスピード発番」の機能（以下、総称して「本機能」という。）を利用するにあたって、利用者に適用される条件等について定めるものです。
2. 本特則は、①会員規約（個人用）または JCB デビット会員規約（以下、併せて「会員規約」という。）ならびに②「MyJCB 利用者規定」（利用者が利用するカードがデビットカードの場合は「JCB デビット会員向け特則」を含みます。）および「MyJCB アプリ利用者規定」（以下、併せて「原規定」という。）の特則です。本特則に定めがない事項については、会員規約および原規定が適用されます。また、本特則に別途定めがない限り、本特則の用語は、会員規約および原規定の用法に従うものとします。
3. 利用者は、本特則の内容を承諾し、会員規約、原規定および本特則に基づいて本機能を利用し、またカードを利用するものとします。

第2条（本機能）

1. 会員規約に定める会員のうち、両社が本機能の利用を認めた利用者は、原規定および本条に基づき、両社所定の手続を完了することにより、カード（入会時に交付されるカードのほか、更新カードおよび再発行カードを含む。）が送付される前であっても、または第 5 条が適用されることによりカードが送付されない場合であっても、MyJCB アプリ利用者規定第 8 条第 1 項に定めるカード情報確認画面を閲覧することによ

り、同条第 2 項に基づきショッピング利用（利用者が利用するカードがデビットカードの場合には、デビットショッピング利用をいう。以下同じ。）を行うことができ、また、MyJCB サービスおよび本アプリを利用することができます。

2. 利用者が本機能を利用してショッピング利用を行った場合、会員が MyJCB サービスまたは本アプリによりキャッシングサービスを利用した場合（なお、原規定および本特則の定めのうち、キャッシングサービスに関する定めはデビットカードを利用する利用者には適用されません。以下同じ。）、その他会員にカード利用代金が生じた場合、当該利用時点でカードが会員に交付されているか否かを問わず、当該利用は会員規約に基づくカードの利用であるとみなし、本会員は会員規約に基づいてカード発行会社に対して利用代金の支払いを行うものとします。

第3条（利用登録等）

1. 利用者は、MyJCB アプリ利用者規定第 2 条の定めに従い、本アプリを指定端末にダウンロードおよびインストールするものとします。
2. 利用者は本アプリの利用登録を行わなければなりません。利用者が、本アプリ上で両社指定の WEB サービスを用いた本人確認手続きを行い、両社所定の基準で会員本人であることが認証されることをもって利用登録が完了します。
3. 前項に定める利用登録が完了するまでの間、利用者は以下のサービスを利用することができません。
   ①本アプリのすべてのサービス（本機能を含む。）
   ②MyJCB サービス（WEB サイトにおけるサービス）のうち、届出情報の変更を受け付けるサービスおよびキャッシングサービス

第4条（個人情報の取扱い）

会員は、会員の個人情報が会員規約および原規定に基づいて両社によって収集、利用されるほか、以下の個人情報が以下のとおり取扱われることについて同意するものとします。

⑴前条第 2 項に定める本人確認手続きを行う過程で、①会員の顔写真付身分証明書の映像、および②指定端末のカメラ機能を用いて撮影された顔の映像が、当該本人確認を行う目的で、当該本人確認業務を行う両社の委託先に提供されること。

⑵⑴の個人情報は本人確認が終了した後、速やかに安全な方法で消去されること。

第5条 （ナンバーレスカードに関する特則）

1. 利用者に交付されるカードが、カード券面にカード情報のうちカード番号およびセキュリティコードが表示されず、代わりに両社所定のデータの読み取り制限機能を持った QR コード（以下「SQRC®」という。）を表示したカードである場合があります。この場合、カード情報のうちカード番号およびセキュリティコードは、カード券面には表示されず、本アプリのカード情報確認画面のみに表示されます。
2. SQRC®は、第 3 条第 2 項に定める認証および両社所定のその他の本人認証に用いられますので、利用者は SQRC®による認証が必要となる場合に備えて、本アプリを利用する際にはカードを準備するものとします。利用者は、SQRC®を指定端末に搭載するカメラで読み取り、両社指定の手続きを行うことにより、利用するものとします。利用者は SQRC®をカードとともに会員規約（カードの貸与およびカードの管理）第 2 項に基づき善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、また SQRC®を複写してはなりません。
3. 両社は、会員が加盟店の店頭でショッピング利用を行う際に、取引内容の確認のために加盟店に対して会員のカード番号を求める場合があります。そのため、利用者はショッピング利用を行う際には指定端末を携行し、カード番号の確認に備えるものとします。カード番号の確認ができない場合、両社は、当該ショッピング利用を断ることがあります。
4. 次の事由により、会員がショッピング利用できず、会員に損害または不利益が生じた場合でも、両社に故意または過失がない限り、両社はその責を負いません。
   ⑴第 3 条に定める利用登録を完了していない場合
   ⑵第 2 項に基づく SQRC®による認証ができない場合
   ⑶前項に基づくカード番号の確認ができない場合
   ⑷MyJCB 利用者規定第 14 条第 1 項および第 2 項に定める事由により、本サービスを停止した場合、または SQRC®にかかるサービスを提供する会社の事情により SQRC®を利用できなくなった場合
   ⑸通信障害、通信状況、指定端末やソフトウエアに起因する事由その他両社の責めに帰すべきでない事由により、会員が本アプリまたは MyJCB を利用できない場合

第6条 （物理的なカードの発行がないデビットカードに関する特則）

1. デビットスピード発番の機能があるデビットカードの種類には、入会時に物理的なカードが発行されるもののほか、物理的なカードが発行されないものや、本会員が入会後に希望し、カード発行会社が認めた場合にのみ物理的なカードが発行されるものがあります。デビットカードの申込者は、自らが申し込むデビッ

トカードがいずれの種類に該当するのか確認し、同意の上で、入会を申し込むものとします。本条の規定は、物理的なカードの発行を受けていないデビットカードの会員にのみ適用されます。

2. 物理的なカードが発行されていない場合、会員規約に定める「カード」とは「カード情報」を指すものとします。
3. 本条の適用のある会員は、会員規約に定められている機能のうち、物理的なカードの使用または提示等を前提とする機能（一部の付帯サービスを含みます。）を利用することができません。
4. 物理的なカードの発行を受けていない本会員は、家族カードを申し込むことができません。また、家族会員には物理的なカードが発行されます。
5. 本会員が入会後に希望し、会員に対して物理的なカードを発行する場合、本会員は、カード発行会社が通知または公表する手数料を支払うものとします。

SQRC®、QR コードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

（MJ120000・20260331）

【中銀キャッシュカード規定】

1.（カードの利用）

普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。）について発行した中銀キャッシュカードおよび貯蓄預金について発行した貯蓄預金カード（以下これらを「カード」といいます。）は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

(1)当行の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して普通預金または貯蓄預金（以下これらを「預金」といいます。）に預入れをする場合

(2)当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して預金の払戻しをする場合

(3)当行の現金自動預入払出兼用機を使用して預金を払戻し、同時にその払戻金を当座勘定、普通預金（払戻口座を除きます。）、貯蓄預金、納税準備預金、定期預金（当行所定の種類の定期預金に限ります。）に通帳を使用して預入れをする（以下この取扱いを「振替」といいます。）場合

(4)当行の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合

(5)その他当行所定の取引をする場合

2.（預金機による預金の預入れ）

(1)預金機を使用して預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。

(2)預金機による預入れは、預金機の機種により当行所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、当行所定の枚数による金額の範囲内とします。

(3)預金機での、カードによる預入れについては、入金額は預金機の画面でご確認いただき、受領書の発行はいたしません。

3.（支払機による預金の払戻し）

(1)支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

(2)支払機による払戻しは、支払機の機種により当行または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当行または提携先所定の金額の範囲内とします。なお、１日あたりの払戻しは当行所定の金額の範囲内とします。

(3)支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第6条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。

4.（現金自動預入払出兼用機による振替）

(1)現金自動預入払出兼用機を使用して振替をする場合には、現金自動預入払出兼用機の画面表示等の操作手順に従って、現金自動預入払出兼用機に払戻口座のカードおよび入金口座の通帳を挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合、払戻口座の通帳、払戻請求書および入金口座の入金票の提出は必要ありません。

(2)現金自動預入払出兼用機による1回あたりの振替は、当行所定の金額の範囲内とします。

5.（振込機による振込）

振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画

面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

6.（自動機利用手数料等）

(1)預金機、支払機または振込機を使用して預金の預入れ、または払戻しをする場合には、当行および提携先所定の預金機・支払機・振込機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。

(2)自動機利用手数料は、預金の預入れ、または払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その預入れ、または払戻しをした預金口座から自動的に引落とします。なお、提携先の自動機利用手数料は、当行から提携先に支払います。

(3)振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。

7.（代理人による預金の預入れ、払戻し、振替および振込）

(1)代理人（配偶者、18才以上の子供、親のいずれか1名に限ります。）による預金の預入れ・払戻し・振替および振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名（署名）、暗証番号を届出てください。この場合、当行は代理人のためのカードを発行します。

(2)代理人カードを使用した取引については、当行は預金名義人本人の指図に基づく取引とみなし、その効果は預金名義人本人に帰するものとします。

(3)代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。

8.（預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い）

(1)停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより預金に預入れをすることができます。

(2)停電、故障等により当行の支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。

(3)前項による払戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に口座番号、氏名（署名）および金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。なお、代理人の場合は本人名も記入してください。また、当行所定の端末機にカードをセットして届出の暗証番号を入力していただきます。この場合、本人確認資料の提示を求める場合があります。

(4)停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。

9.（カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入）

カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額または振込手数料金額の通帳記入は、通帳が預金機、振込機、当行の支払機もしくは当行の通帳記帳機で使用された場合または当行本支店の窓口に提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。なお、預入れ、または払戻した金額と自動機利用手数料金額および振込手数料金額は、当行所定の方法にて通帳に記入します。

10.（カード・暗証番号の管理等）

(1)当行は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。当行の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ取扱いします。

(2)カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から口座開設店（以下「当店」という。）に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。

(3)カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当店に提出してください。

(4)インターネットを利用した各種サービスの申込み時および利用時に入力された暗証番号その他の所定の事項と、届出の暗証番号その他の所定の事項とを照合し、その一致を確認することで、本人の申込みまたは取引（以下「取引等」といいます」）であることを確認します。本人の取引等であることを確認した取引等の場合は、当該暗証番号に盗用または不正使用その他の事故があっても、当行は当該取引を有効なものとして取扱い、また、これらにより生じた損害については、当行は補てん責任を負いません。

(5)暗証番号の盗用または不正使用その他の事故があった場合には、すみやかに当行へ通知してください。

11.（偽造カード等による払戻し等）

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

12.（盗難カードによる払戻し等）

(1)カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

①カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること

②当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること

③当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

(2)前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の４分の３に相当する金額を補てんするものとします。

(3)前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、２年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4)第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。

①当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

Ａ 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合

Ｂ 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など）によって行われた場合

Ｃ 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

②戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

13.（カードの紛失、届出事項の変更等）

カードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当店に届け出てください。

14.（カードの再発行等）

(1)カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

(2)カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

15.（預金機・支払機・振込機への誤入力等）

預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。

なお、提携先の支払機を使用した場合の提携先の責任についても同様とします。

16.（解約、カードの利用停止等）

(1)預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。なお、当行普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。

(2)カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。

(3)次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
①第17条に定める規定に違反した場合
②預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当行が別途表示する一定の期間が経過した場合
③カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

17.（譲渡、質入れの禁止）
カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

18.（規定の変更等）
当行は、この規定を、預金者の利益に適合する場合、ならびに、法令の変更、システムの更改、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の理由があると認められる場合に変更することができます。この場合、事前に、本規定を変更する旨、変更後の規定の内容および効力発生日を当行のホームページに掲載する方法その他の適宜の方法により周知することとし、効力発生日以降は、変更後の規定にしたがい取扱うものとします。ただし、預金者の利益に適合する場合の本規定の変更にかかる周知については、変更の効力発生日と同時または事後に行う場合もあります。

19.（規定の適用）
この規定に定めのない事項については、当行当座勘定規定、普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定、納税準備預金規定、振替の取扱対象となる定期預金等の各規定および振込規定により取扱います。

以上
（2023年5月24日現在）

【中銀ICキャッシュカード特約】

1.（特約の適用範囲等）
(1)この特約は、ICキャッシュカード（従来のキャッシュカードの機能に加え、全国銀行協会標準仕様のICキャッシュカードとしての機能その他当行所定の取引にかかる機能（以下、かかる機能を総称して「ICチップ提供機能」といいます。）の利用を可能とするカードのことをいいます。）をご利用するにあたり適用される事項を定めるものです。
(2)この特約は、中銀キャッシュカード規定の一部を構成するとともに同規定と一体として取扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては中銀キャッシュカード規定が適用されるものとします。
(3)この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは中銀キャッシュカード規定の定義に従います。なお、ICチップ内に蓄積・格納された情報等は、同規定の「電磁的記録」にあたるものとします。

2.（ICチップ提供機能の利用範囲）
ICチップ提供機能は、この機能の利用が可能な預金機、支払機および振込機を利用する場合に、提供されます。

3.（ICキャッシュカードの利用）
中銀キャッシュカード規定第１条に定める提携先のうち、一部の提携先において、提携先の都合によりICチップ提供機能の利用ができない預金機、支払機および振込機を設置している場合があります。この場合、当該預金機、支払機および振込機では、ICチップの提供機能を利用しない取引を行います。

4.（１日あたりの払戻金額）
当行は、当行および提携先の支払機および振込機を利用した預金払戻しにおける１日あたりの限度額について、ICチップ提供機能を利用した払戻である場合と、ICチップ提供機能を利用しない払戻である場合に分けて、それぞれ定めるものとします。

5.（有効期限）
(1)クレジットカード付きのICキャッシュカードには、クレジットカードの有効期限があります。
(2)クレジットカード付きのICキャッシュカードで当行がクレジットカードの有効期限の更新を了承しないときは、クレジットカードとともに、ICキャッシュカードも、有効期限をもって終了するものとします。この場合、当該カードは契約者本人の責任において破棄するものとします。
(3)JCBデビットカード付きのICキャッシュカードには、JCBデビットカードの有効期限があります。
(4)JCBデビットカード付きのICキャッシュカードで当行がJCBデビットカードの有効期限の更新を了承しないときは、JCBデビットカードとともに、ICキャッシュカードも、有効期限をもって終了するものとします。この場合、当該カードは契約者本人の責任において破棄するものとします。
(5) JCBデビットカード付きのICキャッシュカードで、当行からの事前の通知にもかかわらず、会員および家

族会員によるデビット取引の未利用継続期間が2年間を超過したとき（なお、当行からの通知は、延着または到着しなかった場合といえども、通常到着すべきときに到着したものとみなします。）は　、(3)で定める有効期限より前にICキャッシュカードの機能を停止します。

6.（預金機、支払機および振込機の故障時の取扱い）

預金機、支払機および振込機の故障時には、ICチップ提供機能のご利用はできません。

7.（ICチップ読取不能時の取扱い等）

(1)ICチップの故障等によって、預金機、支払機および振込機においてICチップを読み取ることができなくなった場合には、ICチップ提供機能のご利用はできません。この場合、当行所定の手続きにしたがって、すみやかに当行にキャッシュカードの再発行を申し出てください。

(2)ICチップの故障等によって、預金機、支払機および振込機においてICチップを読み取ることができなくなったことにより損害が生じても、当行は責任を負いません。

(3)当行の都合により、当行所定の方法でICキャッシュカードの再発行・再交付を行う場合があります。

以上

（2023年9月19日現在）

【デビットカード取引規定】

第1章　デビットカード取引

1.（適用範囲）

次の各号のうちいずれかのもの（以下「加盟店」といいます。）に対して、デビットカード（当行が中銀キャッシュカード規定等にもとづいて発行する中銀キャッシュカード等のうち、普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。）等のカード、以下「カード」といいます。）を提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供等（以下「売買取引」といいます。）について当該加盟店に対して負担する債務（以下「売買取引債務」といいます。）を当該カードの預金口座（以下「預金口座」といいます。）から預金の払戻し（総合口座取引規定にもとづく当座貸越による払戻しを含みます。）によって支払う取引（以下本章において「デビットカード取引」といいます。）については、この章の規定により取扱います。

①日本電子決済推進機構（以下「機構」といいます。）所定の加盟店規約（以下本章において「規約」といいます。）を承認のうえ機構に直接加盟店として登録され、機構の会員である一または複数の金融機関（以下「加盟店銀行」といいます。）と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人（以下「直接加盟店」といいます。）。ただし、当該加盟店契約の定めにもとづき、当行のカードが直接加盟店で利用できない場合があります。

②規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人または個人（以下「間接加盟店」といいます。）。ただし、規約所定の間接加盟店契約の定めにもとづき、当行のカードが間接加盟店で利用できない場合があります。

③規約を承認のうえ機構に任意組合として登録され加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人（以下「組合事業加盟店」といいます。）。ただし、規約所定の組合契約の定めにもとづき、当行のカードが組合事業加盟店で利用できない場合があります。

2.（利用方法等）

(1)カードをデビットカード取引に利用するときは、自らカードを加盟店に設置されたデビットカード取引に係る機能を備えた端末機（以下「端末機」といいます。）に読み取らせるかまたは加盟店にカードを引き渡したうえ加盟店をしてカードを端末機に読み取らせ、端末機に表示された売買取引債務の金額を確認したうえで、端末機にカードの暗証番号を第三者（加盟店の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ自ら入力してください。

(2)端末機を使用して、預金の払戻しによる現金の取得を目的として、カードを利用することはできません。

(3)次の場合には、デビットカード取引を行うことはできません。

①停電、故障等により端末機による取扱いができない場合

②1回あたりのカードの利用金額が、加盟店が定めた最高限度額を超え、または最低限度額に満たない場合

③購入する商品または提供を受ける役務が、加盟店がデビットカード取引を行うことができないものと定めた商品または役務に該当する場合

(4)次の場合には、カードをデビットカード取引に利用することはできません。

①1日あたりのカードの利用金額（中銀キャッシュカード規定による預金の払戻金額を含みます。）が、当行が定めた範囲を超える場合

②当行所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合

③カード（磁気ストライプまたはICチップの電磁的記録を含みます。）が破損している場合

⑸当行がデビットカード取引を行うことができないと定めている日または時間帯は、デビットカード取引を行うことはできません。

3．（デビットカード取引契約等）

⑴前条1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座から預金の払戻しによって支払う旨の契約（以下本章において「デビットカード取引契約」といいます。）が成立するものとします。

⑵ 前項によりデビットカード取引契約が成立したときは、次の行為がなされたものとみなします。

①当行に対する売買取引債務相当額の預金払戻しの指図および当該指図にもとづいて払戻しされた預金による売買取引債務の弁済の委託。なお、預金払戻しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は不要です。

②加盟店銀行、直接加盟店または任意組合その他の機構所定の者（以下本条において「譲受人」と総称します。）に対する、売買取引債務に係る債権の譲渡に関して当該売買取引に係る抗弁を放棄する旨の意思表示。なお、当行は、当該意思表示を、譲受人に代わって受領します。

⑶ 前項の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、売買取引に関して加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他売買取引債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。

4．（取引が解消された場合の取扱い）

⑴デビットカード取引契約が、解除（合意解除を含みます。）、無効または取消等により適法に解消された場合（売買取引の解消と併せてデビットカード取引契約が解消された場合を含みます。）、当該デビットカード取引契約が成立した日の翌日以降は、預金口座の預金の復元を請求することはできないものとします。

⑵前項の場合、デビットカード取引契約が成立した当日中は、当該デビットカード取引を行った加盟店に、カードおよび加盟店が必要と認める本人確認資料等を持参して、加盟店経由で預金口座の預金の復元を請求することができるものとします。この場合、自らカードを端末機に読み取らせるかまたは加盟店にカードを引き渡したうえ加盟店をして端末機に読み取らせてください。ただし、端末機から取消の電文を送信することができないときは、預金口座の預金の復元はできません。

⑶第1項または前項において預金口座の預金の復元ができないときは、加盟店から現金により返金を受ける等、加盟店との間で解決してください。

⑷デビットカード取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを看過して端末機に暗証番号を入力したためデビットカード取引契約が成立した場合についても、第1項から前項に準じて取扱うものとします。

5．（読替規定）

カードをデビットカード取引に利用する場合における中銀キャッシュカード規定の適用については、同規定第7条第1項中「預金の預入れ・払戻しの依頼をする場合」とあるのは「デビットカード取引」とし、同規定第10条第1項中「支払機または振込機」とあるのは「端末機」とし、第15条中「預金機・支払機・振込機」とあるのは「端末機」とします。

第2章　キャッシュアウト取引

1．（適用範囲）

次の各号のうちのいずれかのもの（以下「CO加盟店」といいます。）に対して、カードを提示して、当該加盟店から商品の販売または役務の提供等を受ける取引（以下本章において「売買取引」といいます。）を行ったことで発生する債務および当該加盟店から現金の交付を受ける取引（以下「キャッシュアウト取引」といいます。）を利用した場合の当該現金相当額（以下これらの債務および現金相当額を総称して「対価支払債務」といいます。なお、対価支払債務には、キャッシュアウト取引を行うために発生する手数料支払債務を含みます。）を預金口座からの預金の払戻し（総合口座取引規定にもとづく当座貸越による払戻しを含みます。）によって支払う取引（以下「COデビット取引」といいます。）については、この章の規定により取扱います（キャッシュアウト取引のみを行うことも可能であり、キャッシュアウト取引のみを行う場合もこの章の規定により取扱います。）。

①機構所定のキャッシュアウト加盟店規約（以下本章において「規約」といいます。）を承認のうえ、機構にCO直接加盟店として登録され、加盟店銀行と規約所定のCO直接加盟店契約を締結した法人または個人（以下「CO直接加盟店」といいます。）であって、当該CO加盟店におけるCOデビット取引を当行が承諾したもの

②規約を承認のうえ、CO直接加盟店と規約所定のCO間接加盟店契約を締結した法人または個人であっ

て、当該CO加盟店におけるCOデビット取引を当行が承諾したもの
③規約を承認のうえ機構にCO任意組合として登録され加盟店銀行とCO直接加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人であって、当該CO加盟店におけるCOデビット取引を当行が承諾したもの

2.（利用方法等）

(1)カードをCOデビット取引に利用するときは、自らカードを端末機に読み取らせるかまたはCO加盟店にカードを引き渡したうえCO加盟店をしてカードを端末機に読み取らせ、端末機に表示された対価支払債務の金額を確認したうえで、端末機にカードの暗証番号を第三者（CO加盟店の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ自ら入力してください。

(2)次の場合には、COデビット取引を行うことはできません。
①停電、故障等により端末機による取扱いができない場合
②1回あたりのカードの利用金額が、CO加盟店が定めた最高限度額を超え、または最低限度額に満たない場合

(3)次の場合には、カードをCOデビット取引に利用することはできません。
①当行所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合
②1日あたりのカードの利用金額（中銀キャッシュカード規定による預金の払戻金額を含みます。）が、当行が定めた範囲を超える場合
③カード（磁気ストライプまたはICチップの電磁的記録を含みます。）が破損している場合
④そのCO加盟店においてCOデビット取引に用いることを当行が認めていないカードの提示を受けた場合
⑤COデビット取引契約の申込みが明らかに不審と判断される場合

(4)購入する商品または提供を受ける役務等が、CO加盟店がCOデビット取引を行うことができないものと定めた商品または役務等に該当する場合には、COデビット取引を行うことはできません。

(5)CO加盟店においてCO加盟店の業務を行うために必要な量の現金を確保する必要がある場合など、CO加盟店が規約にもとづいてキャッシュアウト取引を拒絶する場合には、カードをキャッシュアウト取引に利用することはできません。

(6)当行がCOデビット取引を行うことができないと定めている日または時間帯は、COデビット取引を行うことはできません。

3.（COデビット取引契約等）

(1)前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で対価支払債務を預金口座の払戻しによって支払う旨の契約（以下「COデビット取引契約」といいます。）が成立するものとします。

(2) 前項によりCOデビット取引契約が成立したときは、次の行為がなされたものとみなします。
①当行に対する対価支払債務相当額の預金払戻しの指図および当該指図にもとづいて払戻しされた預金による対価支払債務の弁済の委託（ただし、当行に対する手数料支払債務については、当行が受領します。）。この預金払戻しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は不要です。
② CO加盟店銀行、CO直接加盟店またはCO任意組合その他の機構所定の者（以下本条において「譲受人」といいます。）に対する、対価支払債務に係る債権の譲渡に関して当該売買取引に係る抗弁を放棄する旨の意思表示。
なお、当行は、当該意思表示を、譲受人に代わって受領します。

(3) 前項の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、利用者が売買取引に関してCO加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、対価支払債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、対価支払債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他対価支払債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。

4.（取引が解消された場合の取扱い）

(1)COデビット取引契約が解除（合意解除を含みます。）、無効または取消し等により適法に解消された場合（売買取引またはキャッシュアウト取引の解消と併せてCOデビット取引契約が解消された場合を含みます。）、当該COデビットカード取引契約が成立した日の翌日以降は、預金口座の預金の復元を請求することはできないものとします。

(2)前項の場合、COデビット取引が成立した当日中は、当該COデビット取引を行ったCO加盟店にカードおよびCO加盟店が必要と認める本人確認資料等を持参して、CO加盟店経由で預金口座の預金の復元を請求することができるものとします。この場合、自らカードを端末機に読み取らせるかまたはCO加盟店にカードを引き渡したうえCO加盟店をして端末機に読み取らせてください。端末機から取消の電文を送信することができないときは、預金口座の預金の復元はできません。なお、COデビット取引契約の解消は、1回

のCOデビット取引契約の全部を解消することのみ認められ、その一部を解消することはできません（売買取引とキャッシュアウト取引を併せて行った場合、その一方のみにかかるCOデビット取引を解消することもできません。）。

⑶第1項または前項において預金口座の預金の復元ができないときは、CO加盟店から現金により返金を受ける等、CO加盟店との間で解決してください。

⑷COデビット取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを看過して端末機にカードの暗証番号を入力したためCOデビット取引契約が成立した場合についても、第1項から前項に準じて取扱うものとします。

5.（不正なキャッシュアウト取引の場合の補償）

偽造カードもしくは変造カードまたは盗難カードを用いてなされた不正なCOデビット取引契約のうちキャッシュアウト取引に係る部分については、当行所定の事項を満たす場合、当行は当該キャッシュアウト取引に係る損害（取引金額、手数料および利息）の額に相当する金額を限度として、当行所定の基準に従って補てんを行うものとします。

6.（COデビット取引に係る情報の提供）

CO加盟店において、情報の漏えい、情報の不適切な取扱い、預貯金口座からの二重払戻しおよび超過払戻し、不正な取引等の事故等（以下「事故等」といいます。）が発生した場合、COデビット取引に関するサービスを適切に提供するために必要な範囲で、COデビット取引に関する情報を機構および加盟店銀行に提供する場合があります。また、苦情・問い合わせについても、COデビット取引に関するサービスを適切に提供するために必要な範囲で、当該苦情・問い合わせに関する情報を機構および加盟店銀行に提供する場合があります。

7.（読替規定）

カードをCOデビット取引に利用する場合における中銀キャッシュカード規定の適用については、同規定第7条第1項中「預金の預入れ・払戻しおよび振込」とあるのは「預金の預入れ・払戻し・振込およびCOデビット取引」と、同規定第9条中「窓口でカードにより取扱った場合」とあるのは「COデビット取引をした場合」と、同規定第10条第1項中「支払機または振込機」とあるのは「端末機」と、同規定第15条中「預金機・支払機・振込機」とあるのは「端末機」と読み替えるものとします。

第3章 公金納付

1.（適用範囲）

機構所定の公的加盟機関規約（以下本章において「規約」といいます。）を承認のうえ、規約所定の公的加盟機関として登録され、機構の会員である一または複数の金融機関（以下本章において「加盟機関銀行」といいます。）と規約所定の公的加盟機関契約を締結した法人（以下「公的加盟機関」といいます。）に対して、規約に定める公的加盟機関に対する公的債務（以下「公的債務」といいます。）の支払いのために、カードを提示した場合は、規約に定める加盟機関銀行が当該公的債務を支払うものとします。この場合に、加盟機関銀行に対して当該公的債務相当額を支払う債務（以下「補償債務」といいます。）を負担するものとし、当該補償債務を預金口座から預金の払戻し（総合口座取引規定にもとづく当座貸越による払戻しを含みます。）によって支払う取引（以下本章において「デビットカード取引」といいます。）については、この章の規定により取扱います。ただし、当該公的加盟機関契約の定めにもとづき、当行のカードが公的加盟機関で利用できない場合があります。

2.（準用規定等）

⑴カードをデビットカード取引に利用することについては、第1章第2条ないし第5条を準用するものとします。この場合において、「加盟店」を「公的加盟機関」と、「売買取引債務」を「補償債務」と読み替えるものとします。

⑵前項にかかわらず、第1章第2条第3項第3号は、本章のデビットカード取引には適用されないものとします。

⑶前二項にかかわらず、カードを用いて支払おうとする公的債務が、当該公的加盟機関がデビットカード取引による支払いを認めていない公的債務である場合には、デビットカード取引を行うことはできません。

第4章 規定の変更

1.（規定の変更）

当行は、この規定を、カード利用者の利益に適合する場合、ならびに、法令の変更、システムの更改、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の理由があると認められる場合に変更することができます。この場合、事前に、本規定を変更する旨、変更後の規定の内容および効力発生日を当行のホームページに掲載する方法その他の適宜の方法により周知することとし、効力発生日以降は、変更後の規定にしたがい取扱うものとします。ただし、カード利用者の利益に適合する場合の本規定の変更にかかる周知については、変更

の効力発生日と同時または事後に行う場合もあります。

以上
（2020年4月1日現在）

「重大な過失」または「過失」となりうる場合

1.（お客さまの「重大な過失」となりうる場合）

お客さまの「重大な過失」となりうる場合とは、「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合であり、その事例は、典型的には次のとおりです。

⑴お客さまが他人に暗証番号を知らせた場合

⑵お客さまが暗証番号をキャッシュカード上に書き記していた場合

⑶お客さまが他人にキャッシュカードを渡した場合

⑷その他お客さまに⑴から⑶までの場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

（注）上記⑴および⑶については、病気の方が介護ヘルパー（介護ヘルパーは業務としてキャッシュカードを預かることはできないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合）などに対して暗証番号を知らせたうえでキャッシュカードを渡した場合など、やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

2.（お客さまの「過失」となりうる場合）

お客さまの「過失」となりうる場合の事例は、次のとおりです。

⑴次の①または②に該当する場合

①当行から生年月日などの類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合であり、かつ、キャッシュカードをそれらの暗証番号を推測される書類など（運転免許証、マイナンバーカード、資格確認書、パスポートなど）とともに携行・保管していた場合

②暗証番号を容易に第三者が認知できるような形でメモなどに書き記し、かつ、キャッシュカードとともに携行・保管していた場合

⑵上記⑴のほか、次の①のいずれかに該当し、かつ、②のいずれかに該当する場合で、これらの事由が相まって被害が発生したと認められる場合

①暗証番号の管理

〇当行から生年月日など類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合

〇暗証番号をロッカー、貴重品ボックス、携帯電話など当行の取引以外で使用する暗証番号としても使用していた場合

②キャッシュカードの管理

〇キャッシュカードを入れた財布などを自動車内など他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態においた場合

〇酩ていなどにより通常の注意義務を果たせなくなるなどキャッシュカードを容易に他人に奪われる状況においた場合

⑶その他上記⑴、⑵の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

以上
（2025年12月1日現在）

中国銀行ＪＣＢカード入会申込みに関する「株式会社中国銀行に対する同意事項」「保証委託を申込むにあたっての同意事項」

会員等は、株式会社中国銀行（以下、「銀行」という。）が発行する中国銀行ＪＣＢカードの申込みに際し、下記の内容について同意します。

≪株式会社中国銀行に対する同意事項≫

会員等は、株式会社中国銀行（以下「銀行」という）が、個人情報の保護に関する法律（平成15年法

律第57号）にもとづき、会員等の個人情報（氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、職業、勤務先、資産負債の状況、取引状況等）を、下記業務ならびに利用目的等の達成に必要な範囲で利用することに同意します。

銀行は、銀行法施行規則等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

（１）業務内容

①預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務。

②公共債販売業務、投資信託販売業務、保険募集業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法律により銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務。

③その他、銀行法等により認められている銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含みます）。

（２）利用目的

①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスのお申込みの受付のため。

②犯罪収益移転防止法に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく際の資格や条件を満たしているかの確認のため。

③預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため。

④融資のお申込みや継続的なご利用に際しての判断のため。（会員等と一体的に考慮する必要がある場合には、必要な範囲で、会員等のご家族さまの個人情報を含みます）

⑤金融商品やサービスを提供するのに際して、会員等に適切かどうか（適合性の原則）等の妥当性を判断するため。

⑥与信業務に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、銀行の適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため。

⑦銀行の適切な業務の遂行に必要な範囲で委託や共同利用をおこなうため。

⑧他の事業者から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため。

⑨会員等との契約や法律等にもとづいて銀行が権利の行使や義務の履行をおこなうため。

⑩会員等に、よりよい金融商品やサービスを提供する等のために市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等をおこない商品の研究や開発をおこなうため。

⑪ダイレクトメールの発送やお電話等による金融商品やサービスに関する各種ご提案等のため（商品・サービスのご利用やお取引の状況、ウエブサイトやアプリ等の閲覧履歴を分析し、会員等の関心やニーズに応じたご提案等を行うことを含みます）。（以下、「ダイレクト・マーケティング」といいます。）

⑫関連会社等の商品やサービスの各種ご提案のため（商品・サービスのご利用やお取引の状況、ウエブサイトやアプリ等の閲覧履歴を分析し、会員等の関心やニーズに応じたご提案等を行うことを含みます）。

⑬各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため。

⑭その他会員等とのお取引を適切かつ円滑に履行するため。

⑮株主さまについては、株主さまの権利等を適切に取扱うため。

※⑪に関して、希望しない場合には、本契約締結時、または事後にダイレクト・マーケティングの中止を申し出ることが出来ます。中止を希望される場合は最寄りの本支店にお申し出ください。

また、過去においてダイレクト・マーケティングの中止の意思表示をされた会員等は、所定の用紙を提出することで再開が可能です。

（個人情報の第三者提供に関する同意）

会員等は、個人情報が下記の目的で銀行から第三者に提供されることに同意します。

①取引上の判断に必要な場合で、不動産評価業務等の業務を第三者に委託する場合。

②銀行が借主に対して有する債権の管理・回収業務を「債権管理回収業に関する特別措置法」にもとづき法務大臣より営業許可を受けた債権管理回収専門会社に対して委託する場合。

③銀行が民法466条にもとづく債権譲渡をおこなう場合に譲渡先に対して必要な情報提供をおこなう場合。

④提携ローンの場合で、提携先に対する借入残高等の情報提供が必要な場合。

⑤連帯保証人（保証会社）への借主の残高等の情報提供が必要な場合。

（個人情報の共同利用に関する同意）

会員等は、個人情報が以下の目的で銀行グループ各社（株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ並びにその子会社、および持分法適用会社）および一般財団法人岡山経済研究所との間で共同して利用されることに同意します（個人情報の管理者は株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ https://www.chugin-fg.co.jp/company/profile/）。

（１）総合的サービスの提供
（２）リスク管理
（３）連結決算および経営管理
（４）その他、取引の円滑な履行のため

≪保証委託を申込むにあたっての同意事項≫

（保証会社による個人情報の収集・保有・利用）

会員等は、本申込みを含む保証委託先である保証会社との取引の与信判断および与信後の管理のため、以下の個人情報を保証会社が保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。

（１）所定の申込書に会員等が記載した会員等の氏名、年齢、生年月日、性別、住所、電話番号、Eメールアドレス、勤務先、職業、家族構成、住居状況等の申込書記載の会員等の属性内容。
（２）本申込みに関する申込日、申込みの金額、期間、商品名および保証会社が知り得る契約後の取引情報。
（３）本申込みに関する会員等の支払能力・返済能力を調査するため、会員等が申告した会員等の資産、負債、収入、支出、保証会社が収集したクレジット利用履歴および過去の債務の返済状況。
（４）契約に関する支払開始後の残高、月々の返済状況等の客観的な取引事実。
（５）本申込みをおこなう者が、本人に相違ないことを確認するために必要な、会員の運転免許証、パスポート、住民票の写しまたは記載事項証明書、印鑑証明書等への記載事項。

（保証会社による個人情報の利用）

会員等は、保証会社が下記の目的のために（保証会社による個人情報の収集・保有・利用）で記載した個人情報を利用することに同意します。

（１）信用保証の引受における審査や継続的なご利用に際しての判断。
（２）新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査。
（３）保証会社のクレジットカード関連事業における宣伝物・印刷物の送付等の営業活動。なお、(3)については送付の中止を申出ることができます。中止の申出があった場合は、それ以降保証会社での利用を中止する措置をとります。

（保証会社による個人情報の提供・利用）

会員等は、保証会社が下記の場合に個人情報を保護措置を講じた上で提供し当該提供先が利用することに同意します。

（１）保証会社が借主に対して有する債権の管理・回収業務を「債権管理回収業に関する特別措置法」にもとづき法務大臣より営業許可を受けた債権管理回収専門会社に対して委託する場合。
（２）保証会社が民法466条にもとづく債権譲渡をおこなう場合に譲渡先に対して必要な情報提供をおこなう場合。

（保証会社による個人情報の開示・訂正・削除）

１．会員等は保証会社に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求できます。開示請求手続きにつきましては、保証会社所定の方法（本社窓口への常時掲示）によってお知らせしております。
２．開示を求める場合、その他ご意見の申出に関しましては、本同意書末尾に記載の「ご相談窓口」に連絡して下さい。
３．万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、保証会社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

（保証会社による個人信用情報機関の利用・登録）

１．本会員等は、保証会社が加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および加盟事業者に対する当該情報の提供を業とする者）および当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、本会員等の個人情報（同機関の加盟事業者によって登録される契約内容・返済状況等の情報、貸金業協会から登録を依頼された情報、官報情報など同機関が独自に収集・登録する情報を含みます。）が登録されている場合には、銀行法施行規則、割賦販売法および貸金業法等により本会員等の支払能力・返済能力の調査の目的（与信判断のほか与信後の管理を含みます。）に限りそれを利用することに同意します。

２．本会員等の本申込み（後日契約をおこなった場合はその契約を含みます。）に関する客観的な取引事実にもとづく個人情報（その履歴を含む）が、保証会社の加盟する個人信用情報機関に本同意書末尾の「登録情報および登録期間」表に定める期間登録され、保証会社が加盟する個人信用情報機関および当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟事業者により、本会員等の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されることに同意します。

３．保証会社が加盟する個人信用情報機関および当該機関と提携する個人信用情報機関は本同意書末尾に記載の個人信用情報機関とします。各機関の加盟資格、加盟事業者名等は各機関のホームページに記載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関でおこないます。（保証会社ではできません。） また、本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途書面により通知し、同意を得るものとします。

（保証会社が加盟する個人信用情報機関の情報開示・訂正・削除）

１．本会員等は個人信用情報機関に対して個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求できます。個人信用情報機関に開示を求める場合には、本同意書末尾記載の個人信用情報機関に連絡して下さい。（保証会社では開示できません。）

２．本会員等は、保証会社の加盟する個人信用情報機関に登録されている本会員等の個人情報にかかる開示請求または当該情報に誤りがある場合の訂正・削除等の申立てを同機関が定める手続きおよび方法によっておこなうことができます。

（銀行と保証会社の情報交換）

１．会員等は、この申込みおよび契約期間中において、この申込書類に記載された内容および銀行との取引において銀行が知り得る会員等の取引情報および保証会社が知り得る会員等の取引情報が、取引上の判断をする目的で銀行と保証会社各々で利用されること、また銀行および保証会社相互に情報交換され利用されることに同意します。

２．会員等は、保証会社が保証債務を履行した場合には、この情報交換がその履行日以降も求償債権を回収するまでおこなわれることに同意します。また、契約終了後、求償債権回収後であっても、商品開発の目的で銀行と保証会社各々で利用されること、また銀行および保証会社相互に情報交換され利用されることがあることに同意します。

（注）銀行と保証会社が加盟する本同意書末尾に記載の個人信用情報機関から各々取得した個人信用情報それ自体の情報交換はおこないません。

（同意条項に不同意の場合）

保証会社は、会員等が本申込みに必要な記載事項（本申込書類で私が記載すべき事項）の記載を希望しない場合および本同意事項の内容全部または一部を承認できない場合、本申込みをお断りすることがあります。ただし、本同意書（保証会社による個人情報の利用）(3)に同意しない場合でも、保証会社がこれを理由に本申込みをお断りすることはありません。

（保証契約が不成立の場合）

保証契約が不成立の場合であっても本申込みをした事実は、本同意書末尾の「登録情報および登録期間」表②により申込結果の理由のいかんを問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

（同意条項の変更）

本同意書の同意条項は、法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

＜ご相談窓口＞

１．宣伝印刷物送付等の営業案内中止のお申出については下記にご連絡ください。

株式会社中国銀行 クレジットカードデスク

086-801-2044または050-3355-1965

〒700-8628 岡山市北区丸の内1-15-20

株式会社ジェーシービー JCBインフォメーションセンター

東京0422-76-1700 大阪06-6941-1700

福岡092-712-4450 札幌011-271-1411

２．本同意書についてのお申出、お問い合わせ、ご相談、個人情報の開示・訂正・削除等の会員等の個人情報に関する各種お問い合わせ(ただし個人情報の共同利用に関するお問い合わせについては項番4に従うものとします。)および支払停止の抗弁に関する書面については下記相談窓口にご連絡ください。

なお、当行、JCBおよび中銀カードでは、個人情報保護の徹底を推進する管理責任者を設置しておりま

す。
株式会社中国銀行 クレジットカードデスク （責任者：お客さまサービスセンター長）
086-801-2044または050-3355-1965
〒700-8628 岡山市北区丸の内1-15-20
株式会社ジェーシービー
WEBサイトに記載の当社の個人情報に関する相談窓口にご連絡ください。
（個人情報に関する相談窓口）
https://www.jcb.co.jp/merchant/privacy/#teikei
中銀カード株式会社 お客さま相談室 （責任者：お客さま相談室長）
086-231-2271 〒700-0904 岡山市北区柳町2-11-23

3. 商品等についてのお問い合わせ、ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。
4. JCBおよびJCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社が共同利用する個人情報に関する各種お問い合わせについては下記にご連絡ください。
株式会社ジェーシービー
お客様相談室
〒107-8686 東京都港区南青山5-1-22 青山ライズスクエア
0120-668-500

＜共同利用会社＞
共同利用会社は以下のとおりです。
〇株式会社JCBトラベル
〒171-0033 東京都豊島区高田3-13-2 高田馬場TSビル
利用目的：旅行サービス、航空券・ゴルフ場等リザベーションサービス、株式会社JCBトラベルが運営する「J-Basketサービス」等の提供
〇株式会社ジェーシービー・サービス
〒107-0062 東京都港区南青山5-1-20 青山ライズフォート
利用目的：保険サービス等の提供

＜加盟個人信用情報機関＞
本同意書に定める加盟個人信用情報機関は以下のとおりです。
●株式会社シー・アイ・シー（ＣＩＣ）（割賦販売法にもとづく指定信用情報機関）
電話番号 0570-666-414 https://www.cic.co.jp/
●全国銀行個人信用情報センター
電話番号 03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/
※保証会社が加盟する個人信用情報機関は、株式会社シー・アイ・シー（ＣＩＣ）です。
※各個人信用情報機関の加盟資格、加盟事業者企業名等の詳細は上記の各社開設のホームページをご覧ください。

「登録情報および登録期間」

	ＣＩＣ	全国銀行個人信用情報センター
①本人を特定するための情報（氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、本人確認書類の記号番号等）	左記②③④⑤⑥のいずれかの情報が登録されている期間	
②本契約の申し込みに係る事実（加盟個人信用情報機関への照会日 、契約の種類等）	当該照会日より6か月間	当該照会日から1年を超えない期間
③本契約に係る事実（入会年月日、利用可能枠、貸	契約期間中および契約終了日（完済していない場合は完済	契約期間中および契約終了日（完済していない場合は完済

付残高、割賦残高、年間請求予定額等の本契約の内容、支払い状況、債務の支払いを延滞した事実等）	日）から5年以内	日）から5年を超えない期間
④官報において公開されている情報	―	破産手続開始決定等を受けた日から７年を超えない期間
⑤登録情報に関する苦情を受け、 調査中である旨	当該調査中の期間	
⑥本人確認資料の紛失・盗難、貸付自粛等の本人申告情報	登録日より5年以内	本人申告のあった日から5年を超えない期間

※上記のうち、個人信用情報機関が独自に収集し、登録するものは、④⑤⑥となります。

※上表の他、ＣＩＣについては支払い停止の抗弁の申出が行われていることが、その抗弁に関する調査期間中登録されます。

＜提携個人信用情報機関＞

本規約に定める提携個人信用情報機関は以下のとおりです。

●株式会社日本信用情報機構（JICC）

電話番号 0570-055-955

https://www.jicc.co.jp/

※株式会社日本信用情報機構の加盟資格、加盟事業者企業名等の詳細は、上記の同社開設のホームページをご覧ください。

※加盟個人信用情報機関と提携個人信用情報機関の関係は以下のとおりです。

加盟個人信用情報機関	提携個人信用情報機関
CIC	ＪＩＣＣ、 全国銀行個人信用情報センター
JICC	ＣＩＣ、 全国銀行個人信用情報センター
全国銀行個人信用情報センター	CIC、JICC